

地方公営企業等の現状と課題

令和4年7月26日

総務省 自治財政局 公営企業課 理事官

萩原 啓

【目次】

1. 地方公営企業の制度概要	・・・ p.	2
2. 地方公営企業の現状と課題	・・・ p.	5
3. 地方公営企業の更なる経営改革の取組	・・・ p.	15
4. 経営戦略の策定・改定の推進	・・・ p.	18
5(1). 抜本的な改革の検討の推進	・・・ p.	25
5(2). 広域化等の推進	・・・ p.	31
5(3). 民間活用等	・・・ p.	63
5(4). 公営企業の脱炭素化の取組	・・・ p.	70
6. 見える化の推進	・・・ p.	73
7. 人的支援	・・・ p.	90
8. 第三セクター等の経営改革	・・・ p.	92
9. 新型コロナウイルス感染症対策に関する取組	・・・ p.	97

1. 地方公営企業の制度概要

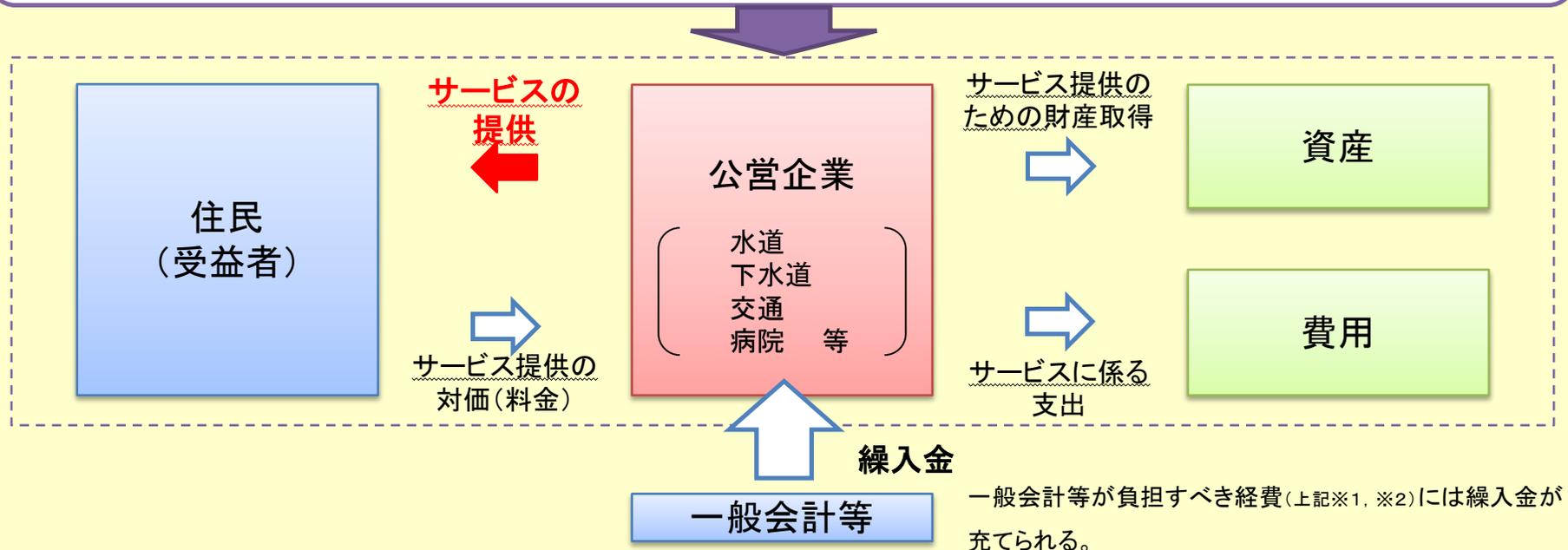
公営企業とは

- 公営企業とは、地方公共団体が行う事業のうち、“企業”と観念されるもの。
- 一般会計においては税金等を財源として事業が行われるのに対し、公営企業の事業に要する経費については、原則として事業の経営に伴う収入が充てられる。
- 上記の例外として事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費(※1)、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費(※2)については、一般会計等からの繰入金が充てられる。

※1:【例】水道事業における、公共の消防のための消火栓に要する経費 ※2:【例】病院事業における、へき地医療に要する経費

公営企業の経理について

- 一般会計が負担すべき経費を除き、料金収入で賄う独立採算による経営が行われる。
- 独立採算の原則に基づく経済活動を常に明確に把握するため、特別会計を設置して、一般会計と区分する。
- 地方公営企業法を適用する公営企業においては、一般会計と異なり企業会計方式による経理が行われる。



地方公営企業法の適用範囲

地方財政法第5条第1号に規定する公営企業

<法適用事業>

(地公企法の規定を適用する事業)

<当然適用事業>

(地公企法2①②)

【全部適用事業】

- 水道
- 工業用水道
- 交通(軌道)
- // (自動車)
- // (鉄道)
- 電気
- ガス

【財務規定等適用事業】

- 病院

<任意適用事業>

(地公企法2③)

自主的に適用

- 交通(船舶)
- 簡易水道
- 港湾整備
- 市場
- と畜場
- 観光施設
- 宅地造成
- 公共下水道
- その他下水道
- 介護サービス
- 駐車場整備
- 有料道路
- その他
(有線放送等)

※ ●のついたものは、地財法第6条に規定する特別会計設置義務のある公営企業。

※ 地方公営企業のうち、法適用事業は4,601事業、法非適用事業は3,503事業となっている。(令和2年度)

◎地方公共団体では、法非適用事業に地方公営企業会計を自主的に適用することが望まれる。

2. 地方公営企業の現状と課題

地方公営企業の役割

- 地方公共団体は、一般的な行政活動のほか、水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、下水の処理など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する様々な事業活動を行っている。
- こうした事業を行うために地方公共団体が経営する企業活動を総称して「地方公営企業」と呼び、サービスの生産提供に要する経費は、対価として受益者から受け取る料金収入により賄うことを原則とした、自立的な生産経済活動を行う。

主な地方公営企業の事業全体に占める割合(令和2年度)

事業	指標	全事業	左記にしめる 地方公営企業 の割合	地方公営企業の 事業数
水道	現在給水人口	1億2,437万人	99.6%	1,794
工業用水道	年間総配水量	41億91百万m ³	99.9%	154
鉄軌道	年間輸送人員	177億人	10.2%	14
自動車運送	年間輸送人員	33億人	19.9%	24
電気	年間発電電力量	8,454億9百万kWh	0.9%	99
ガス	年間ガス販売量	1兆6,539億36百万MJ	1.5%	22
病院	病床数	1,510千床	13.5%	683
下水道	汚水処理人口	1億1,637万人	90.5%	3,606

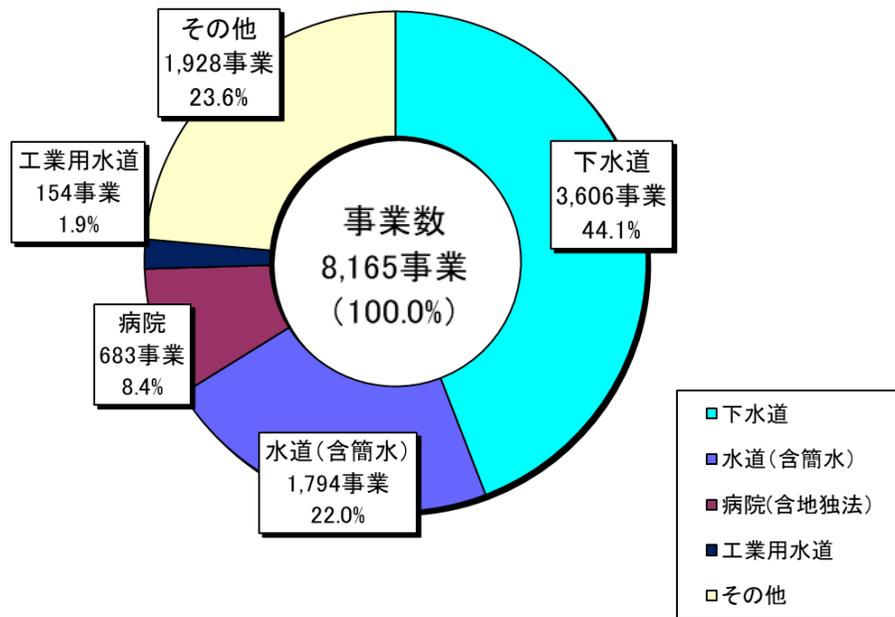
上記のほか、船舶、港湾整備、市場、と畜場、観光施設、宅地造成、有料道路、駐車場、介護サービスなどの事業がある。

地方公営企業等の事業数(令和2年度決算)

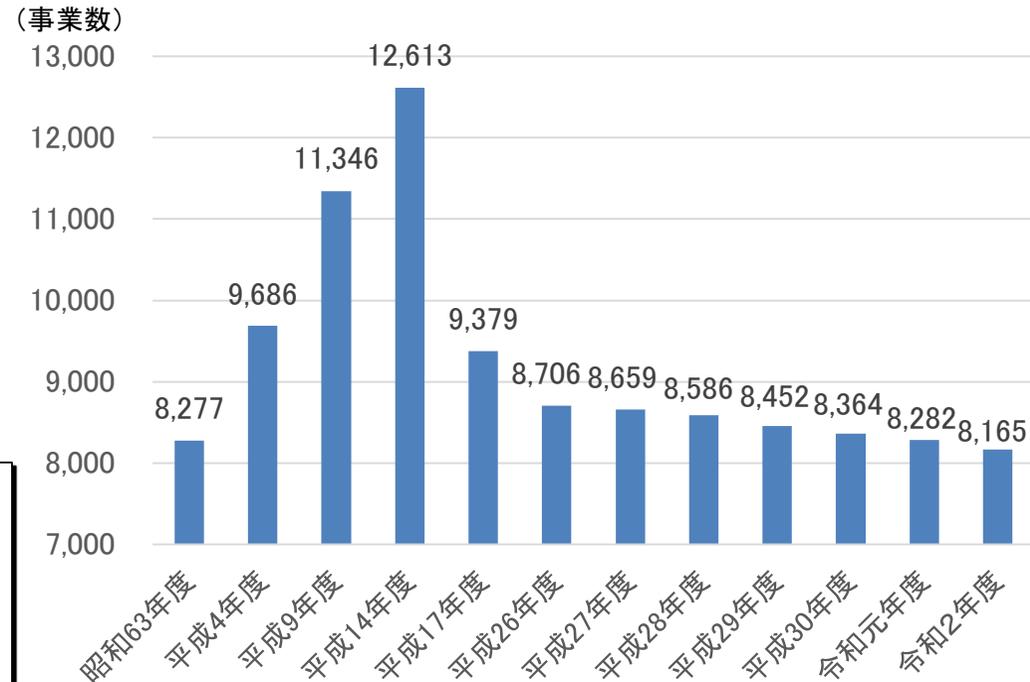
事業数は、令和2年度末現在8,165事業で、前年度末に比べ117事業、1.4%減少している。

事業別にみると、下水道事業が最も多く、次いで水道事業、病院事業となっている。

地方公営企業等の事業数の状況（令和2年度末）



地方公営企業等の事業数の推移

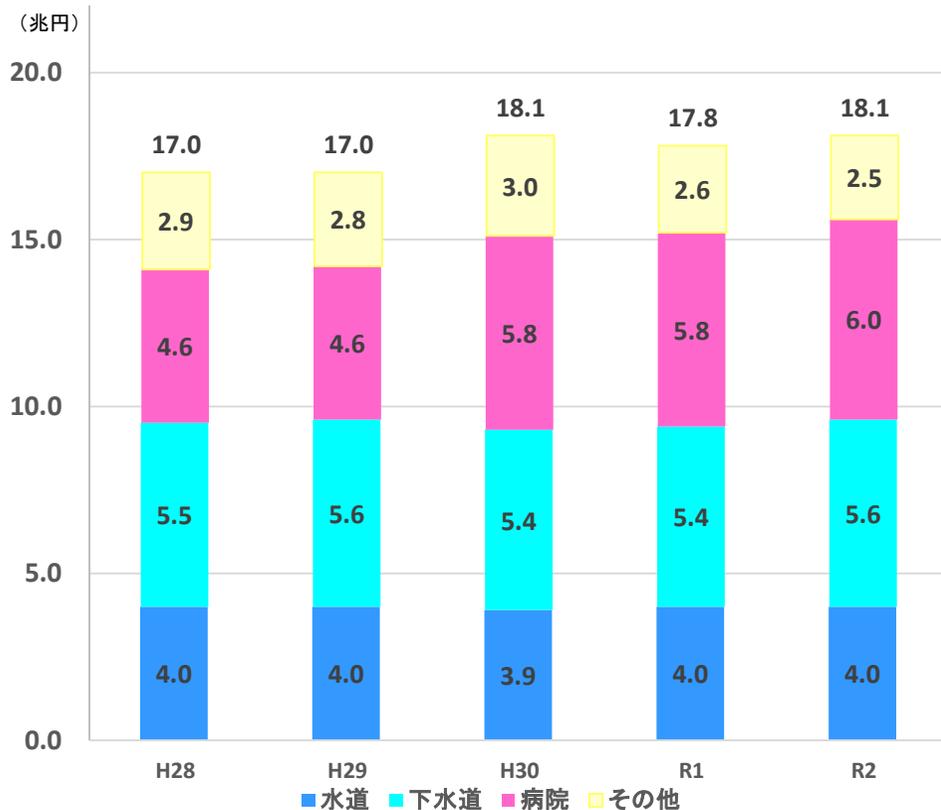


※平成26年度から公営企業型地方独立行政法人を含む。

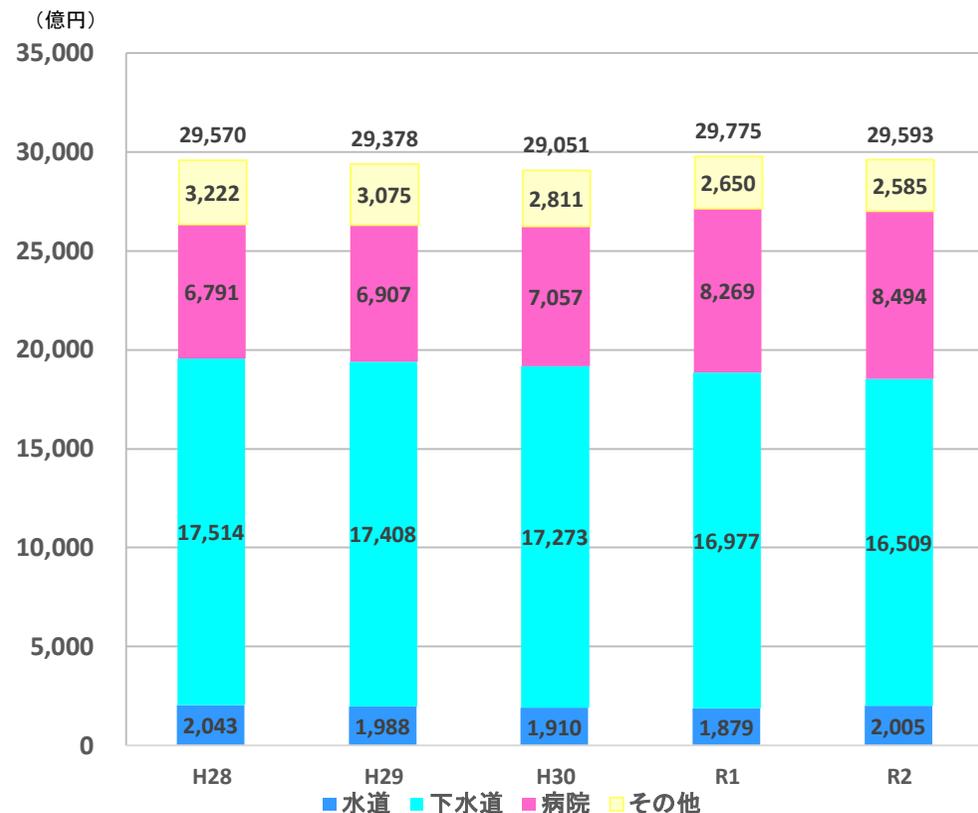
地方公営企業等の現状（1）

- 決算規模は、令和2年度決算で18兆751億円（対前年度+2,731億円、1.5%増加）であり、ここ数年は横ばいの傾向にある。
- 他会計繰入金は、令和2年度決算で2兆9,593億円（対前年度△182億円、0.6%減少）。近年は減少傾向にあるが、繰入額が大きい事業のうち、下水道事業は減少傾向にあり、病院事業は増加傾向にある。

地方公営企業等の決算規模の推移



地方公営企業等の他会計繰入金の推移

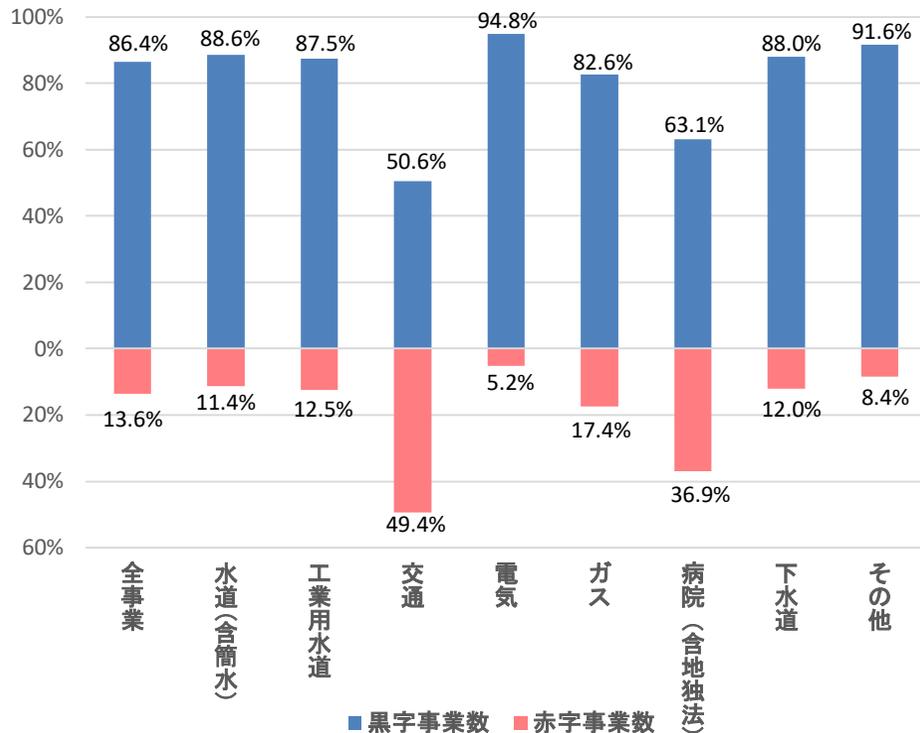


※公営企業型地方独立行政法人を含む。また、公営企業型地方独立行政法人においては、他会計繰入金に運営費負担金等を計上している。

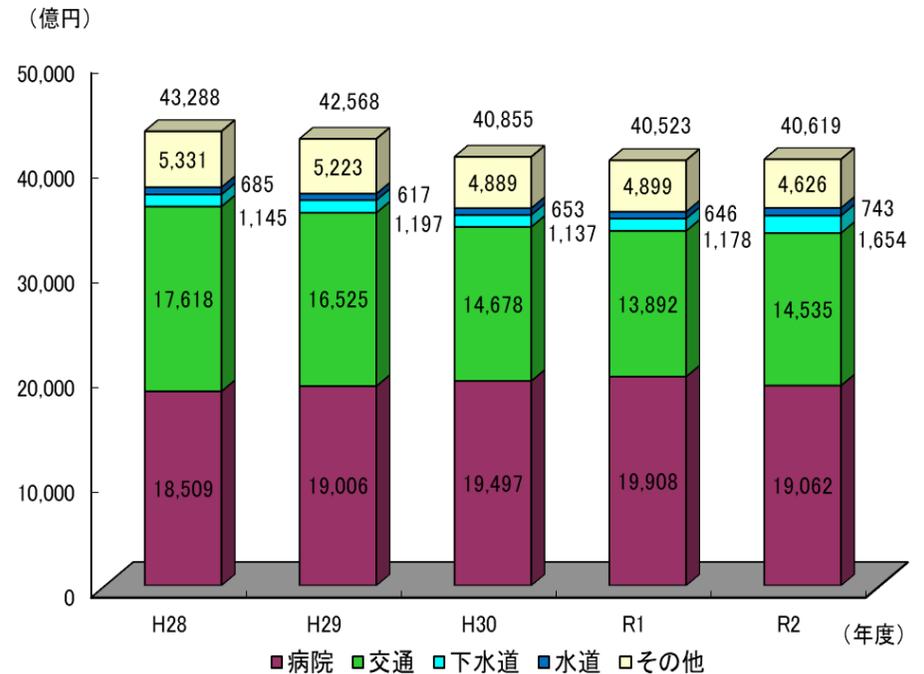
地方公営企業等の現状 (2)

- 令和2年度決算では黒字事業数は6,998事業(全体の86.4%)であり、赤字事業数は1,098事業(全体の13.6%)となっている。事業別にみると、交通事業では約49%が赤字事業となっている。
(※事業数は決算対象事業数(建設中のものを除く。)であり、年度末事業数とは一致しない。)
- 累積欠損金は、令和2年度決算で4兆619億円(対前年度97億円、0.2%増加)。
近年は交通事業における経営改善等により減少傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の影響で増加に転じた。

地方公営企業等の黒字(赤字)事業数の事業別割合



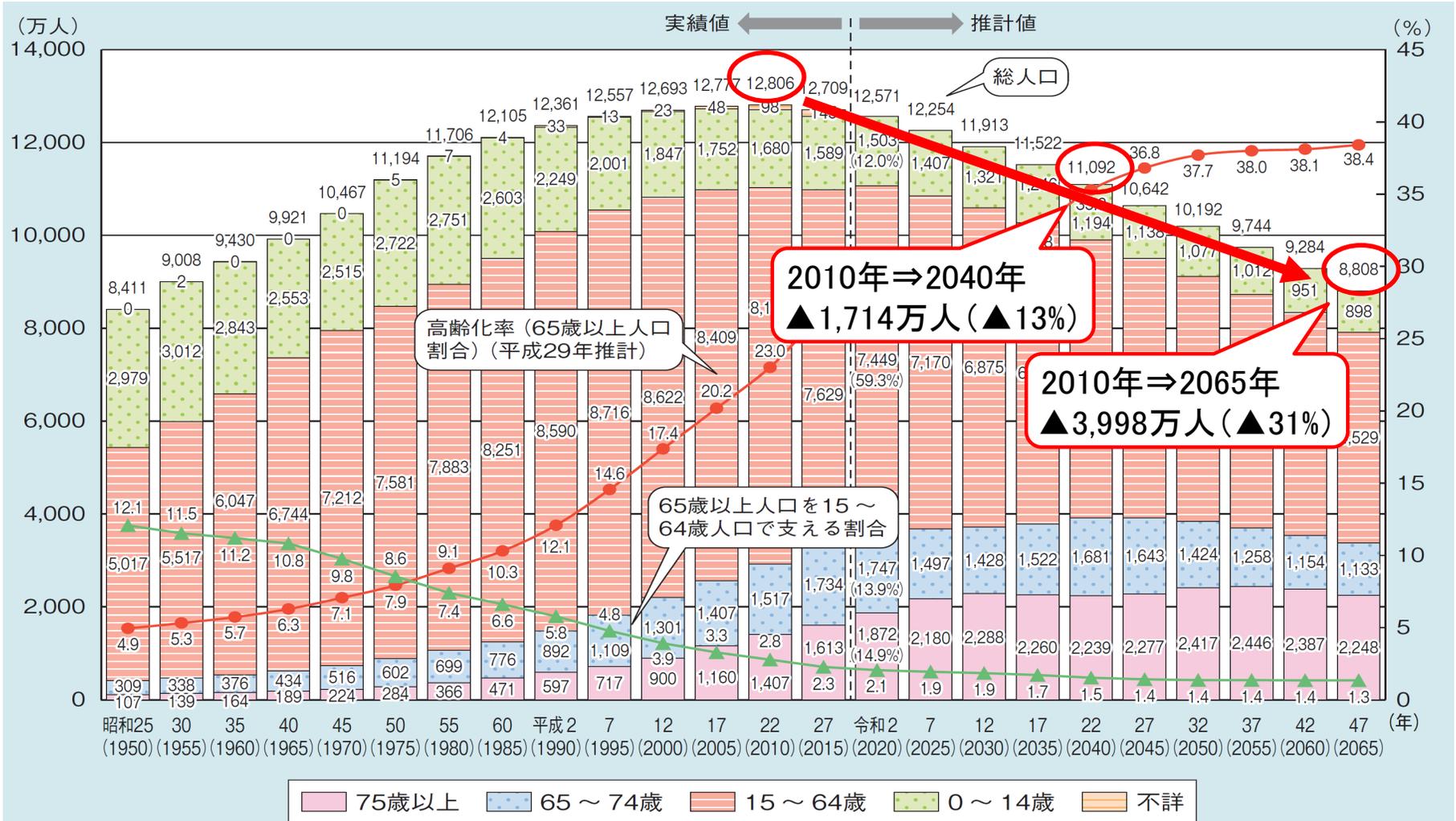
地方公営企業等の累積欠損金の推移



※公営企業型地方独立行政法人を含む。

日本の人口推移

○ 日本の総人口は、平成22年(2010年)の1億2,806万人をピークに、2040年には1億1,092万人(13%減)、2065年には8,808万人(31%減)になると予想されている。



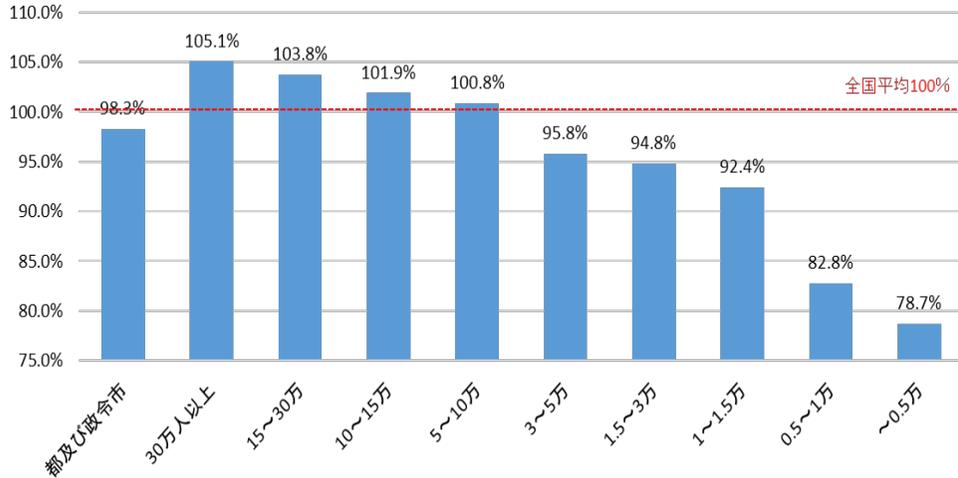
資料：棒グラフと実線の高齢化率については、2015年までは総務省「国勢調査」、2020年は総務省「人口推計」（令和2年10月1日現在（平成27年国勢調査を基準とする推計））、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。

(出典) 令和3年版高齢社会白書(内閣府)をもとに総務省で加工

水道事業の現状と課題(1)

- 給水人口が少ないほど、料金回収率が低くなる傾向にあり、赤字団体の割合も、給水人口が少ない団体に多い傾向がある。
- 投資額の減少とともに、管路更新率も低下しており、耐用年数を超えた管路が増加している。
- 今後、これまで整備された施設が大量に更新時期を迎える。

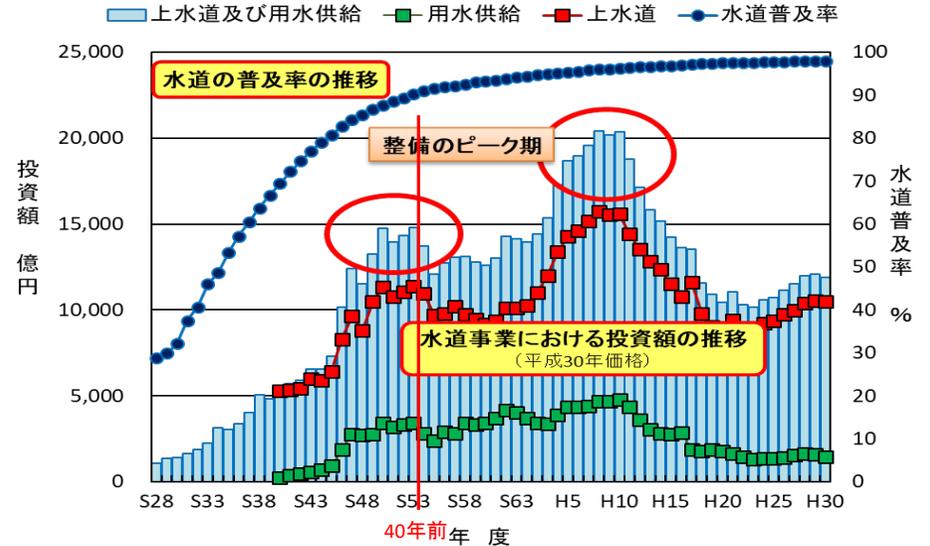
上水道事業における給水人口別の料金回収率



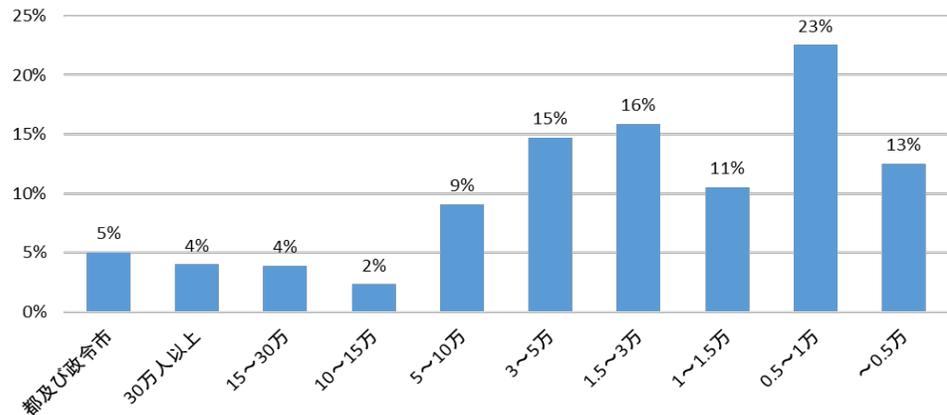
※加重平均により算出

令和2年度地方公営企業決算状況調査より

【水道への投資額の推移】

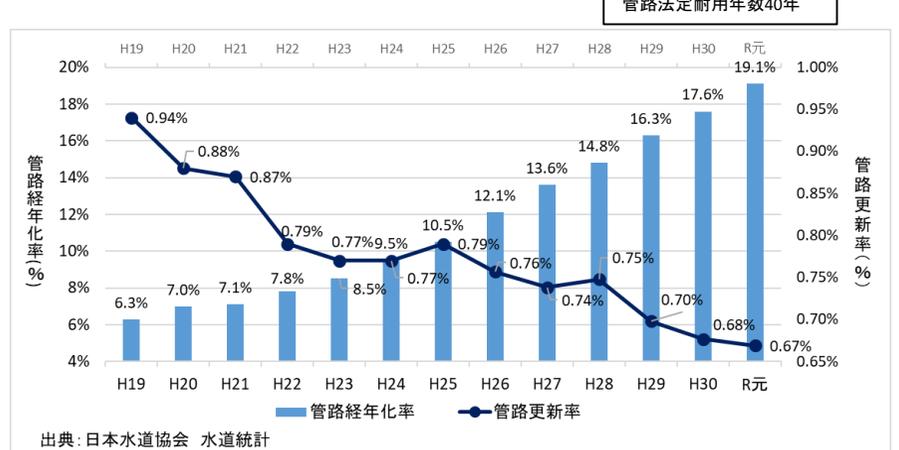


上水道事業における給水人口別団体に占める赤字団体の割合



令和2年度地方公営企業決算状況調査より

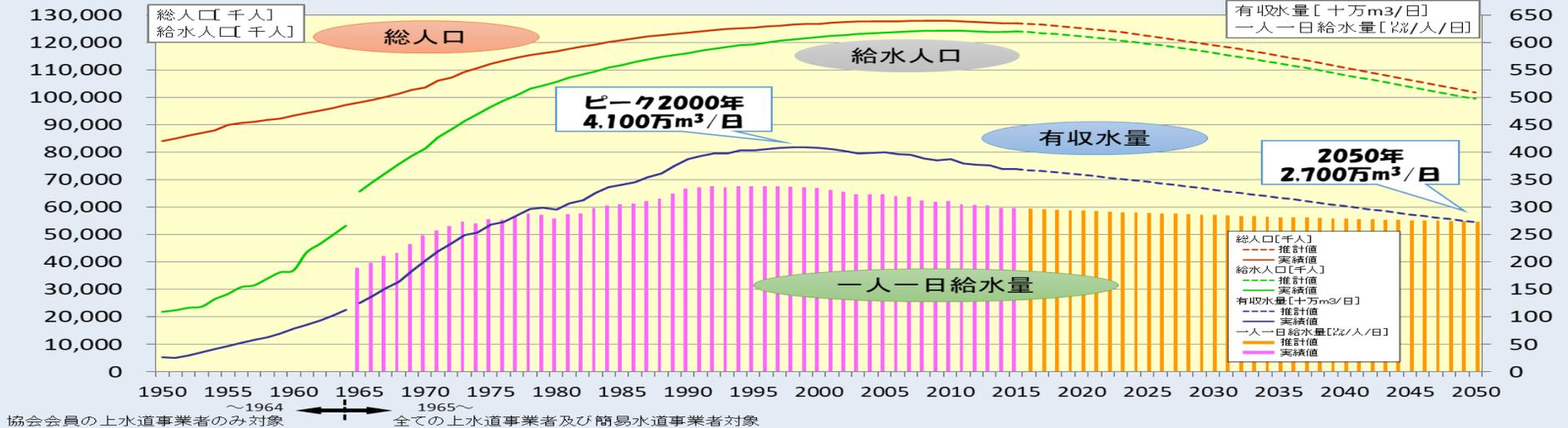
【管路経年化率及び管路更新率の現状】



出典：日本水道協会 水道統計

水道事業の現状と課題(2)

- 急速な人口減少により、2050年には有収水量がピーク時の約2/3程度まで減少する見通し
- これに伴い、すでに減少局面にある料金収入は、さらに減少圧迫を受け、経営環境が厳しくなるが、給水人口規模の小さい団体ほど、その影響は大きい。



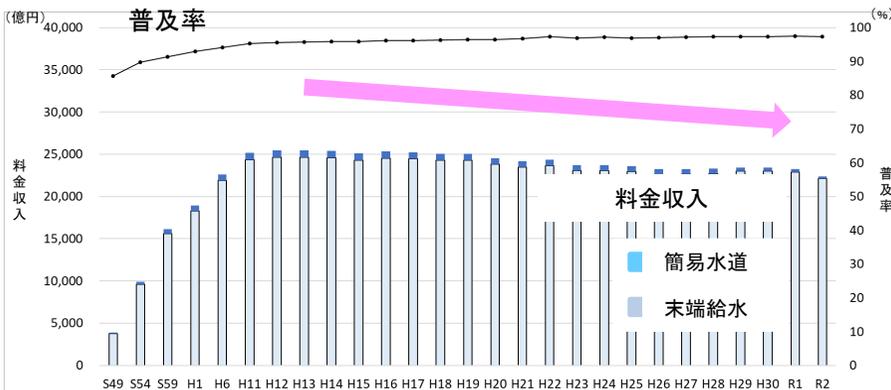
【実績値 (～2015)】水道統計 (日本水道協会) 「給水人口」「有収水量」は、上水道及び簡易水道の給水人口、有収水量である。一人一日給水量=有収水量÷給水人口

【推計方法】

- ①給水人口：日本の将来推計人口 (平成29年推計) に、上水道及び簡易水道の普及率 (H27実績97.6%) を乗じて算出した。
- ②有収水量：家庭用と家庭用以外に分類して推計した。家庭用有収水量=家庭用原単位×給水人口
家庭用以外有収水量は、今後の景気の動向や地下水利用専用水道等の動向を把握することが困難であるため、家庭用有収水量の推移に準じて推移するものと考え、家庭用有収水量の比率 (0.310) で設定した。
- ③一人一日給水量：一人一日給水量=有収水量÷給水人口

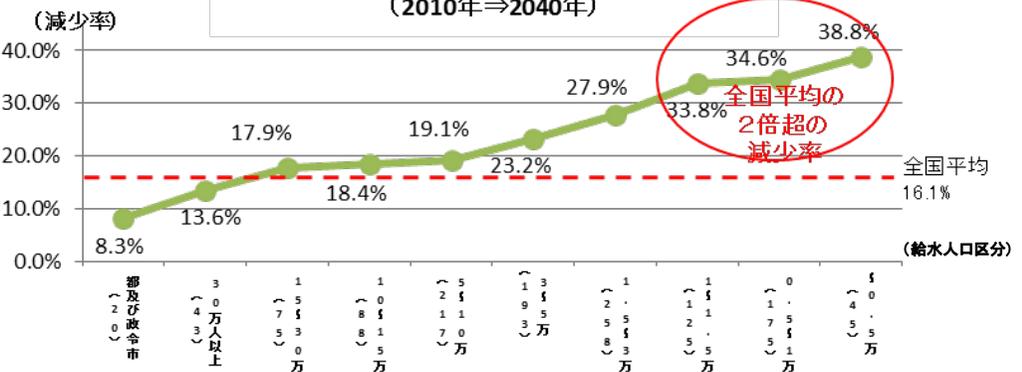
※ 厚生労働省作成資料を一部加工

水道事業料金収入推移



出典：地方公営企業決算状況調査

給水人口規模別の人口減少率 (2010年⇒2040年)

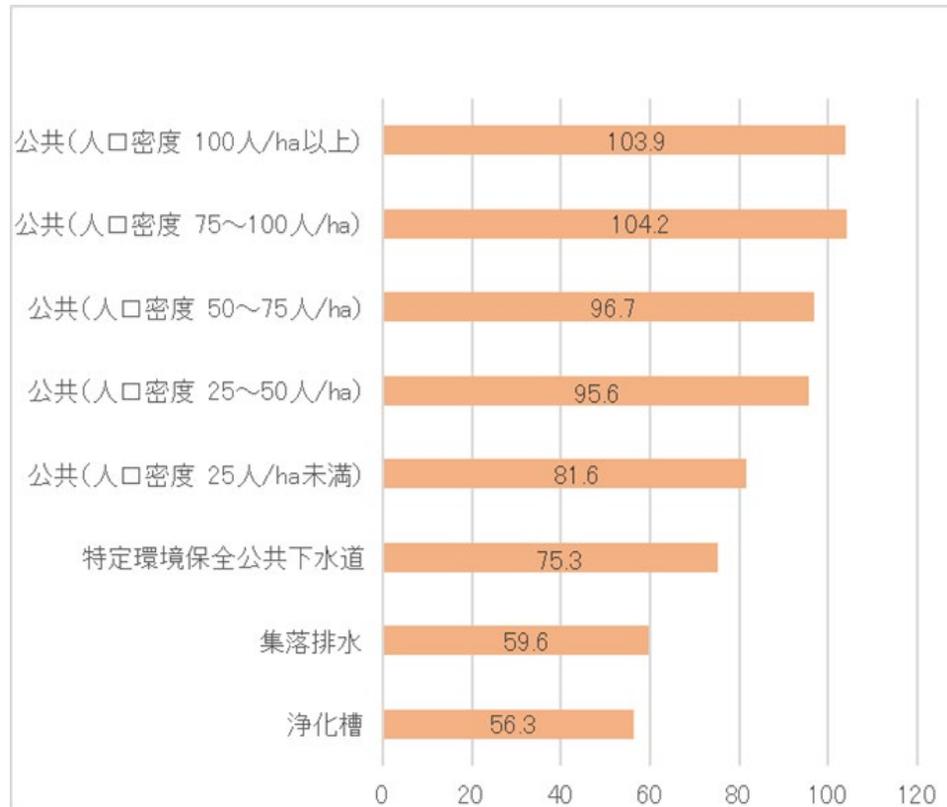


※ 2010年から2040年の人口減少率
 ※ 減少率は各給水人口区分内の団体の単純平均
 ※ 福島県及び一部の末端事業者の推計人口のデータがないため、上水道末端事業者数と一致しない

下水道事業の現状と課題

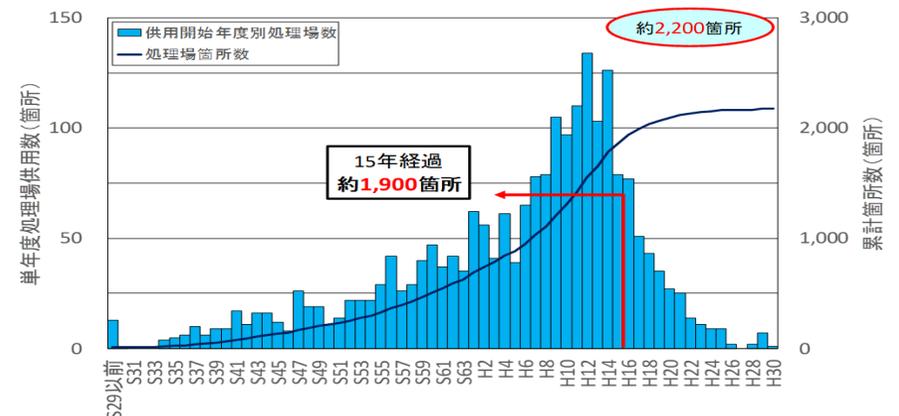
- 処理区域内人口密度の低い公共下水道や集落排水、浄化槽の事業で、必要な汚水処理費用を使用料収入で賄っている割合を示す経費回収率が低い傾向がある。
- 今後、処理場、管路施設などのこれまで整備された施設が大量に更新時期を迎える。

■ 経費回収率(%) (R2年度)

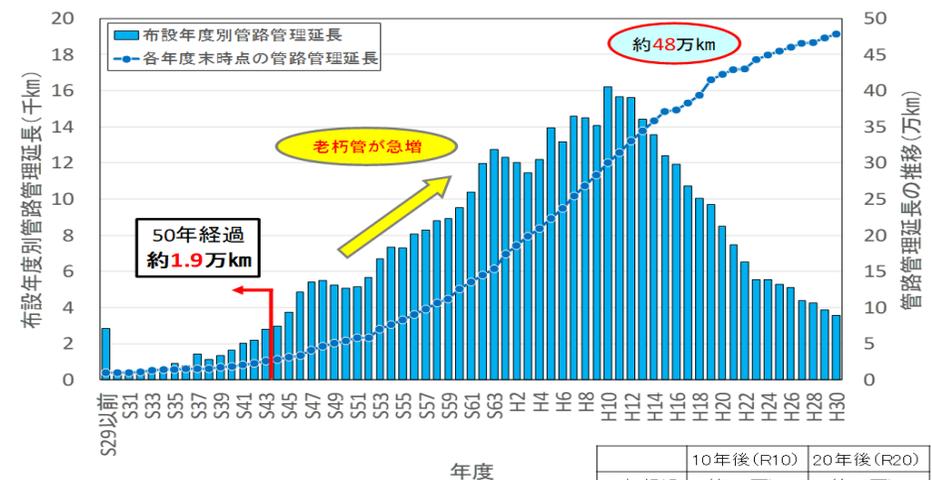


注)
 経費回収率: 使用料単価/汚水処理原価
 公共: 公共下水道
 人口密度: 処理区域内人口密度
 集落排水: 農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設
 浄化槽: 特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設

■ 処理場の年度別供用箇所数(H30年度)



■ 管路施設の年度別管理延長(H30年度)



全国の病院に占める公立病院の役割

- 全国の病院に占める公立病院の割合は、病院数で約10%、病床数で約14%。
- 民間病院の立地が困難なへき地等における医療や、救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に係る医療、民間病院では限界のある高度・先進医療の多くを公立病院が担っている。

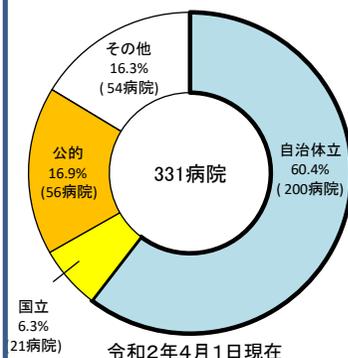
○全国の病院に占める公立病院の割合

	病院数	病床数
全 体	8,227	1,507,042
公 立	853 (10.4%)	203,882 (13.5%)
国 立	321 (3.9%)	124,816 (8.3%)
公 的	344 (4.2%)	104,989 (7.0%)
そ の 他	6,709 (81.5%)	1,073,355 (71.2%)

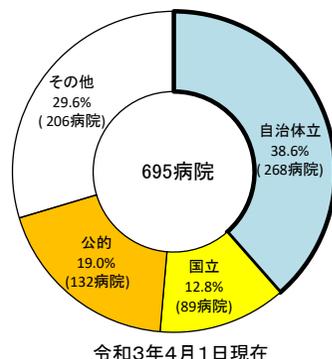
※表は医療施設動態調査（令和3年3月末）（厚労省）より作成
 ※表の「公立病院」は、地方公営企業の病院及び公営企業型地方独立行政法人病院
 ※表の「公的病院」は、公立大学附属病院や日本赤十字社、済生会、厚生連等が開設・運営する病院

○自治体病院の役割

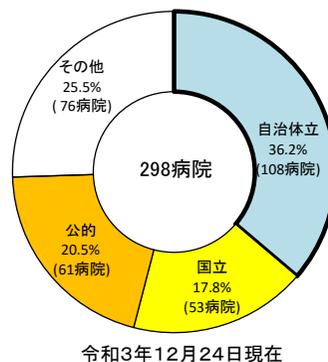
へき地医療拠点病院



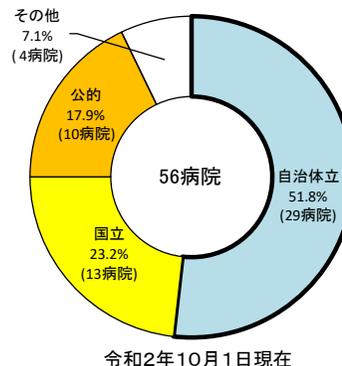
地域災害拠点病院



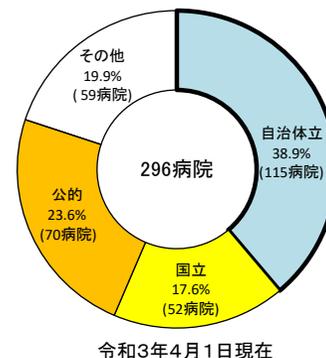
救命救急センター



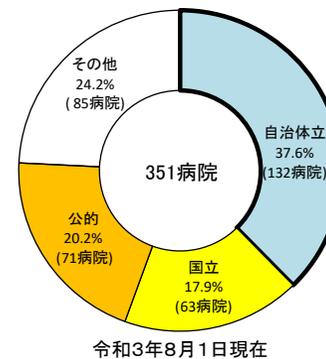
第一種感染症指定医療機関



地域周産期母子医療センター



地域がん診療連携拠点病院



(出典:厚労省調査より作成)

3. 地方公営企業の更なる経営改革の取組

公営企業における更なる経営改革の推進

公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ
 - 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
 - 民間活用の推進等に伴い職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
 - 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念
- さらに厳しい経営環境

更なる経営改革の推進

経営戦略の策定・改定

- 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- 中長期の人口減少の推計等を踏まえた、ストックマネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、投資・財政計画を策定
- 各公営企業において、令和7年度までに改定を行う

投資試算

財源試算

(計画期間内に収支ギャップを解消する)

投資・財政計画(基本10年以上)の策定

広域化等・
民間活用

人材確保、
組織体制の整備

新技術、ICTの
活用

相互に反映

抜本的な改革の検討

- 公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討

①事業そのものの必要性・
公営で行う必要性 (※1)

事業廃止

②事業としての持続可能性

民営化・民間譲渡

③経営形態
(事業規模・範囲・担い手)

広域化等 (※2)

民間活用

(※1): 水道事業及び下水道事業については、公営で行う必要性が高く、地方公共団体の事業主体としての位置づけが法定されていることから、②・③を議論し、広域化等及び民間活用を検討

(※2): 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化などを含む概念

公営企業の「見える化」

- 複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
 - 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
 - 広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組にも寄与
- 経営指標の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営の現状及び課題を分析

公営企業会計の適用拡大

経営比較分析表の作成・公表

更なる経営改革のスケジュール

業務	年度	～H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5～
抜本的改革		集中的取組を要請 [H21～H25]	○留意事項通知により抜本的改革の取組を要請 [H26.8]		○あり方研究会報告書公表 [H29.3] ○「先進・優良事例集」公表 [H29.3]		○「先進・優良事例集」更新 [H30.4]	○「先進・優良事例集」更新 [H31.4]	○「先進・優良事例集」更新 [R2.10]	○「先進・優良事例集」更新 [R4.3]	抜本的改革の取組を引き続き推進	
	広域化等			(水道事業) ○広域連携検討体制の構築を要請 [H28.2]		(下水道事業) ○広域化・共同化計画の策定を要請 [H30.1]	(水道事業) ○広域化通知によりプラン策定を要請 [H31.1]	令和4年度までに策定				
経営戦略			○留意事項通知により経営戦略策定を要請 [H26.8] ○新公立病院改革ガイドライン公表 [H27.3]	○経営戦略策定ガイドライン公表 [H28.1] ○策定推進通知発出 [H28.1]	○経営戦略策定ガイドライン改訂 [H29.3]	全ての事業について策定を要請		○策定・改定推進通知発出 [H31.3]		○改定推進通知発出 [R4.1]	PDCAによる改定・見直し 全ての事業について改定を要請(～R7)	
※ 病院事業においては、「公立病院経営強化プラン」			全ての病院事業について策定							○公立病院経営強化ガイドライン公表 [R4.3]	全ての病院事業について策定	
「見える化」	公営企業会計適用		○会計適用推進通知発出 [H27.1] ○法適用マニュアル公表 [H27.1]	会計適用推進通知による「集中取組期間」 人口3万人以上の団体における下水道事業及び簡易水道事業について適用推進				○会計適用推進通知発出 [H31.1] ○法適用マニュアル改訂 [H31.3]	会計適用推進通知による「拡大集中取組期間」(～R5) 人口3万人未満の団体における下水道事業及び簡易水道事業のほか、その他の法非適用事業にも取組を拡大			
	経営比較分析表			○水道・下水道事業を公表 [H28.2]		○バス・電気事業を公表 [H29.9]	○観光施設・駐車場整備事業を公表 [H30.4] ○病院事業を公表 [H30.11]	○工業用水道事業を公表 [R2.3]				引き続き作成・公表
					公表分野の拡大等							

《用語凡例》

- 留意事項通知 : 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け公営企業課長等通知)
- 広域化通知 : 「「水道広域化推進プラン」の策定について」(平成31年1月25日付け総務省自治財政局長等通知)
- 策定推進通知 : 「「経営戦略」の策定推進について」(平成28年1月26日付け公営企業課長等通知)
- 策定・改定推進通知 : 「「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について」(平成31年3月29日付け公営企業課長等通知)
- 改定推進通知 : 「「経営戦略」の改定推進について」(令和4年1月25日付け公営企業課長等通知)
- 会計適用推進通知 : 「公営企業会計の適用の推進について」(平成27年1月27日付け総務大臣通知)等・「公営企業会計の適用の更なる推進について」(平成31年1月25日付け総務大臣通知)等

4. 経営戦略の策定・改定の推進

公営企業における更なる経営改革の推進

公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ
 - 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
 - 民間活用の推進等に伴い職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
 - 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念
- さらに厳しい経営環境

更なる経営改革の推進

経営戦略の策定・改定

- 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- 中長期の人口減少の推計等を踏まえた、ストックマネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、投資・財政計画を策定
- 各公営企業において、令和7年度までに改定を行う

投資試算

財源試算

(計画期間内に収支ギャップを解消する)

投資・財政計画(基本10年以上)の策定

広域化等・
民間活用

人材確保、
組織体制の整備

新技術、ICTの
活用

相互に反映

抜本的な改革の検討

- 公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討

①事業そのものの必要性・
公営で行う必要性 (※1)

事業廃止

②事業としての持続可能性

民営化・民間譲渡

③経営形態
(事業規模・範囲・担い手)

広域化等 (※2)

民間活用

(※1): 水道事業及び下水道事業については、公営で行う必要性が高く、地方公共団体の事業主体としての位置づけが法定されていることから、②・③を議論し、広域化等及び民間活用を検討

(※2): 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化などを含む概念

公営企業の「見える化」

- 複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
 - 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
 - 広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組にも寄与
- 経営指標の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営の現状及び課題を分析

公営企業会計の適用拡大

経営比較分析表の作成・公表

公営企業の「経営戦略」の策定・改定の推進について

- 各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。
(平成26年8月29日付け公営企業三課室長通知)

- 令和2年度までの策定を要請。
(平成28年1月26日付け公営企業三課室長通知)
- 令和7年度までの改定を要請。
(令和3年1月22日付け公営企業三課室事務連絡、令和4年1月25日付け公営企業三課室長通知)

経営戦略 [イメージ]

投資試算

- 長期の人口減少推計を踏まえた将来の需要予測等に基づく合理的な投資額の設定
- 長寿命化等による平準化等

財源試算

- 料金、企業債、一般会計繰出金等の水準の見直し 等

計画期間内の
収支均衡

収支ギャップが生じた場合には
その解消を図る

- ・広域化等
- ・指定管理者制度、包括的民間委託 等
- ・PPP/PFI等

組織、人材、定員、
給与の適正化

その他の経営基盤強化
の取組 (ICT活用等)

PDCAサイクル

- ◆ 毎年度、進捗管理
- ◆ 計画と実績の乖離の検証
- ◆ 3~5年ごとの見直し

投資・財政計画の策定

(計画期間は基本10年以上)

- 経営基盤強化と財政マネジメントの向上のツール
- 経営健全化に向けた議論の契機とするため住民・議会に対して「公開」

経営戦略の策定・改定の推進

- 「経営戦略策定ガイドライン」の策定・公表
(平成28年1月策定・公表、平成29年3月改訂)
- 「経営戦略策定・改定ガイドライン」の策定・公表
(平成31年3月策定・公表)

ガイドラインの内容

- ・「経営戦略」の策定後も、毎年度、進捗管理や計画実績との乖離検証を行い、**3年~5年毎の改定**が必要。
- ・**収支均衡を図るため、ストックマネジメント、公営企業会計の導入、料金水準の適正化の議論などを反映し、質の向上を図る**よう要請。
- ・事業ごとの具体的な策定・改定実務の手引書となる「経営戦略策定・改定マニュアル」を作成。

策定状況

(毎年度、策定状況を調査・公表)

- **令和3年度までに98.0%が策定予定**。
(令和3年3月31日時点の策定率は90.8%。)

財政措置等

- 経営・財務マネジメント強化事業(令和3年度から)
- 経営戦略の策定を要件としている地方財政措置
 - ・水道事業の高料金対策、水道管路耐震化事業、旧簡易水道施設(浄水場、管路等)の建設改良事業
 - ・下水道事業の高資本費対策

「経営戦略」の策定・改定に係る通知

①留意事項通知（平成26年8月29日）

（「公営企業の経営に当たっての留意事項について」総財公第107号・総財第73号・総財準第83号総務省自治財政局公営企業課長・公営企業経営室長・準公営企業室長通知）

- 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行等を契機とした、集中的な抜本改革の推進（平成21年度～25年度）は一区切りとし、その後の経営健全化の取組について通知。
- 将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。
- その他、地方公営企業法の適用による公営企業会計の導入などを促す。

②策定推進通知（平成28年1月26日）

（「「経営戦略」の策定推進について」総財公第10号・総財第2号・総財準第4号総務省自治財政局公営企業課長・公営企業経営室長・準公営企業室長通知）

- 令和2年度までの経営戦略の策定を要請
（「経済・財政再生計画改革工程表」（平成27年12月24日経済財政諮問会議決定）の目標：令和2年度までに100%）
- 「経営戦略策定ガイドライン」を公表（留意事項通知の内容を充実。事業ごとの「経営戦略ひな形様式」を作成。）
- 経営戦略の策定に要する経費に係る地方財政措置を設定（平成28年度から）
- 水道事業の高料金対策及び下水道事業の高資本費対策に要する経費に係る地方財政措置について、経営戦略策定を要件化（平成29年度から）

③経営戦略の策定に関するQ&A（平成28年5月12日）

- 経営戦略の策定に関するQ&Aを公表（令和4年1月25日 改定）

④「経営戦略策定ガイドライン改訂版」（平成29年3月31日）

（「経営戦略策定ガイドライン改訂版について」総財公第39号・総財第41号・総財準第49号総務省自治財政局公営企業課長・公営企業経営室長・準公営企業室長通知）

- 「経営戦略策定ガイドライン改訂版」の公表（既存のガイドラインを充実）
- 水道事業と下水道事業における先進的取組事例集を公表

⑤「経営戦略策定・改定ガイドライン」、「経営戦略策定・改定マニュアル」（平成31年3月29日）

（「「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について」総財公第45号・総財第34号・総財準第52号総務省自治財政局公営企業課長・公営企業経営室長・準公営企業室長通知）

- 未策定事業に対する策定のほか、策定済み事業に対して質を高めるための改定を要請。
- 経営戦略の策定や改定に当たっての指針として、基本的考え方や各事業の特性を踏まえた策定や改定上の留意点を、「経営戦略策定・改定ガイドライン」として取りまとめ、公表。
- ガイドラインを踏まえ、各事業における経営戦略の策定や改定実務の手引書となる「経営戦略ひな形様式」と、ひな形様式への記載方法をまとめた「経営戦略策定・改定マニュアル」を公表（令和4年1月25日 改定）。

⑥留意事項について（令和3年1月22日）

（「令和3年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について」総務省自治財政局公営企業課・公営企業経営室・準公営企業室事務連絡）

- 令和7年度までの経営戦略の改定を要請
（「新経済・財政再生計画改革工程表2020」（令和2年12月18日経済財政諮問会議決定）の目標：令和7年度までに100%）

⑦改定推進通知（令和4年1月25日）

（「「経営戦略」の改定推進について」総財公第6号・総財第1号・総財準第2号総務省自治財政局公営企業課長・公営企業経営室長・準公営企業室長通知）

- 令和7年度までの経営戦略の改定を改めて要請
- 経営戦略の策定を要件としている地方財政措置について、質を高めるための取組を盛り込んだ経営戦略の改定を要件化（令和8年度から）

経営戦略の策定状況・改定状況

経営戦略の策定状況・改定状況

経営戦略の策定状況

- 令和2年度までの策定を要請（平成28年1月）。
- 令和3年3月31日時点の**策定率は90.8%**。**令和3年度までには、既に策定済みの事業を含め、98.0%が策定予定。**
- 未策定の事業については、引き続き策定を推進。

公営企業経営戦略の策定状況（令和3年3月31日）

（単位：事業）

	①策定済		②令和3年度に策定予定		合計 (①+②)		③令和4年度以降に策定予定		合計	
	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)
水道	1,676 (94.3%)	90 (5.1%)	1,766 (99.3%)	12 (0.7%)	1,778 (100.0%)					
うち上水道	1,252 (95.2%)	57 (4.3%)	1,309 (99.5%)	6 (0.5%)	1,315 (100.0%)					
うち簡易水道	424 (91.6%)	33 (7.1%)	457 (98.7%)	6 (1.3%)	463 (100.0%)					
工業用水道	123 (86.0%)	20 (14.0%)	143 (100.0%)	0 (0.0%)	143 (100.0%)					
交通	70 (86.4%)	7 (8.6%)	77 (95.1%)	4 (4.9%)	81 (100.0%)					
電気	77 (85.6%)	10 (11.1%)	87 (96.7%)	3 (3.3%)	90 (100.0%)					
ガス	20 (95.2%)	1 (4.8%)	21 (100.0%)	0 (0.0%)	21 (100.0%)					
港湾整備	73 (80.2%)	16 (17.6%)	89 (97.8%)	2 (2.2%)	91 (100.0%)					
市場	79 (56.0%)	43 (30.5%)	122 (86.5%)	19 (13.5%)	141 (100.0%)					
と畜場	21 (53.8%)	12 (30.8%)	33 (84.6%)	6 (15.4%)	39 (100.0%)					
観光施設	135 (64.0%)	59 (28.0%)	194 (91.9%)	17 (8.1%)	211 (100.0%)					
宅地造成	163 (62.9%)	63 (24.3%)	226 (87.3%)	33 (12.7%)	259 (100.0%)					
駐車場	120 (69.8%)	37 (21.5%)	157 (91.3%)	15 (8.7%)	172 (100.0%)					
下水道	3,414 (96.2%)	111 (3.1%)	3,525 (99.4%)	23 (0.6%)	3,548 (100.0%)					
合計	5,971 (90.8%)	469 (7.1%)	6,440 (98.0%)	134 (2.0%)	6,574 (100.0%)					

経営戦略の改定状況

- **令和7年度までの改定を要請**（令和3年1月、令和4年1月）。
- 過去に改定実績のある事業が531（8.9%）、令和7年度までには、既に改定済みの事業を含め、47.4%が改定予定。
- **JFMとの共同事業等により、経営戦略の改定を支援。**

公営企業経営戦略の改定状況（令和3年3月31日）

（単位：事業）

	①改定済		②改定予定 (令和3年度～7年度)		小計 (①+②)		③改定予定 (令和8年度以降)		④改定年度未定		合計	
	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)
水道	141 (8.4%)	566 (33.8%)	707 (42.2%)	265 (15.8%)	704 (42.0%)	1,676 (100.0%)						
うち上水道	130 (10.4%)	421 (33.6%)	551 (44.0%)	213 (17.0%)	488 (39.0%)	1,252 (100.0%)						
うち簡易水道	11 (2.6%)	145 (34.2%)	156 (36.8%)	52 (12.3%)	216 (50.9%)	424 (100.0%)						
工業用水道	13 (10.6%)	45 (36.6%)	58 (47.2%)	19 (15.4%)	46 (37.4%)	123 (86.0%)						
交通	3 (4.3%)	30 (42.9%)	33 (47.1%)	7 (10.0%)	30 (42.9%)	70 (86.4%)						
電気	8 (10.4%)	16 (20.8%)	24 (31.2%)	11 (14.3%)	42 (54.5%)	77 (85.6%)						
ガス	3 (15.0%)	8 (40.0%)	11 (55.0%)	2 (10.0%)	7 (35.0%)	20 (95.2%)						
港湾整備	3 (4.1%)	19 (26.0%)	22 (30.1%)	4 (5.5%)	47 (64.4%)	73 (80.2%)						
市場	2 (2.5%)	24 (30.4%)	26 (32.9%)	10 (12.7%)	43 (54.4%)	79 (56.0%)						
と畜場	0 (0.0%)	4 (19.0%)	4 (19.0%)	2 (9.5%)	15 (71.4%)	21 (53.8%)						
観光施設	5 (3.7%)	33 (24.4%)	38 (28.1%)	11 (8.1%)	86 (63.7%)	135 (64.0%)						
宅地造成	12 (7.4%)	33 (20.2%)	45 (27.6%)	9 (5.5%)	109 (66.9%)	163 (62.9%)						
駐車場	1 (0.8%)	21 (17.5%)	22 (18.3%)	11 (9.2%)	87 (72.5%)	120 (69.8%)						
下水道	340 (10.0%)	1,499 (43.9%)	1,839 (53.9%)	387 (11.3%)	1,188 (34.8%)	3,414 (96.2%)						
合計	531 (8.9%)	2,298 (38.5%)	2,829 (47.4%)	738 (12.4%)	2,404 (40.3%)	5,971 (90.8%)						

策定状況の「見える化」

- 令和3年3月31日時点での**全都道府県・市町村の事業別の策定状況を、総務省HPにおいて公表済**（令和3年10月）。
- 毎年度調査を実施し、**策定状況・改定状況の「見える化」を推進。**

経営戦略の策定・改定の推進

未策定の事業や、既に経営戦略を策定している事業で質を高めるための改定に取り組む事業に対しては、「策定・改定ガイドライン」や「策定・改定マニュアル」のほか、JFMと共同で実施している**経営・財務マネジメント強化事業によるアドバイザー派遣の活用を促し**、策定・改定を推進。

「経営戦略」の改定推進について(令和4年1月25日付総務省自治財政局公営企業三課室長通知)

- 中長期的な経営の基本計画である経営戦略については、経営基盤強化と財政マネジメント向上の柱と位置付けられるものであり、策定した経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえつつ、PDCAサイクルを通じて質を上げていくため、**3年から5年内の見直しを行うことが重要**。
- 経済財政諮問会議の改革工程表において、経営戦略の見直し率を令和7年度までに100%とされており、全ての事業において、より質の高い経営戦略とするよう、**この期限までに経営戦略の改定を要請**。

質を高めるための取組

1. 経営戦略において、経営の基本方針について記載の充実（具体的には、計画期間内における具体的な取組・目標等を記載すること。）を図ること。
2. 水道事業、簡易水道事業及び下水道事業については、料金水準が適切なものであるか、また将来の料金改定の必要性等について議会や住民の理解に資するよう、料金回収率や経費回収率の見込み及び原価計算の内訳などを記載し、見える化を図ること。また、健全な経営を確保するうえで必要な資金を確保するという観点から、所有している資産の規模、経営環境や事業の種類等の実情に応じて、「経営戦略のひな形様式」に追加した原価計算表等を活用し、資産維持費を料金算定に適切に反映すること。
3. 経営戦略の見直しに当たり、投資・財政計画に盛り込む事項
 - ① 今後の人口減少等を加味した料金収入の的確な反映
 - ② 減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映
 - ③ 物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的確な反映
 - ④ ①②③等を反映した上での収支を維持する上で必要となる経営改革（料金改定、広域化、民間活用・効率化、事業廃止等）の検討

経営戦略の改定に係る支援措置

地方公共団体金融機構との共同事業「経営・財務マネジメント強化事業」において、経営戦略の改定等の取組を支援。

経営戦略の策定を要件としている地方財政措置

経営戦略の策定を要件としている水道事業の高料金対策、水道管路耐震化事業、旧簡易水道施設（浄水場、管路等）の建設改良事業及び下水道事業の高資本費対策に係る地方財政措置について、**令和8年度から、3. ①から④までの取組を盛り込んだ経営戦略の改定を要件とする予定**。

(参考)新経済・財政再生計画 改革工程表2021

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程 (取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【収支(改善)、繰出金(抑制)】</p>	<p>○経営戦略の見直し率【2025年度までの見直し率100%】</p> <p>○収支赤字事業数【2017年度決算(938事業)より減少】</p>	<p>3. 公営企業の業務効率化とデジタル化の徹底、抜本的な改革等の推進</p> <p>a. 経営戦略に沿って収入、支出、管理者の情報の「見える化」を推進するとともに、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用など抜本的な改革等を推進。《総務省》</p> <p>b. <u>経営戦略が策定済の事業について、内容を充実する観点から、一定期間ごとの見直しを推進。《総務省》</u></p> <p>c. 9分野の経営比較分析表について、抜本的な改革の検討にも資するよう、必要に応じ指標の検証を行うこと等により、その充実を図るとともに、一覧して容易に閲覧できる形で公表するなど、各地方公共団体における活用を推進。《総務省》</p> <p>d. 水道、下水道などの公営企業についてICT等デジタル技術を活用した管理を推進。《総務省、関係府省庁》</p> <p>e. 経営戦略の改定や公営企業会計の適用、公立病院の経営強化などについて、地方公共団体に対するアドバイザー派遣による支援制度の充実を図り、公営企業の経営改革を更に推進。《総務省》</p>			
	<p>○重点事業における公営企業会計の適用事業数(人口3万人未満)【2024年度予算から対象事業の100%】</p> <p>○その他の事業における公営企業会計の適用事業数【増加】</p>	<p>4. 公営企業会計の適用促進</p> <p>a. 重点事業(下水道、簡易水道事業)について、ロードマップに基づき、人口3万人未満の地方公共団体においても、公営企業会計の適用を一層促進。《総務省》</p> <p>b. その他の事業(港湾整備、市場、と畜場、観光施設等)について、実情や費用対効果を踏まえつつ、公営企業会計を適用すべき対象範囲や目標等の工程を明確化し、公営企業会計の適用に向けた取組を促進。《総務省》</p>			

5(1). 抜本的な改革の検討の推進

公営企業における更なる経営改革の推進

公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ
 - 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
 - 民間活用の推進等に伴い職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
 - 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となることが懸念
- さらに厳しい経営環境

更なる経営改革の推進

経営戦略の策定・改定

- 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- 中長期の人口減少の推計等を踏まえた、ストックマネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、投資・財政計画を策定
- 各公営企業において、令和7年度までに改定を行う

投資試算

財源試算

(計画期間内に収支ギャップを解消する)

投資・財政計画(基本10年以上)の策定

広域化等・
民間活用

人材確保、
組織体制の整備

新技術、ICTの
活用

相互に反映

抜本的な改革の検討

- 公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討

①事業そのものの必要性・
公営で行う必要性 (※1)

事業廃止

②事業としての持続可能性

民営化・民間譲渡

③経営形態
(事業規模・範囲・担い手)

広域化等 (※2)

民間活用

(※1): 水道事業及び下水道事業については、公営で行う必要性が高く、地方公共団体の事業主体としての位置づけが法定されていることから、②・③を議論し、広域化等及び民間活用を検討

(※2): 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化などを含む概念

公営企業の「見える化」

- 複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
 - 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
 - 広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組にも寄与
- 経営指標の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営の現状及び課題を分析

公営企業会計の適用拡大

経営比較分析表の作成・公表

公営企業の抜本的な改革の取組状況（令和2年度実績）

○各公営企業において、その事業の特性に応じた抜本的な改革の取組が進められている。
 ○令和2年度において、事業廃止111件、広域化等131件、包括的民間委託65件などの取組が実施されている。

事業廃止(※2)		民営化・民間譲渡		公営企業型地方 独立行政法人(※1)		広域化等(※2)		指定管理者制度		包括的民間委託		PPP/PFI	
111件		18件		1件		131件		14件		65件		11件	
県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村
5件	107件	3件	15件	0件	1件	6件	125件	2件	12件	3件	62件	4件	7件
水道	2	水道	0	水道	0	水道	57	水道	0	水道	13	水道	6
工業用水道	2	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	1
交通	0	交通	2	交通	0	交通	0	交通	0	交通	1	交通	0
電気	1	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	1
ガス	0	ガス	3	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0
病院	4	病院	1	病院	1	病院	0	病院	1	病院	0	病院	0
下水道	30	下水道	0			下水道	67	下水道	2	下水道	47	下水道	3
簡易水道	20	簡易水道	1			簡易水道	5	簡易水道	0	簡易水道	4	簡易水道	0
港湾整備	1	港湾整備	0			港湾整備	1	港湾整備	1	港湾整備	0	港湾整備	0
市場	2	市場	0			市場	0	市場	1	市場	0	市場	0
と畜場	3	と畜場	2			と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0
宅地造成	15	宅地造成	0			宅地造成	1	宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	0
有料道路	0	有料道路	0			有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0
駐車場	7	駐車場	0			駐車場	0	駐車場	3	駐車場	0	駐車場	0
観光	8	観光	3			観光	0	観光	5	観光	0	観光	0
介護サービス	16	介護サービス	6			介護サービス	0	介護サービス	1	介護サービス	0	介護サービス	0
その他	0	その他	0			その他	0	その他	0	その他	0	その他	0

(※1) 公営企業型地方独立行政法人については、地方独立行政法人法により、その経営できる事業が定められている。

(※2) 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化などを含む概念。

経営統合については、統合する事業を広域化等、統合される事業を事業廃止として計上。

(※3) 1つの事業で複数の取組を実施した場合、それぞれの類型に計上している。また、広域化等若しくは民営化・民間譲渡に伴い事業廃止がなされる場合は、事業廃止の類型にも計上している。

(※4) 都道府県・政令市及び市区町村には、それぞれが加入する一部事務組合及び広域連合を含める。

合計
351件

(令和元年度実績 277件) **27**

「抜本的な改革」の必要性と検討プロセス

抜本的な改革の必要性

現在の経営の効率化・健全化と、将来にわたる安定的な経営の継続のため、各公営企業は、公営企業会計の適用による損益・資産の正確な把握、経営比較分析表の活用、中長期的な投資必要額と財源の具体的な推計等により、事業の現在の課題、将来の見通し・リスクを「見える化」して把握、分析、公表した上で、こうした将来推計も踏まえ、当該事業の必要性と担い手のあり方について、抜本的な改革の検討を行うことが必要である。

「抜本的な改革」の検討プロセス

①事業そのものの必要性・公営で行う必要性

- 事業の意義、提供しているサービスの必要性について、各事業の特性に応じて検証(※1)
⇒ 意義・必要性がないと判断された場合には、速やかに事業廃止等を行うべき
- 事業の継続、サービスの提供自体は必要と判断された場合でも、収支や採算性、将来性の点から、公営で行うべきかどうかを検討 ⇒ 民営化や民間譲渡について検討

(※1): 例えば、水道事業及び下水道事業は、地方公共団体の事業主体としての位置付けが法定されており、②・③を検討する。

②事業としての持続可能性

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設の更新需要や老朽化の程度、制度改正による影響等の経営上の課題等を勘案し、事業としての持続可能性を検証
⇒ 持続可能性に問題があると判断された場合、事業の必要性に応じて事業廃止の検討または事業を持続可能なものとするための取組を実施

③経営形態(事業規模・範囲・担い手)

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設の更新需要の増大など、公営企業をめぐる経営環境が厳しさを増す中で、現在の経営形態を前提とした経営改革だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念
⇒ 事業統合、施設の統廃合・共同設置、施設管理の共同化、管理の一体化等の広域化等(※2)、指定管理者制度、包括的民間委託、コンセッションを含むPPP/PFI方式等の民間活用を検討

(※2): 広域化等とは、事業統合はじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化などを含む概念

3つの観点から
4つの方向性を
基本として
抜本的な改革
を検討

事業廃止

民営化・
民間譲渡

広域化等
(※2)

民間活用

○ 公営企業の抜本的な改革の方向性等については、総務省が平成28年度に設置した「公営企業の経営のあり方に関する研究会」において検討を行い、平成29年3月に報告書を取りまとめている。

○ 同報告書については総務省HPにおいて公表しているため、各公営企業におかれては検討に当たって御参照されたい。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/koeikigyuu/index.html

「抜本的な改革」における事業別の留意事項

水道・下水道事業

- 人口減少等に伴う料金収入の減少や更新需要の増大等を踏まえ、**広域化等及び更なる民間活用を検討。**

水道事業における広域化等の留意点

- ・ 地域の実情に応じて、事業統合、施設の共同設置、管理の一体化など適切な広域化等の形を選択することが望ましいが、最大の改革の効果が期待できる事業統合を視野に入れて広域化等を検討すべき。
- ・ 多様な形態の中から「できることから」広域化等を進めるアプローチも重要。
- ・ 都道府県は、特に、更新需要、給水原価等に関して、市町村間で比較・共有可能なシミュレーション分析が行われるよう、主導的な役割を果たすべき。

下水道事業における広域化等の留意点

- ・ 汚水処理施設の統廃合、污泥処理の共同化、維持管理・事務の共同化、最適化の4類型を基本として広域化等を検討すべき。
- ・ 市町村内において施設の統廃合を進めるのみならず、市町村域を越えた広域化等(流域下水道との連携を含む)についても検討を行うことが重要。
- ・ 都道府県構想の見直し等を通じ、都道府県は主導的な役割を果たすべき。

水道・下水道事業における民間活用の留意点

- ・ 民間活用は、コストダウンだけでなく、民間の有する技術やノウハウを積極的に活用する点にも意義があることに留意すべき。
- ・ 指定管理者制度や、包括的民間委託、コンセッションを含むPPP/PFI方式等の活用を積極的に検討すべき。
- ・ 広域化等とあわせた民間活用について検討すべき。
- ・ 都道府県は、民間活用の推進に当たって積極的に関与する役割が期待。

交通(バス)・電気・観光施設(休養宿泊施設)・駐車場整備事業

- 事業分野全体の中で民間事業者の構成割合が大きい4事業を深掘りし、**事業廃止及び民営化・民間譲渡を含む抜本的な改革を検討。**バス事業については、民営化・民間譲渡や事業廃止(及びコミュニティバス等の導入)を検討。
- 4事業について民間事業者の視点も念頭においた**経営指標を新たに設定した「経営比較分析表」を作成・公表**(※)。

経営指標案(抜粋)(各事業10~14の経営指標を設定)

◇共通事項	・経常収支比率 ・有形固定資産減価償却率 など
◇バス事業	◇電気事業
・営業収支比率 ・利用者1回当たり運行経費 ・走行キロ当たりの運送原価 ・乗車効率 など	・営業収支比率 ・設備利用率 ・修繕費比率 ・FIT収入割合 など
◇観光施設事業(休養宿泊施設)	◇駐車場整備事業
・EBITDA(減価償却前営業利益) ・施設の資産価値 ・設備投資見込額(10年間) ・定員稼働率(1日当たり利用率) など	・EBITDA(減価償却前営業利益) ・敷地の地価 ・設備投資見込額(10年間) ・稼働率(1日当たり利用率) など

その他の事業

- 工業用水道、交通(地下鉄、路面電車、船舶)、ガス、港湾整備、市場、と畜場、宅地造成の各事業は、事業ごとの特性に応じ、抜本的な改革を検討(地域振興施策など一般行政施策との連携にも留意)。

(※) 平成28年2月より水道・下水道事業の「経営比較分析表」の作成・公表が開始され、平成29年9月に交通(バス)・電気事業、平成30年4月に観光施設(休養宿泊施設)・駐車場整備事業に公表範囲を拡大。

地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例

水道事業

〔民間活用・広域化等〕 PPPの導入による浄水場の共同整備
(福岡県大牟田市・熊本県荒尾市)

【ポイント】

○ 県域を越えて、共同でPPPの導入により浄水場の整備を行った事例

- ・閉山した炭鉱の専用水道から市営水道へ給水設備を切り替えるにあたり、必要となる新規原水の確保及び浄水場の整備を2市共同で実施
- ・両市ともに、従来、浄水場を所有しておらず、浄水場建設や維持管理のノウハウが無いことから、PPPの導入を検証し、DBO方式を採用。民間活用による経費削減効果に加え、共同整備による建設費の削減を実現
- ・浄水場以外の施設（ポンプ場・配水池など）の監視及び維持管理についても、2市が同一事業者に一括して民間委託を行うことで、効率的な対応を可能に



下水道事業

〔広域化等〕 農業集落排水施設の流域下水道への接続
(富山県南砺市)

【ポイント】

○ 集落排水等の小規模下水道において、処理施設の老朽化に伴い広域化・共同化を実施した事例

- ・農業集落排水施設の処理場を廃止し、県の流域下水道に接続
- ・改築費及び維持管理費を削減
- ・従来の処理場は、処理機能を廃止後、建屋を機材倉庫として活用



接続図

市場事業

〔民営化〕 栃木県南公設地方卸売市場の民営化・民間譲渡
(栃木県南公設地方卸売市場事務組合⇒民間事業者)

【ポイント】

- 3市2町による一部事務組合で運営していた市場について、公募により選定した民間事業者に運営を承継した事例
- ・市町が所有している市場の敷地・施設を貸与し、市場運営を民間事業者が実施
- ・関係市町・市場内業者・学識経験者からなる評価委員会が事業者の運営を評価し、経営の安定化に努める
- ・各市町による負担金の縮減及び組合への派遣職員を削減
- ・民間事業者のノウハウを活用し、市場内業者の配置替えを行うことで、市場施設の効率的な運用を実現

5(2). 広域化等の推進

- 水道事業
- 下水道事業
- 病院事業

水道事業における広域化の推進について

<広域化の推進の背景・効果>

- 人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、水道事業の持続的な経営の確保が求められているところ。
- 複数の市町村が区域を超え、連携又は一体的に事業に取り組む広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できるため、積極的に推進。
- 広域化の中でも、経営統合は、経営主体が単一となり、施設の統廃合や人員、財源等の経営資源を一元的に管理するため、給水原価の削減、専門人材の確保等、経営基盤を強化する効果。
- 一方、地理的要因等により経営統合の実現が困難な地域においても、施設の共同設置や共同利用等により、更新費用や維持管理費用の削減等の効果。

※広域化の事例：

- ①香川県及び県内16市町による「経営統合」（浄水場の統廃合（55施設→26施設）等により、統合前のH26年度の試算で約954億円の削減。また、料金統一により、中長期的には、全ての団体において料金抑制効果が生じると試算（最大約7割）。）
- ②福岡県大牟田市及び熊本県荒尾市による「施設の共同設置・共同利用」（事業費約19億円の削減）

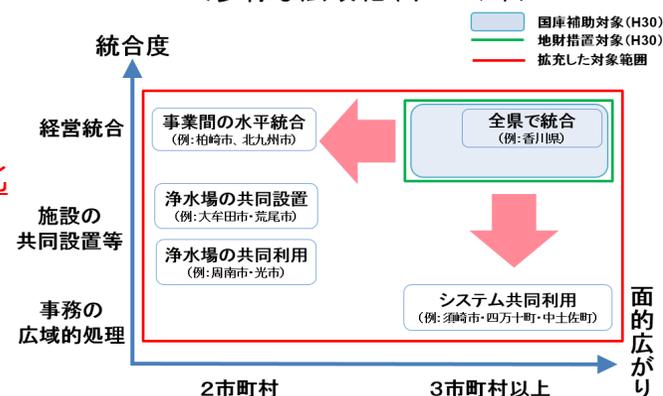
<「水道広域化推進プラン」策定の要請>（厚労省と連携）

- 「「水道広域化推進プラン」の策定について」（平成31年1月）を发出し、各都道府県に対し、令和4年度までに「水道広域化推進プラン」を策定することを要請。
- 策定支援のため、平成31年3月に「水道広域化推進プラン策定マニュアル」を作成・公表。
- 令和2年12月に、庁内外における連携体制の構築やシステム標準化・共同化を含むデジタル化推進の検討等、策定に当たっての留意事項を記載した事務連絡を发出。
- 令和3年10月に、都道府県ヒアリングを実施し、事業統合や経営の一体化、施設の共同化等に関するシミュレーション等をプランに盛り込むことなどを助言。

<地方財政措置>

- 「水道広域化推進プラン」に基づく多様な広域化を推進するため、単独事業も含め、経営統合だけでなく、施設の共同設置やシステム共同利用等の施設等の整備費について一般会計出資債の元利償還金の60%を普通交付税措置。（令和元年度から対象事業及び交付税措置率を拡充）

<多様な広域化（イメージ）>



水道事業における広域化の類型等

水道事業の広域化等については、多様な類型があるが、各類型に即して、さらに詳細な分類と最近の事例、主な効果を例示する。

① 事業統合

類型	最近の事例	主な効果
水平統合	<ul style="list-style-type: none"> 群馬県東部の3市5町が群馬県東部水道企業団を設立。(検討期間H21.4～H28.3) 香川県及び小豆地区広域行政事務組合が行う用水供給事業と県内16市町が行う末端給水事業を事業統合し、全県一元的な企業団を設立。(検討期間H20.12～H30.3) 末端給水を行う千葉県県営水道が、用水供給を行う九十九里地域水道企業団と南房総広域水道企業団を統合し、県が用水供給を担うことを検討。(H13.11から検討中) 	<ul style="list-style-type: none"> 経費削減・更新投資削減、水源の一元管理や管理体制強化による水の安定供給、人員強化、人材育成、危機管理体制強化。
事業統合 既存の一部事務組合等を活用した水平統合 区域外給水をきっかけとした水平統合	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県1市4町が「ちちぶ定住自立圏形成協定」を活用し、秩父広域市町村圏組合の1事業として水道事業を開始。(検討期間H21.9～H28.3) 北九州市が、行政区域外への給水(分水)をきっかけとして、水巻町と事業統合。 	
垂直統合	<ul style="list-style-type: none"> 用水供給を行う岩手中部広域水道企業団と末端給水を行う2市1町が統合し、岩手中部水道企業団を設立。(検討期間H14.2～H26.3) 香川県及び小豆地区広域行政事務組合が行う用水供給事業と県内16市町が行う末端給水事業を事業統合し、全県一元的な企業団を設立。(検討期間H20.12～H30.3)(再掲) 奈良県県営水道を水源とした方が事業の効率化を図れる場合、市町村の自己水の浄水場を廃止し、県営水道へ転換を検討。 北九州市が、宗像地区事務組合・古賀市・新宮町に用水供給。 	<ul style="list-style-type: none"> 用水供給では給水収益が増加、末端給水では不要な水源管理費等の削減、人員強化、人材育成、危機管理体制強化。

② 施設の共同設置

類型	最近の事例	主な効果
施設の共同設置 浄水場等の共同設置	<ul style="list-style-type: none"> 熊本県荒尾市と福岡県大牟田市が共同で浄水場を建設。 北奥羽地区水道事業協議会(青森県内11市町村、八戸圏域水道企業団、岩手県内9市町村)で浄水場、配水池の合理的配置、水源・施設の統廃合を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理費の削減、施設の統廃合や共同設置を同時に行う場合には建設・更新投資の削減。

③ 施設管理の共同化

類型	最近の事例	主な効果
事務の代替執行	<ul style="list-style-type: none"> 北九州市が宗像地区事務組合より業務を包括的に受託。 	<ul style="list-style-type: none"> 人員体制の強化、施設管理のノウハウの継承。
施設管理の共同化 維持管理の受け皿組織	<ul style="list-style-type: none"> 広島県と民間企業が共同出資して「(株)水みらい広島」を設立し、同社を県営水道事業の指定管理者として管理運営を行うとともに、市町水道事業の施設の管理業務等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 受け皿組織に公が加わることにより、これまでの経験を生かして維持管理等の業務を委託することができる。 受け皿組織に民間が参入している場合には、民間ノウハウを活用することができる。 一定規模の受け皿組織であれば、維持管理等の事務についてスケールメリットが働くため、業務委託を受けやすくなる。
保守点検業務の共同化	<ul style="list-style-type: none"> 北奥羽地区水道協議会で保守点検業務を一括して外部委託を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 複数の事業が共同で委託を行うことにより、スケールメリットで委託費用を抑えることができる。 複数の事業が共同で委託を行うことにより、単独で行うよりも適切に契約内容の精査ができる。

④ 管理の一体化

類型	最近の事例	主な効果
事務の代替執行	<ul style="list-style-type: none"> 北九州市が宗像地区事務組合より業務を包括的に受託。(再掲) 長野県が天龍村の簡易水道事業の設計積算・工事管理等の事務を代替して執行。 	<ul style="list-style-type: none"> 人員体制の強化、事務のノウハウの継承。
管理の一体化 システムの共同化	<ul style="list-style-type: none"> 北奥羽地区水道協議会で八戸圏域水道企業団の料金・会計・管路情報等のシステムを共用。 高知県の3市町の水道料金システムを共同構築。 	<ul style="list-style-type: none"> 複数の事業が共同で委託を行うことにより、スケールメリットで委託費用を抑えることができる。 同じシステムを使っているため、他の団体とデータ・知識・ノウハウの共有が容易になる。
管理の一体化 シェアードサービス	<ul style="list-style-type: none"> 茨城県のかすみがうら市と阿見町が上下水道料金等取納義務の広域共同委託発注。 	<ul style="list-style-type: none"> 複数の事業が共同で委託を行うことにより、スケールメリットで委託費用を抑えることができる。 複数の事業が共同で委託を行うことにより、単独で行うよりも適切に契約内容の精査ができる。
水質データ 検査・管理	<ul style="list-style-type: none"> 北奥羽地区水道協議会で水質データ管理を八戸圏域水道企業団に集約化。 奈良広域水質検査センター組合(一部事務組合)で水質検査基準項目等の検査を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 共同化により、個別事業者が専門的な検査機器を保有する必要がなくなる。 データ検査・管理の一元化により、個別事業者ではできなかった詳細な検査や的確な分析等を実施することができる。

水道広域化の更なる推進について(令和2年12月23日付け事務連絡)

水道広域化の更なる推進に係る留意事項

【水道広域化推進プラン策定に係る体制等】

- 都道府県の市町村財政担当課・水道行政担当課・企業局など、関係部局の連携体制の構築
- 関係市町村の水道担当部局や企画・財政担当部局と連携し、意向調査、情報共有や意見交換の実施
- 住民への積極的周知や市町村議会等への説明機会の充実

【水道広域化推進プランにおける具体的な記載事項】

- 委託等を行う場合における必要な経費の予算計上、関係部局や関係市町村等が策定された素案の内容を検討できるようなスケジュールの設定
- プラン策定とあわせて、水道施設台帳の整備やアセットマネジメントの高度化
- 施設の共同設置・共同利用にかかるシミュレーションについて、地図等を活用し、施設の立地場所や更新時期等の情報を参考に、地域の実情を踏まえた検討を実施
- システム標準化・共同化を含むデジタル化推進についての検討や、必要に応じてPPP/PFIをはじめとする官民連携手法の活用検討を実施

水道広域化推進プラン策定取組例

【連携体制の構築等】

- 水道広域化推進室を設立したほか、実務者に加え、学識経験者や専門職からなるプラン策定検討会を定期的に開催。(北海道)
- 広域連携の議論を行うため、県と事業者からなる協議会を新たに設立。「水道情報の共有」と、「人材の確保、育成」の部会を設け、議論の結果をプランに反映。(長野県)

【意向調査・個別ヒアリング等】

- 市町村に対するアンケート調査を行い、具体的な要望の多い広域連携手法について、詳細なシミュレーションを実施。(北海道)

【現状と将来見通し】

- 業務委託の状況(水質検査、施設運転管理、保守業務等27項目の業務形態、委託先、年間委託予算等)を詳細に調査。(岐阜県)
- 広域的な観点から県内水道施設の配置を検討するため、県内水道地図を作成。(滋賀県)
- 県が広域化の方法やシミュレーション等を含む県域水道一体化に向けた方向性とスケジュールを検討しており、平成30年度に策定した新県域水道ビジョンとあわせてプランとする予定。(奈良県)
- 県の水道行政担当課と市町村担当課が連携し、各事業者のアセットマネジメントの高度化や、経営戦略の質の向上のため、伴走型支援を積極的に実施。(兵庫県)

【水道料金等シミュレーション】

- 広域連携を行った場合のコスト縮減額について試算を行い、単独経営を維持した場合と比較して、各市町において、今後の水道料金の上昇がどの程度抑制されるか、シミュレーションを実施。(広島県ほか)

【施設共同化等シミュレーション】

- 現状推移モデルと一水道モデルを設定し、費用や更新事業費等の財政効果額を算出。その他、具体的取組みとして、浄水場の共同化に着手。(大阪府)
- 広域圏の基幹施設ごとに、共同化を行った場合の費用対効果のシミュレーションを実施。(佐賀県)

【システム共同化等シミュレーション】

- 広域圏ごとに、管路マッピングシステム導入による費用対効果を算出。(佐賀県)



協議会の様子(長野県)



施設整備計画図(香川県)
香川県水道広域化基本計画(平成29年8月)

1 現状と将来見通し

- ア 自然・社会的条件に関すること
水道事業者に係る基礎的事項、給水人口、産業の動向といった自然・社会的条件に関すること
- イ 水道事業のサービスの質に関すること
水安全計画の策定状況、災害時の対応計画といった水道事業のサービスの質に関すること
- ウ 経営体制に関すること
職員の状況、業務委託の状況、広域化の状況といった経営体制に関すること
- エ 施設等の状況に関すること
水源の状況、給水能力、浄水場や管路等の耐震化・経年化の状況といった施設等の状況に関すること
- オ 経営指標に関すること
更新経費、収益的支出、水道料金、収益性・安全性等の経営指標に関すること

(1)現状

・左記のア～オの事項について、図表等を用いながら分かりやすく現状を分析

・都道府県水道ビジョンや各事業者の経営戦略等も活用

(2)将来見通し

・中長期の課題を把握分析するため、40～50年程度の期間を設定

・客観的な人口推計、施設・設備の老朽化の状況等を各項目に反映

・アセットマネジメント、官民連携、ダウンサイジング等の経営方針を各項目に反映

(3)経営上の課題

現状と将来見通しを踏まえて明らかとなった課題を列挙(例)

- ・水需給の不均衡
- ・災害への対応
- ・職員数の減少
- ・有収水量の減少に伴う、施設利用率の低下
- ・老朽化、耐震化対策の必要性
- ・料金収入の減少
- ・更新需要の増大
- ・経営状況の悪化

2 広域化のシミュレーションと効果

(2)広域化のシミュレーション

・(1)で設定した広域化パターンごとにシミュレーションを実施し、効果を算出

・(1)で設定した広域化パターンを組み合わせ、左記のア～オの事項に基づき、広域化した場合の複数の将来見通しを策定

・実際には、各都道府県における広域化の検討状況等を踏まえ、先行してシミュレーション等を実施している団体の事例等も参考に実施

比較

効果の算出

・設定した複数の将来見通しについて、自然体での将来見通しと比較し、定量的・定性的に総合的な効果を分析

(1)広域化パターンの設定

・経営統合や施設の共同設置・共同利用、事務の広域的処理など、広域化の多様な類型の中から、圏域や当該地域における実現可能性等も踏まえ、検討を行う広域化パターンを設定

・既存の圏域を基本としたシミュレーション等を行うことも考えられるが、広域化の類型によっては圏域を超えた広域化パターンの検討も重要

3 今後の広域化に係る推進方針等

(1)広域化の推進方針

・広域化のシミュレーションと効果の算出を踏まえて、今後の広域化の推進方針を記述

(2)当面の具体的取組内容及びスケジュール

・当面実施する具体的取組やスケジュールについて、必要な施設の整備内容や検討のための協議会の開催など、水道広域化推進プラン策定時において決まっていることを記載

・特に、地方単独事業については、事業を具体的に実施する前に、事業目的や事業期間、事業費概算などを記載し、策定時において決まっている他の広域化に係る事業(国庫補助事業等)との関係性も含め、広域化推進方針に照らした事業の整合性を明らかにすることが重要

「水道広域化推進プラン」の策定取組状況について(R3.11.30時点)

各団体の策定状況

策定済み：5団体(大阪府、兵庫県、広島県、香川県及び佐賀県)

策定中：42団体

策定中の各団体の進捗状況 ※策定済の5団体を除く

(凡例) ◎:完了、○:策定中、空欄:未着手

都道府県番号	都道府県名	進捗状況		
		A 現状把握	B 将来見通し	C 広域化シミュレーション
1	北海道	◎	◎	○
2	青森県	◎	○	○
3	岩手県	○	○	○
4	宮城県	○	○	○
5	秋田県	○	○	○
6	山形県	◎	◎	◎
7	福島県	○	○	○
8	茨城県	○	○	○
9	栃木県	◎	◎	○
10	群馬県	◎	◎	○
11	埼玉県	◎	○	○
12	千葉県	◎	◎	○
13	東京都			
14	神奈川県	○	○	○
15	新潟県	○	○	○
16	富山県	○	○	○
17	石川県	○	○	
18	福井県	◎	◎	○
19	山梨県	○	○	○
20	長野県	◎	◎	○
21	岐阜県	◎	◎	○
22	静岡県	○	○	○

都道府県番号	都道府県名	進捗状況		
		A 現状把握	B 将来見通し	C 広域化シミュレーション
23	愛知県	○	○	○
24	三重県	○	○	○
25	滋賀県	◎	◎	◎
26	京都府	○	○	○
29	奈良県	◎	○	○
30	和歌山県	○	○	○
31	鳥取県	◎	◎	○
32	島根県	○	○	○
33	岡山県	◎	◎	○
35	山口県	◎	◎	○
36	徳島県	◎	◎	◎
38	愛媛県	◎	◎	○
39	高知県	◎	◎	○
40	福岡県	◎	◎	○
42	長崎県	◎	◎	○
43	熊本県	○	○	○
44	大分県	◎	◎	○
45	宮崎県	○	○	○
46	鹿児島県	○	○	○
47	沖縄県	◎	○	○
◎(完了)計		22	18	3
○(策定中)計		19	23	37

※ 「水道広域化推進プラン」の策定について(平成31年1月25日付通知)において、具体的な記載事項として、①「現状把握」、②「将来見通し」、③「広域化シミュレーション」等を示していることから、この3項目の進捗状況を記載している。

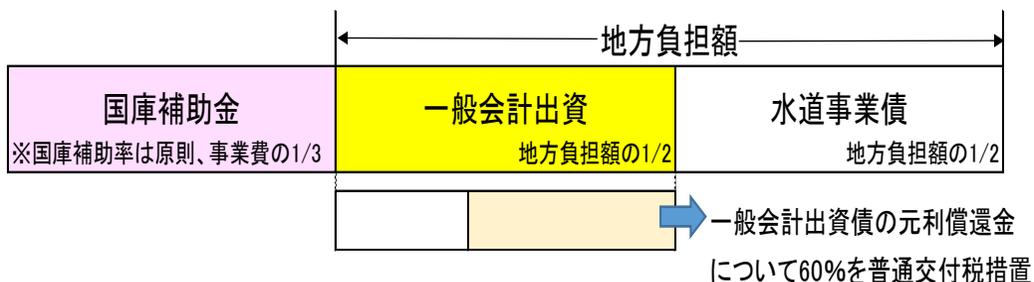
※ 進捗状況は都道府県からの回答を記載しており、3項目全てが完了(◎)となっている場合でも、シミュレーション結果の精緻化や今後の推進方針等の検討が必要であることから、水道広域化推進プランの策定完了を示しているものではない。また、進捗状況が未着手(空欄)となっている項目でも、内部的な検討・調整をしている場合がある。

水道広域化に関する事業に係る地方財政措置【上水】

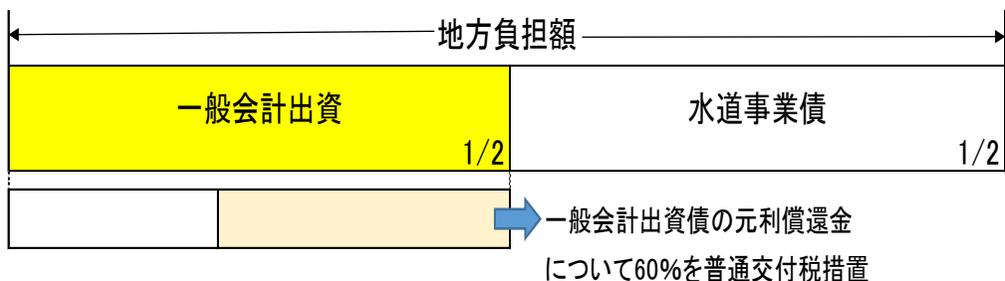
【措置の概要】＜国庫補助対象事業及び地方単独事業が対象＞

多様な広域化を推進するため、国庫補助対象事業及び都道府県の策定する「水道広域化推進プラン」に基づき実施される連絡管等の整備、集中監視施設の整備、統合浄水場等の整備及びシステムの統合等、広域化に伴い必要となる地方単独事業に要する経費の一部に対して地方財政措置を講ずるもの。

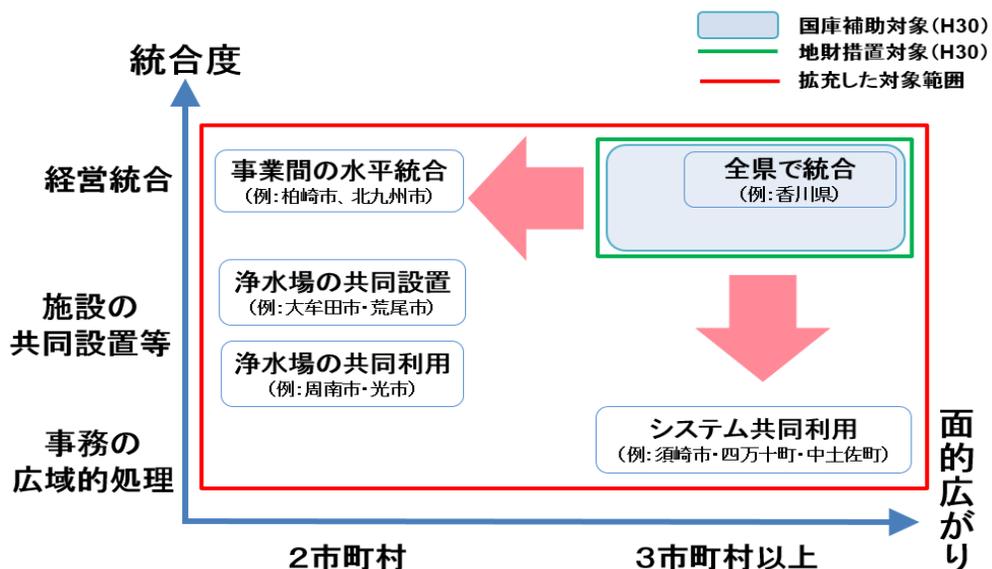
(国庫補助対象事業)



(地方単独事業)



(地方財政措置のイメージ図)



近年における広域連携の実施例

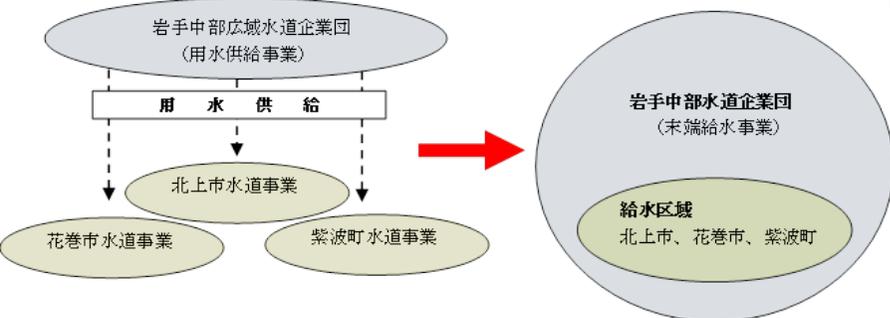
(出典)厚生労働省資料

統合年次	事業体名	計画給水人口	内容	検討開始から統合実現までに要した年数
平成26年4月	岩手中部水道企業団	221,630人	岩手県中部地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（2市1町）が統合	12年2ヶ月
平成28年4月	秩父広域市町村圏組合	111,211人	埼玉県秩父地域の水道事業を一元化するため、複数の水道事業者（1市4町）が統合	7年5ヶ月
平成28年4月	群馬東部水道企業団	444,000人	群馬県東部地域の水道事業を一元化するため、複数の水道事業者（3市5町）が統合	7年
平成29年4月 平成31年4月 令和3年4月	大阪広域水道企業団	約440,000人 ※5市7町1村の計画給水人口の合計	大阪府域一水道を目指し、経営の一体化を拡大中 用水供給事業者（1企業団）が平成29年4月に1市1町1村、平成31年4月に2市4町、令和3年4月に2市2町と経営を統合	3年7ヶ月 ※最初の統合まで
平成30年4月	香川県広域水道企業団	約970,000人	香川県内の水道事業を一元化するため、香川県と県内の水道事業者（8市8町）が統合	10年
平成31年4月	かずさ水道広域連合企業団	321,500人	千葉県君津地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（4市）が統合	12年2ヶ月
平成31年4月	田川広域水道企業団	94,150人	福岡県田川地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（1市3町）が経営の一体化	10年8ヶ月
令和2年4月	佐賀西部広域水道企業団	154,600人	佐賀西部地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（3市3町1企業団）が統合	12年2ヶ月
令和2年4月	群馬東部水道企業団	454,000人	群馬県東部地域の水道事業一元化の次のステップとして、用水供給事業者（1企業局の2事業）と受水事業者（1企業団）が統合	4年

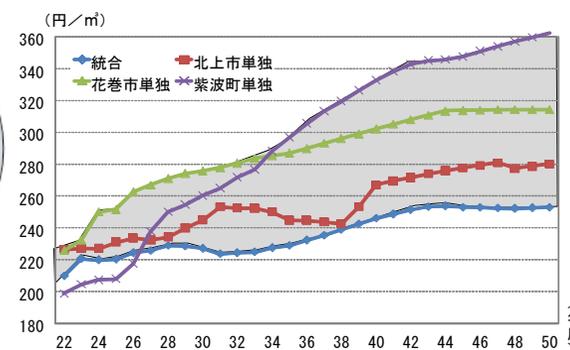
広域化事例①(岩手中部水道企業団)

概要

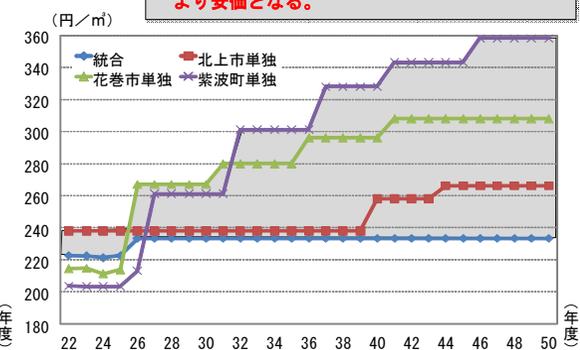
- 人口減少に伴う料金収入の減少、施設の老朽化や技術の継承など共通の問題点を抱える中、各自治体の現場の職員で構成される「広域水道事業在り方委員会」における検討がきっかけで、最終的にボトムアップによる広域化を実現。
- 用水供給事業を行う岩手中部広域水道企業団及び末端給水を行う北上市、花巻市、紫波町の2市1町が垂直統合し、H26.4から岩手中部水道企業団として事業を開始。
- 単独で事業運営した場合のシミュレーション（ダウンサイジング無し）と広域化した場合のシミュレーション（ダウンサイジング有り、料金統一）とを比較した結果、広域化すれば原価、料金共に最低ラインとなることから、広域化を進めた。



給水原価 ●統合した場合、給水原価が抑制される。



供給単価 ●統合した場合、供給単価が抑制されることにより安価となる。



ヒト	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 技術の継承 ➢ 専門職員の配置 	<ul style="list-style-type: none"> • 100人ほどの職員体制となり、大規模かつ多量の事業の実施や非常時への対処が可能な体制を確保 • プロパー職員としての採用により水道のスペシャリストの育成が可能
モノ	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 水道施設の統廃合 ➢ 更新投資の抑制 	<ul style="list-style-type: none"> • 余剰施設の有効活用により更新投資を抑制し、減価償却費及び維持管理コストを削減 • ループ送水管の整備により災害時のバックアップ体制を構築
カネ	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 優先事業への集中投資 ➢ 資金の一括管理・運用 	<ul style="list-style-type: none"> • 経費削減の効果による財源を活用し、管路更新率や耐震化率を改善 • ファイナンスの効率化を図り、据置期間廃止による支払利息の減、ポートフォリオの見直しによる運用利息の増

広域化事例③(奈良県県域水道一体化①)

出典:奈良県HP公表資料より

課題

- 人口減少等による水需要減少に伴う給水収益の減少
- 施設老朽化に伴う更新需要の増大
- 職員の削減・退職に伴う技術力低下や職員不足

県域水道一体化

施設共同化による投資最適化
運営体制の強化

目指す姿

水道の理想像である「持続」「強靱」「安全」の確保により、今後も安全・安心な水道水を将来に渡って持続的に供給する

- ・統合形態は、事業統合
- ・企業団をR6年度までに設立
- ・R7年度までに事業開始

■具体的効果

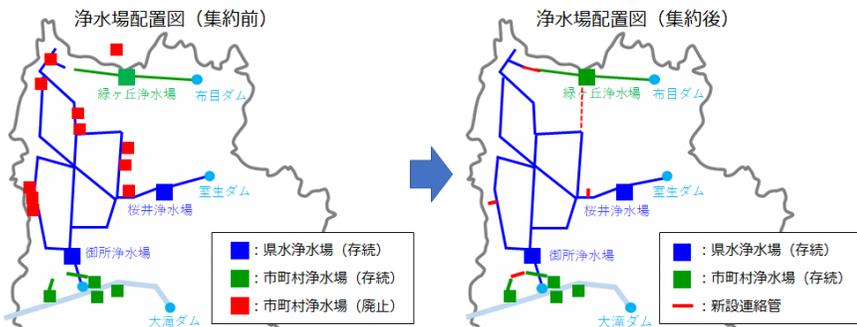
- ・水道料金の上昇の抑制
- ・水道施設・管路の耐震化の促進
- ・施設共同化による建設改良費、維持管理費の削減
- ・水質管理体制の強化
- ・専門職員を確保しながら、職員数を適正化

施設共同化の内容

■浄水場の集約

R2.11.26 第2回水道サミット時点

段階的に市町村浄水場を廃止（統合時18→7）

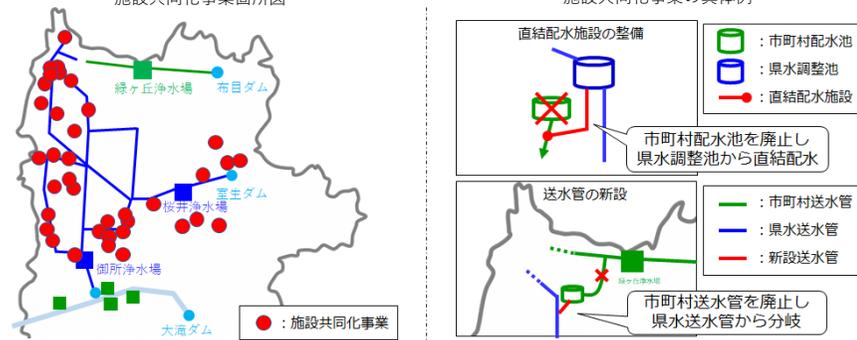


■送配水施設の最適化

市町村域を越えた送配水施設・監視制御システムの最適化を実施

施設共同化事業箇所図

施設共同化事業の具体例

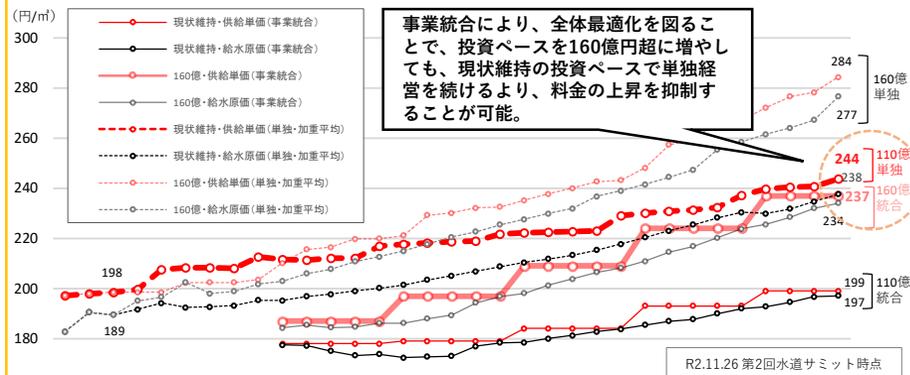


県域水道一体化の効果

■効果額（投資抑制効果と国交付金活用）

施設共同化(R7~R30)	交付金の活用(R7~R16)
1. 市町村浄水場の集約 投資削減額=241億円 連絡管の整備費=△50億円	1. 広域化事業交付金 対象事業費594億円×1/3=198億円 対象事業費内訳 ・県水管路更新事業:256億円 ・監視制御の集約等:64億円 ・奈良市緑ヶ丘浄水場施設整備:164億円 ・施設共同化:110億円
2. 送配水施設の最適化 投資削減額=190億円 施設共同化事業費=△91億円	2. 運営基盤強化等事業交付金 対象事業費594億円×1/3=198億円
小計:290億円	小計:396億円
合計:686億円	

■財政シミュレーションによる水道料金上昇抑制効果

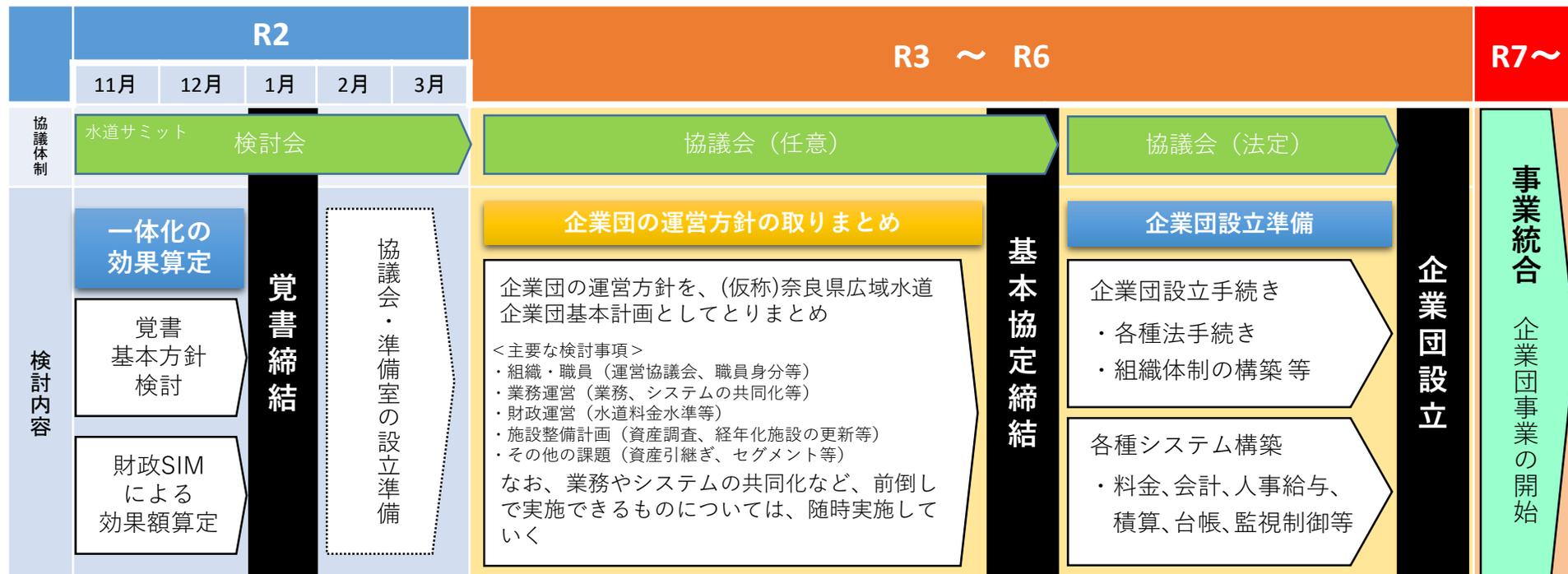


※財政シミュレーションは、今後の協議会において、引き続き精査していく。

広域化事例③(奈良県広域水道一体化②)

出典:奈良県HP公表資料より

■スケジュール (R3年度以降の予定)



■参考

平成29年10月	奈良県・市町村長サミットで「広域水道一体化の目指す姿と方向性」を提示
平成30年4月	28市町村及び県で部長、課長レベルをメンバーとした「 広域水道一体化検討会 」を立ち上げ、一体化の検討体制を構築
平成31年3月	広域水道一体化の方針を示した「 新広域水道ビジョン 」を策定
令和2年8月・11月	奈良県知事及び市町村長による「 水道サミット 」を開催

下水道事業における広域化・共同化の推進について

＜広域化・共同化の推進の背景・効果＞

- 人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増しつつある中で、下水道事業の持続的な経営の確保が求められているところ。
- 管渠を接続し、汚水処理場を統合する方策が最も効率的であり、市町村間の統合も積極的に推進する必要があるが、調整に難航するケースが多いことから、都道府県の調整が重要。
- 一方、地理的要因等により汚水処理場の統廃合が困難な地域においても、維持管理・事務の共同化により、維持管理費用の削減等の効果。

※広域化・共同化の効果事例：

- ①秋田市単独公共下水道の県流域下水道への接続（処理場の統廃合により、維持管理約70億円、改築更新投資約50億円の削減（50年間の試算））
- ②山形県新庄市と周辺6町村による処理場の集中管理（維持管理費用を年間約3,000万円削減）

＜「広域化・共同化計画」策定の要請＞（国交省、農水省、環境省と連携）

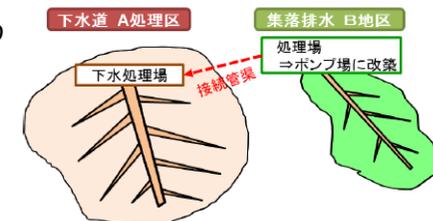
- 平成30年1月に、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」を発出し、各都道府県に対し、令和4年度までに「広域化・共同化計画」を策定することを要請。
- 策定支援のため、令和2年4月に「広域化・共同化計画策定マニュアル（改訂版）」を作成・公表
- 令和3年1月に、システム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項などを同計画に盛り込むよう事務連絡を発出。
- 令和3年6月に、都道府県の強力なリーダーシップのもと令和4年度までに同計画を策定するよう改めて要請する事務連絡を発出。

※あわせて流域下水道の処理割合が高い都道府県等へのヒアリング実施を通知。

＜地方財政措置＞

- （令和元年度～）複数市町村の事業に加え、市町村内で実施する複数事業の施設の統合に必要な管渠等の広域化・共同化に要する施設整備費について処理区域内人口密度等に応じ、元利償還金の28～56%を普通交付税措置（通常の建設改良事業においては、16%～44%（事業費補正分））
- （令和4年度～）流域下水道への統合及び同一下水道事業内の処理区統合に係る地方財政措置を拡充

【処理場の統廃合】

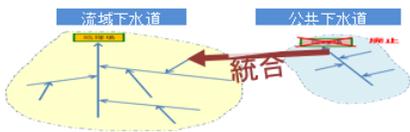


下水道事業における広域化等の類型等

以下の4類型が主な類型として、下水道事業の広域化等が進んでいる。

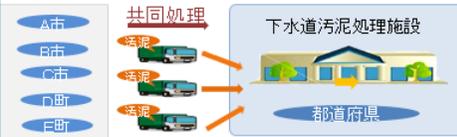
1. 汚水処理施設の統廃合

流域下水道への接続、公共下水道と集落排水施設の接続及び処理区の統廃合などを行う。



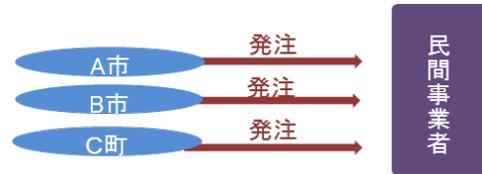
2. 汚泥処理の共同化

複数の団体の汚泥を集約して処理を行う。



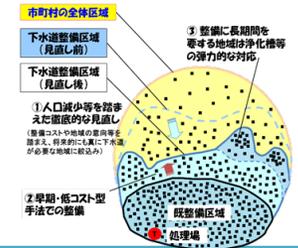
3. 維持管理・事務の共同化

集中監視・管理、運転管理の共同委託、使用料徴収・機材購入・水質検査等の共同処理などを行う。



4. 最適化

公共下水道、集落排水、浄化槽等の各種汚水処理施設の中から、最適な施設を選択して整備する。



秋田県の例

山形県新庄市の例

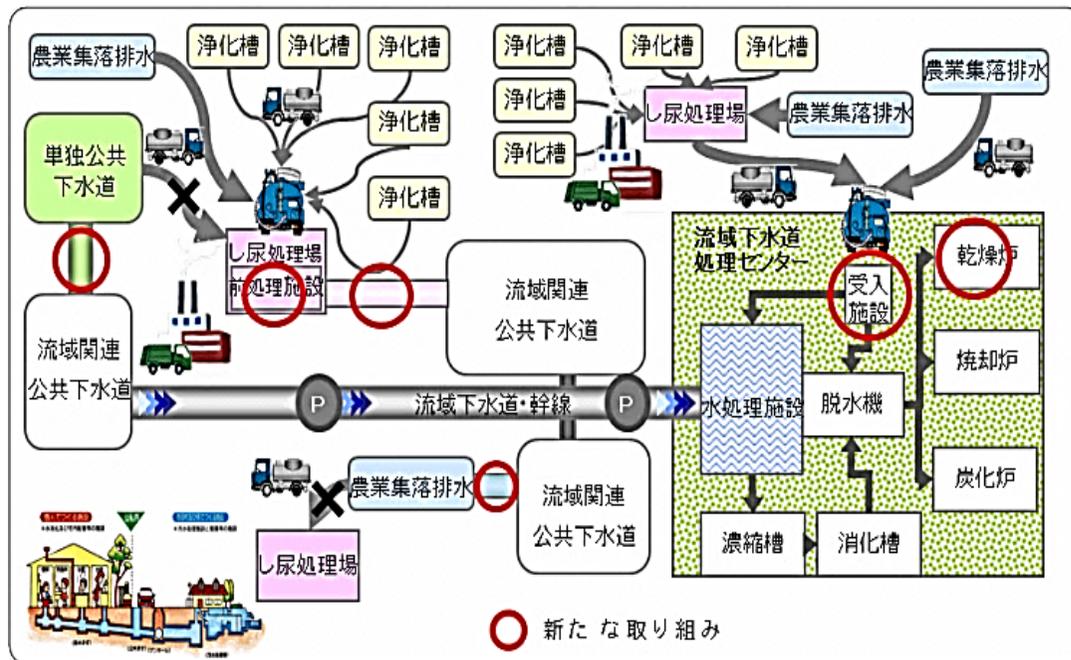
佐賀県の例

期間	令和2年度から実施予定	平成16年度から実施	平成28年度実施
概要	○県がリーダーシップをとり、県と県内市町村からなる連絡協議会を通じて、市町村と課題等を共有・連携することによって、「汚水処理施設の統廃合」と「汚泥処理の共同化」を実施	○新庄市の処理場を中核とし、新庄市と周辺6町村の処理場を集中管理	○浄化槽の整備促進を含め、地域に適した整備手法の選定等を実施
背景	○人口減少下における下水道事業運営の効率化を図るため、広域化・共同化に取り組む	○先行して建設された新庄市の処理場を中核とした圏域一体での整備について、周辺市町村からの要望をきっかけに検討	○都道府県構想の見直しを通じて検討
取組内容	○流域下水道に接続し、単独公共下水道の処理場を廃止 ○県及び関係市町村等の施設から発生する汚泥を流域下水道の処理場に新設する施設で共同・集約処理し、資源化を実施	○新庄市の処理場を中核施設として、管内の処理場をICTを活用して遠方から集中管理・監視(処理場の無人化や監視設備等の一体整備等) ○定期巡回による保守点検や水質試験を一括実施	○未整備地区においては、個別処理の割合を高めるとともに、浄化槽区域の普及率について指標設定 ○既整備地区においては、水洗化率を指標として定め、経営安定化を図る
効果	○維持管理費・改築更新投資を削減(50年間の試算) ・維持管理費 約70億円減 ・改築更新投資 約50億円減	○維持管理費を削減 ・年間約3,000万円減 ○維持管理費・改築更新投資を削減(20年間の試算) ・維持管理費 6億円減 ・改築更新投資(既存施設を更新しない) 約34億円減	○浄化槽(個別処理方式)に転換(個別処理人口割合18.5%→22.3%) ○処理区の統廃合数が増加(処理区19箇所減)

■流域下水道処理施設を核とした広域化・共同化のイメージ

生活排水処理の広域共同化を進めるため、県管理の**流域下水道処理施設を核**とすることを、生活排水処理事業連絡協議会設立準備会議(H22.1)で提案

この提案により
広域化・共同化
は**具体の事業に**



■あきた循環のみず推進計画 (H24.10策定)

生活排水処理サービスの継続的な提供のため、県と市町村が共有する施策の行動計画

【共有施策】

(広域共同化関係)

- ・単独公共下水道の流域関連公共下水道への接続
- ・農業集落排水の流域関連公共下水道への接続
- ・流域下水道処理施設とし尿処理場との共同処理
- ・県北地区での汚泥広域共同処理

■ 下水道と農業集落排水・し尿処理場との統合

◇ 農業集落排水9地区を流域関連公共下水道に接続(秋田市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町の2市3町)

[コスト効果]

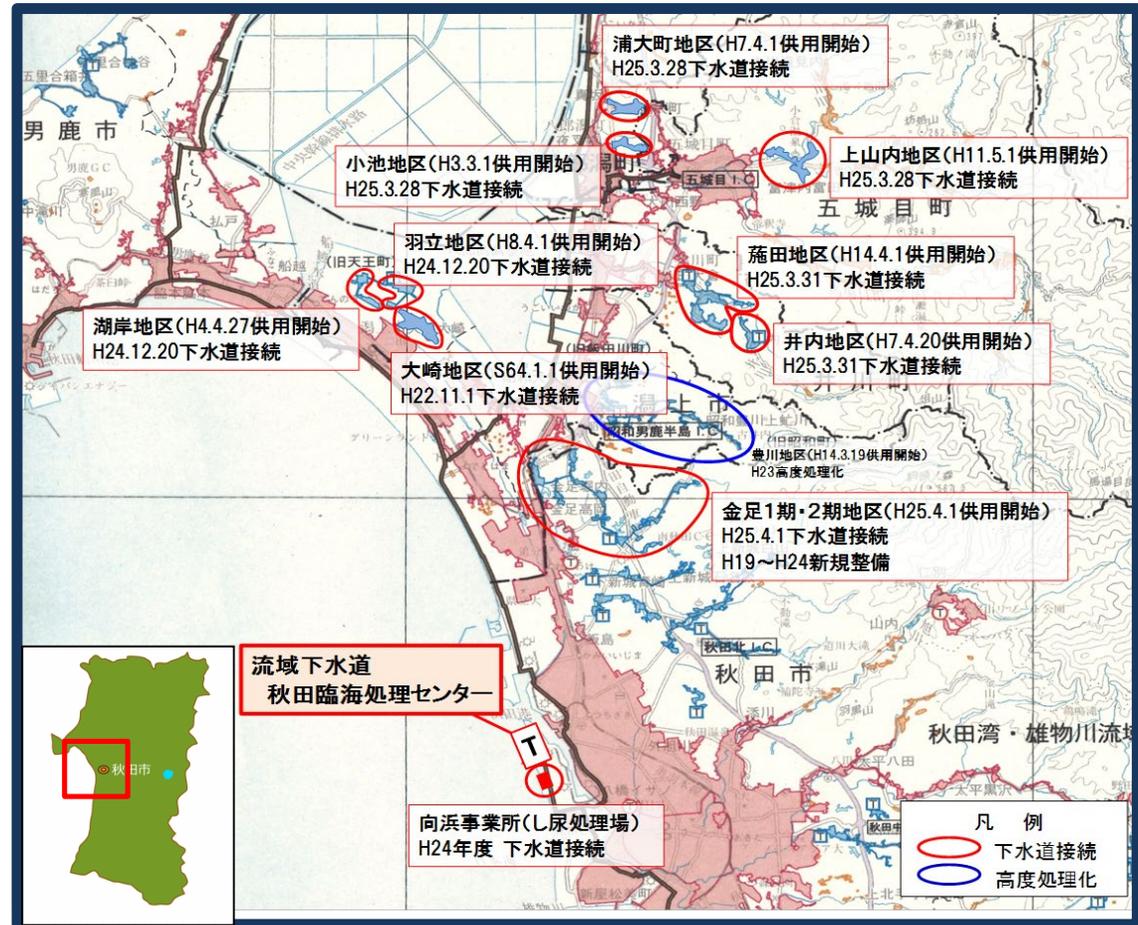
- 改築費6割減
 - 維持管理費7割減
- 改築費は八郎湖の指定湖沼化に伴う高度処理対策費と接続費との差

集落排水処理施設建屋は防災備品保管庫等として活用

◇ 秋田市のし尿処理施設を接続流域関連公共下水道に接続

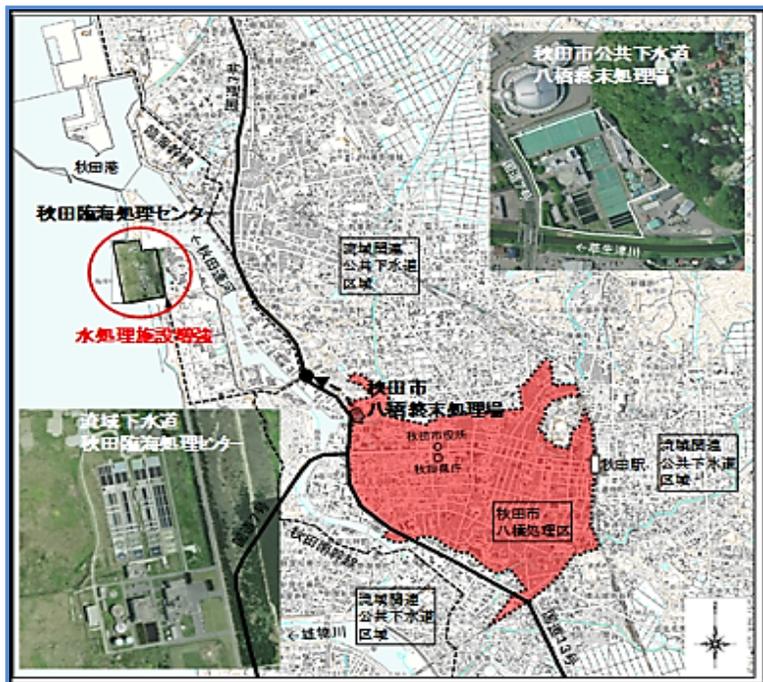
[コスト効果]

- 改築更新費6割減
- 維持管理費3割減



■ 流域下水道と単独公共下水道との統合

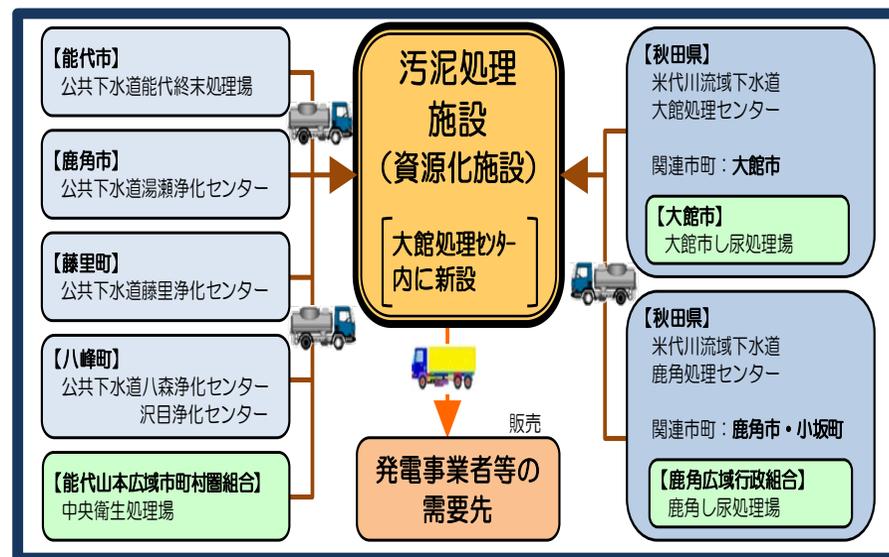
- ◇ 秋田市単独公共下水道八橋処理区を流域関連公共下水道に計画変更し、流域下水道と統合
 - ・ 統合により、秋田市八橋終末処理場の汚水処理機能は停止、雨水処理機能は継続



■ 県北地区広域汚泥処理事業

- ◇ 県北3市3町1組合の下水道終末処理場7施設、し尿処理場3施設から発生する汚泥を、流域下水道大館処理センターに設置する汚泥処理施設で集約処理、資源化

汚泥処理は乾燥又は炭化による資源化



※第7回研究会 秋田県発表資料より抜粋(一部加工)

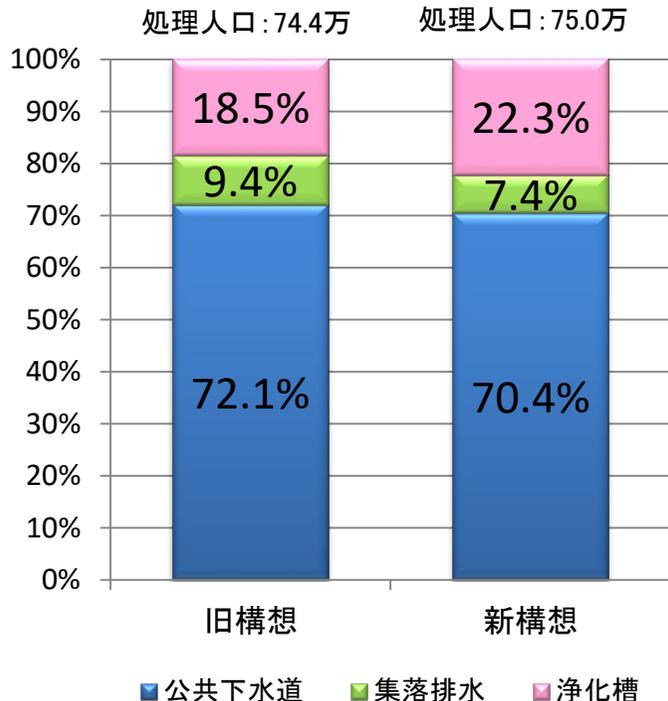
最適な污水处理施設の選択(最適化)(佐賀県)

○持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル(平成26年1月30日公表)に基づく
都道府県構想等の見直し事例

<都道府県構想の見直し事例(佐賀県)>

佐賀県においては、平成28年3月に都道府県構想が見直され、浄化槽で処理される人口の割合が、18.5%から22.3%へ**3.8ポイント増加**。

構想見直しの事例



<市町村単位での見直し事例(佐賀市※)>

○ 污水处理に係る計画の見直しを実施

- ・公共下水道の処理区を統合し、終末処理場を削減、農業集落排水の処理施設を削減
- ・公共下水道と農業集落排水の処理区域を見直し、削減分を浄化槽に転換

○ 平成18年度に検討開始、平成30年度に下水道概成予定

	処理区域 (単位 : ha)			終末処理場・処理施設		
	旧計画	新計画	増減	旧計画	新計画	増減
公共下水道	4,791	4,776	▲15	5	4	▲1
農業集落排水	790	358	▲432	27	15	▲12
浄化槽	37,560	38,007	+447	—	—	—

○効果額(計画)

【イニシャルコスト】

- ・処理施設減による削減効果額
建設改良費 △248億円

- ・浄化槽設置費用 +35億円

【ランニングコスト】

- ・維持管理費 △2.8億円(年間)

※1 集落排水には、農業集落排水施設及び漁業集落排水施設を含む

※2 浄化槽には、コミュニティプラント等を含む

※H28.3に見直された佐賀県の都道府県構想以前の取り組み内容

下水道事業の広域化・共同化に係る地方財政措置（R元～）

趣旨

人口減少や施設の老朽化等に伴い、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、持続的な経営を確保する観点から、広域化・共同化を推進しようとするもの。

財政措置の概要

1. 広域化・共同化に係る事業に対する地方財政措置

① 対象事業

広域化施設整備計画に基づき実施される事業であって、公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設のうち、**終末処理場、接続管渠、ポンプ場、汚泥処理施設、し尿受入施設、遠隔監視・制御施設その他の広域化・共同化に要する施設の整備事業**
※単独の市町村内の同一の下水道事業に係る広域化・共同化に要する施設の整備については、本財政措置の対象外

② 財政措置

地方負担額の100%に下水道事業債（広域化・共同化分）を充当し、処理区域内人口密度に応じ、元利償還金の28～56%を普通交付税措置
※平成30年度以前に発行した下水道事業債（広域化・共同化分）については、元利償還金の55%を普通交付税措置

③ 激変緩和措置

下水道事業が事業統合を行う場合、高資本費対策について激変緩和措置（据置5年＋激変緩和5年）

2. 都道府県が実施する「広域化・共同化計画」の策定や市町村の広域化・共同化の支援に要する経費等について普通交付税措置（～令和4年度）

＜財政措置のスキーム＞ 交付税措置率（事業費補正分）

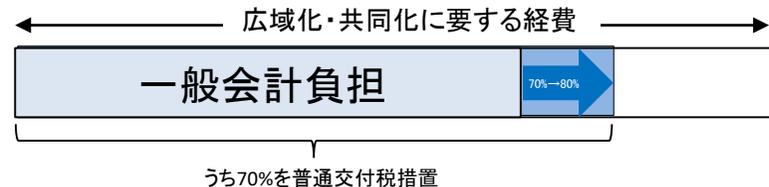
処理区域内人口密度（人/ha）	通常分	広域化分
25未満	44%	56%
25以上50未満	37%	49%
50以上75未満	30%	42%
75以上100未満	23%	35%
100以上	16%	28%

※ 通常分については、上記のほかに単位費用措置あり

※ 広域化分については、一般会計の負担を増額（3～7割→4～8割）し、その70%を交付税措置

※ 集落排水については、25未満と同等の措置

《処理区域内人口密度25人/ha未満の例》



下水道事業の広域化に係る地方財政措置の拡充①（R4～）

趣旨

- 平成30年1月に関係省庁(国交省・総務省・農水省・環境省)連名で各都道府県に対し、令和4年度までに「**広域化・共同化計画**」を策定することを要請。
- これを受けて都道府県において令和4年度末までに**広域化・共同化計画**を策定するとともに、**各地方団体において同計画に基づき施設の統廃合をはじめとした広域化・共同化に係る具体的な取組を進める必要**。

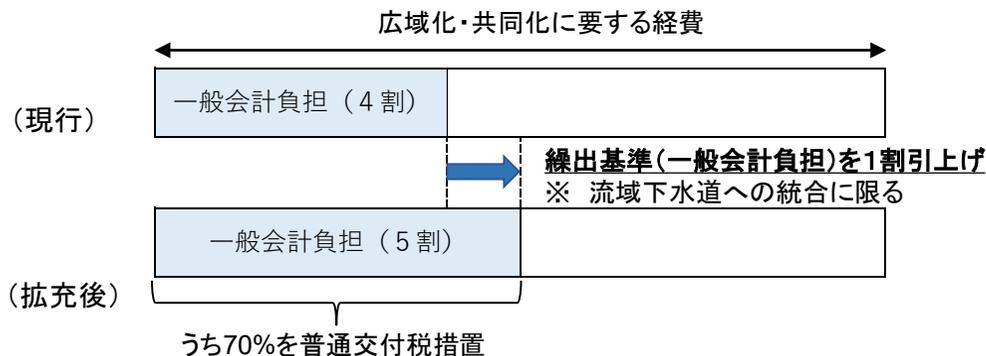
下水道事業債(広域化・共同化分)に係る地方財政措置の拡充

① 流域下水道への統合に係る措置率の見直し

統合に要する経費の実態等を踏まえ、都道府県主導の流域下水道への統合の取組を推進する観点から、**流域下水道への統合のために市町村が実施する接続管渠の整備・ポンプ場の設置について、繰出基準を1割引き上げる**。

<処理区域内人口密度100人/ha以上の例>

<地方財政措置>



処理区域内人口密度 (人/ha)	(現行) 広域化分※	(拡充案) 流域下水道への 接続分
25未満	56%	63%
25以上50未満	49%	56%
50以上75未満	42%	49%
75以上100未満	35%	42%
100以上	28%	35%

※ 繰出基準：処理区域内人口密度に応じて4～8割
交付税措置：普通交付税措置 7割

② 市町村内の処理区統合を対象に追加

現行措置(複数市町村の統合、市町村内の事業統合)に加え、**市町村内の処理区統合を下水道事業債(広域化・共同化分)の対象に追加する**。

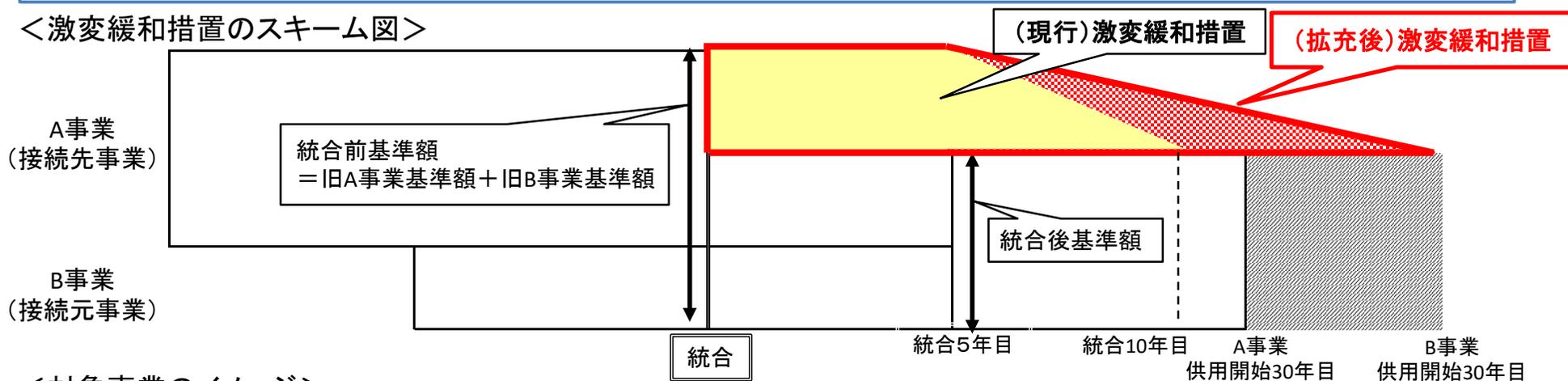
※①、②のいずれも**広域化・共同化計画に基づき実施する整備事業を対象とする**。

下水道事業の広域化に係る地方財政措置の拡充② (R4～)

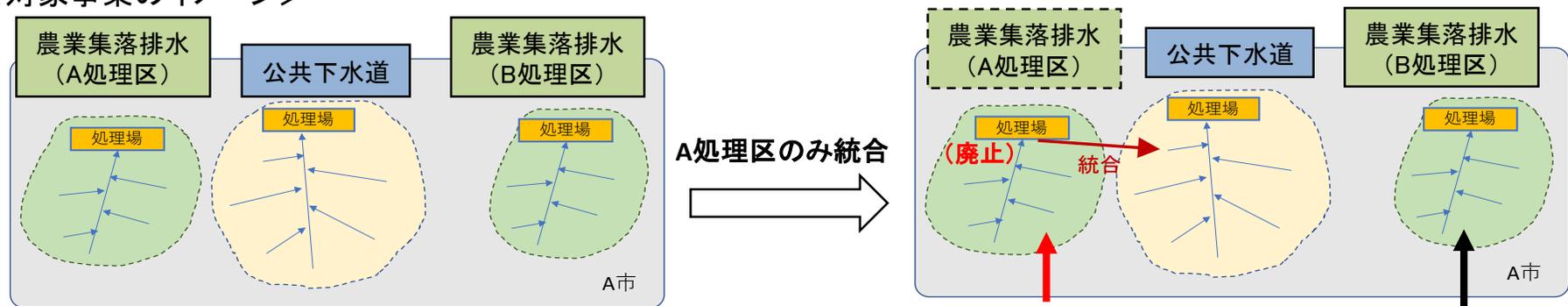
高資本費対策の激変緩和措置の拡充

- 広域化・共同化計画の策定に当たり、各地方団体において、公共下水道と集落排水の統合等が検討されていることに加え、令和4年度から社会資本整備総合交付金等の交付対象が拡充されることを踏まえて、公共下水道と集落排水の統合等の広域化を推進する観点から、事業統合に係る激変緩和措置の適用期間を拡充し、統合翌年度から接続元事業(下図のB事業)の供用開始30年目まで、高資本費対策の段階的縮減を実施する。ただし、広域化・共同化計画に基づき実施する事業統合を対象とする。
- この措置は、農業集落排水のうち一部の処理区を公共下水道に統合する場合など、下水道事業のうち一部の処理区を別の下水道事業に統合する場合も対象となる。(以下の「対象事業のイメージ」を参照)

<激変緩和措置のスキーム図>



<対象事業のイメージ>



高資本費対策の30年激変緩和措置の対象 存続した部分について要件を満たす場合、高資本費対策の対象

緊急自然災害防止対策事業債の拡充（公共下水道事業関係）

対象経費

公共下水道事業における以下の対象施設に係る整備事業に要する経費として一般会計から下水道事業会計に繰り出した額

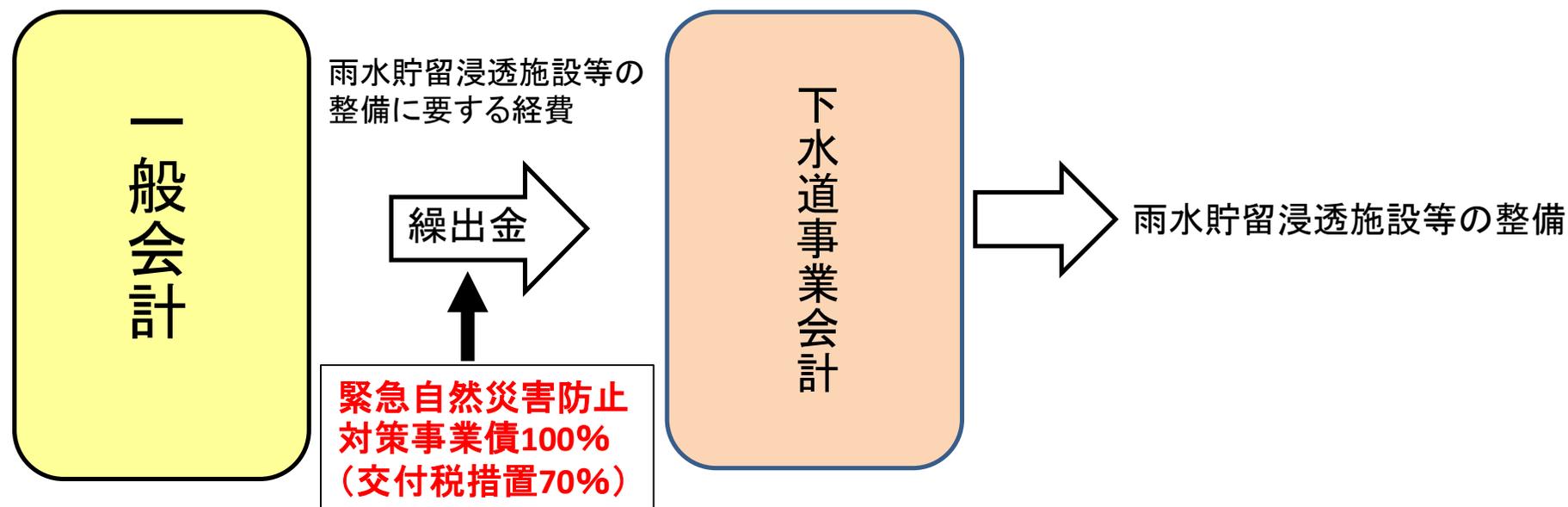
[対象施設] 雨水貯留浸透施設（雨水貯留管を含む）、雨水ポンプ、樋門、樋管

※ただし、流域治水対策に資する地方単独事業として実施するものに限る

財政措置

充当率100%

元利償還金の70%を交付税措置

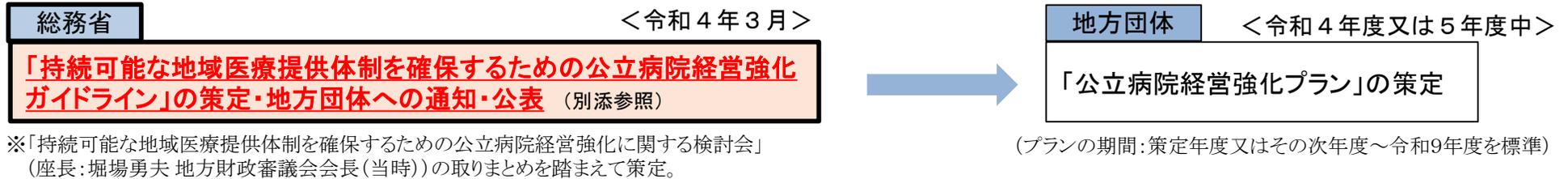


※その他、一般会計事業として行う都市下水路、雨水公共下水道における内水氾濫対策事業にも緊急自然災害防止対策事業債の充当が可能

公立病院経営強化の推進について

- 公立病院が医師不足等による厳しい経営状況に直面する中、地域に必要な医療提供体制を確保するため、機能分化・連携強化、医師・看護師確保等による公立病院の経営強化を推進。

1. 公立病院経営強化ガイドラインについて



2. 公立病院経営強化に係る地方財政措置における対応

地方団体が「公立病院経営強化プラン」に基づき公立病院の経営強化に取り組めるよう、地方財政措置を拡充・延長

(1) 機能分化・連携強化の推進に係る病院事業債(特別分)の拡充・延長

① 病院の整備費全体を対象経費とする要件の見直し

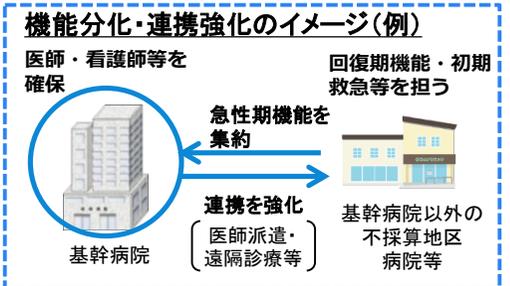
複数の病院を統合する場合のほか、基幹病院が不採算地区病院への支援を強化し、その機能を維持する場合も対象に追加

② システム関係の対象経費の拡充

経営統合に伴うシステム統合をする場合のほか、医療情報の連携のための電子カルテシステムの統一等をする場合も対象経費に追加

(2) 医師派遣等に係る特別交付税措置の拡充

- ・ 看護師等の医療従事者の派遣、診療所への派遣を追加
- ・ 派遣元病院に対する措置を拡充(繰出額に対する措置の割合 0.6→0.8)



(参考) 公立病院改革の経緯

H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
旧公立病院改革ガイドライン(H19年12月)						新公立病院改革ガイドライン(H27年3月)									
プラン策定						プラン策定									
プラン対象期間						プラン対象期間									
地方財政措置						地方財政措置									
						延長									
						暫定延長									

「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の概要

(令和4年3月29日付け総務省自治財政局長通知)

第1 公立病院経営強化の必要性

- 公立病院は、これまで再編・ネットワーク化、経営形態の見直しなどに取り組んできたが、**医師・看護師等の不足**、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化等により、依然として、**持続可能な経営を確保しきれない病院も多いのが実態**。
- また、コロナ対応に公立病院が中核的な役割を果たし、**感染症拡大時の対応における公立病院の果たす役割**の重要性が改めて認識されるとともに、病院間の役割分担の明確化・最適化や医師・看護師等の確保などの取組を平時から進めておく必要性が浮き彫りとなった。
- 今後、**医師の時間外労働規制への対応**も迫られるなど、さらに厳しい状況が見込まれる。
- 持続可能な地域医療提供体制を確保するため、**限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点を最も重視し、新興感染症の感染拡大時等の対応という視点も持って、公立病院の経営を強化していくことが重要**。

第2 地方公共団体における公立病院経営強化プランの策定

- 策定期間 令和4年度又は令和5年度中に策定
- プランの期間 策定年度又はその次年度～令和9年度を標準
- プランの内容 **持続可能な地域医療提供体制を確保**するため、地域の実情を踏まえつつ、必要な**経営強化の取組**を記載

公立病院経営強化プランの内容

(1) 役割・機能の最適化と連携の強化

- ・ 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
- ・ **機能分化・連携強化**

各公立病院の役割・機能を明確化・最適化し、連携を強化。特に、地域において中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約して医師・看護師等を確保し、基幹病院以外の病院等は回復期機能・初期救急等を担うなど、双方の間の役割分担を明確化するとともに、連携を強化することが重要。

(2) 医師・看護師等の確保と働き方改革

- ・ **医師・看護師等の確保**（特に、不採算地区病院等への医師派遣を強化）
- ・ 医師の**働き方改革**への対応

(3) 経営形態の見直し

(4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

(5) 施設・設備の最適化

- ・ 施設・設備の適正管理と整備費の抑制
- ・ デジタル化への対応

(6) 経営の効率化等

- ・ 経営指標に係る数値目標

第3 都道府県の役割・責任の強化

- 都道府県が、市町村のプラン策定や公立病院の施設の新設・建替等にあたり、地域医療構想との整合性等について積極的に助言。
- 医療資源が比較的充実した**都道府県立病院等が、中小規模の公立病院等との連携・支援を強化**していくことが重要。

第4 経営強化プランの策定・点検・評価・公表

- 病院事業担当部局だけでなく、企画・財政担当部局や医療政策担当部局など関係部局が連携して策定。関係者と丁寧に意見交換するとともに、策定段階から議会、住民に適切に説明。
- 概ね年1回以上点検・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要に応じ、プランを改定。

第5 財政措置

- **機能分化・連携強化**に伴う施設整備等に係る病院事業債（特別分）や**医師派遣**に係る特別交付税措置を**拡充**。

各地方公共団体に策定を求める「公立病院経営強化プラン」の主なポイント

公立病院経営強化プランの内容

(1) 役割・機能の最適化と連携の強化

- ・ 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
- ・ **機能分化・連携強化**

各公立病院の役割・機能を明確化・最適化し、連携を強化。特に、地域において中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約して医師・看護師等を確保し、基幹病院以外の病院等は回復期機能・初期救急等を担うなど、双方の間の役割分担を明確化するとともに、連携を強化することが重要。

(2) 医師・看護師等の確保と働き方改革

- ・ **医師・看護師等の確保**（特に、不採算地区病院等への医師派遣を強化）
- ・ 医師の**働き方改革**への対応

(3) 経営形態の見直し

(4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

(5) 施設・設備の最適化

- ・ 施設・設備の適正管理と整備費の抑制
- ・ デジタル化への対応

(6) 経営の効率化等

- ・ 経営指標に係る数値目標

ポイント

- 第8次医療計画の記載事項として「新興感染症等の感染拡大時の医療」が加わることも踏まえ、**新たに記載事項に追加**。

【平時からの取組の具体例】

- ・ 感染拡大時に活用しやすい病床等の整備
- ・ 各医療機関の間での連携・役割分担の明確化
- ・ 専門人材の確保・育成 等

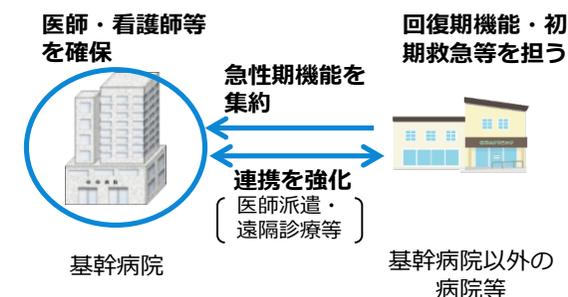
ポイント

- 前ガイドラインでは「改革」プランという名称だが、**持続可能な地域医療提供体制の確保のための「経営強化」に主眼**を置き、「経営強化」プランとした。

ポイント

- 前ガイドラインの「再編・ネットワーク化」に代わる記載事項。「再編・ネットワーク化」と比べ、**病院や経営主体の統合よりも、病院間の役割分担と連携強化に主眼**。

機能分化・連携強化のイメージ（例）



ポイント

- **医師・看護師等の不足**に加え、**医師の時間外労働規制への対応**も迫られることも踏まえ、**新たに記載事項に追加**。

【具体的な記載事項】

- ・ 基幹病院から中小病院等への積極的な医師・看護師等の派遣
- ・ 若手医師の確保に向けたスキルアップを図るための環境整備（研修プログラムの充実、指導医の確保等）
- ・ 医師の時間外労働の縮減の取組（タスクシフティング、ICT活用等）

機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備に係る病院事業債（特別分）【R4 拡充】

- 医師不足や人口減少に伴う医療需要の変化に対応し、持続可能な地域医療提供体制を確保するためには、地域の中で各公立病院が担うべき役割・機能を改めて見直し、明確化・最適化した上で、病院間の連携を強化する「機能分化・連携強化」が必要。
- 公立病院経営強化プランに基づき、原則として令和9年度までに行われる公立病院の機能分化・連携強化に係る施設・設備の整備について、病院事業債(特別分)を措置。

対象要件

以下のいずれかに該当すること。

A. 複数病院の統合

○関係する病院が1以上減となること。

B. 複数病院の相互の医療機能の見直し

○関係病院等間において、地域医療構想に沿って、以下に掲げる全ての取組が行われること。

- ア 基幹病院への急性期機能の集約
- イ 基幹病院以外の病院等の急性期から回復期等への機能転換等
- ウ 基幹病院から基幹病院以外の病院等への医師派遣の増加、遠隔診療等の支援
- エ 基幹病院以外の病院等による基幹病院の術後患者等の受入体制の構築
- オ 医療情報の共有等による医療提供の連携体制の構築

対象経費

A
・
B
共通

- ①関係病院等間のネットワーク形成のための患者搬送車、遠隔医療機器等の整備
- ②経営主体の統合に伴う情報システムの統合、**関係病院等間の医療情報の共有や医師等の働き方改革に必要となる情報システム**等の整備
- ③機能分化・連携強化後の基幹病院に新たに整備される高度・救急医療施設、医師の研修又は派遣の拠点機能を有する施設、これらの施設に設置される医療機器等の整備
- ④機能分化・連携強化後の基幹病院以外の既存施設の改修、医療機器等の整備
- ⑤複数病院の統合に伴う病院の整備
- ⑥**複数病院の相互の医療機能の見直しに伴う基幹病院の整備**
基幹病院が医師派遣の相当程度の増加及び遠隔診療等の支援を強化し、救急医療等の地域において必要とされる不採算地区病院の機能を維持する場合であって、その旨を明記した統合協定書、連携協約等を議会の議決等を経て公表する場合に限る。

機能分化・連携強化のイメージ (例)

医師・看護師等を確保

回復期機能・初期救急等を担う



急性期機能を集約

連携を強化

（医師派遣・遠隔診療等）

基幹病院

基幹病院以外の不採算地区病院等

病院事業債(特別分)の対象:元利償還金の40%を普通交付税措置

病院事業債(100%)

元利償還金の40%に交付税措置
(繰出2/3 × 60% = 40%)

(参考)通常の病院事業債のスキーム

元利償還金の25%に交付税措置
(繰出1/2 × 50% = 25%)

「病院事業債（特別分）」 「⑥複数病院の相互の医療機能の見直しに伴う基幹病院の整備」

- 公立病院が医師不足等による厳しい経営状況に直面する中、過疎地等に所在し、医師等の確保が特に困難である不採算地区病院の医療機能を維持・確保するためには、不採算地区病院において医療機能の見直しを行うとともに、医療資源が充実した基幹病院との連携を強化することが必要。
- このため、「B. 複数病院の相互の医療機能の見直し」であっても、基幹病院が医師派遣の相当程度の増加及び遠隔診療等の支援を強化し、救急医療等の地域において必要とされる不採算地区病院の機能を維持する場合であって、その旨を明記した統合協定書、連携協約等を議会の議決等を経て公表する場合に、基幹病院の整備費全体を病院事業債（特別分）の対象とする。

1. 「救急医療等の地域において必要とされる不採算地区病院の機能」とは

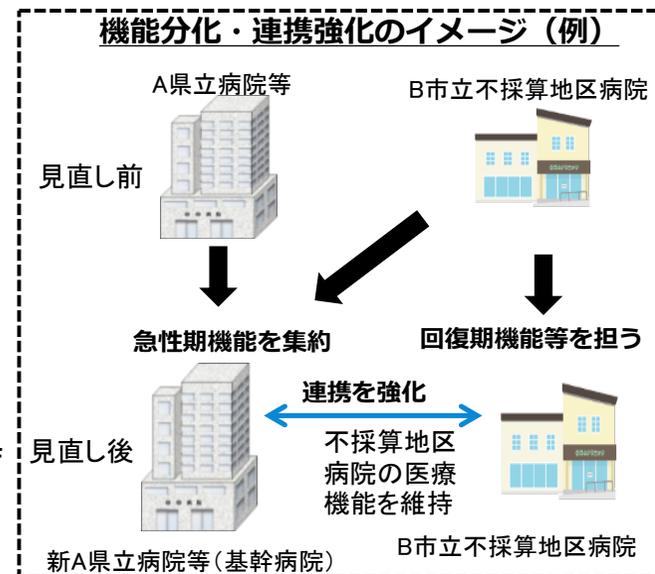
- 地域において必要とされる機能は地域の実情によって様々であるため、下記3. の統合協定書、連携協約等において具体的に明記。

2. 「機能を維持する」とは

- 以下のいずれかが可能となる場合又はこれらに類する場合とする。
 - ① 不足する診療科目又は救急医療等の病院機能の新設・再開
 - ② 休止に直面している診療科目又は救急医療等の病院機能の維持
 - ③ 機能見直しに伴い対応が困難となる診療科目又は救急医療等の病院機能の維持

3. 「統合協定書、連携協約等を議会の議決等を経て公表」とは

- 経営主体を統合する場合は統合協定書等、経営主体の統合を伴わない場合は地方自治法第252条の2に基づく連携協約等の締結により、基幹病院が行う支援の内容や維持される不採算地区病院の医療機能等について、関係自治体間で合意した内容を、議会の議決又は議会への報告を経て、住民に公表。
- 統合協定書、連携協約等には、上記1の医療機能維持のための具体的な支援内容を記載することが必要。その際、医師派遣回数等の相当程度の増加を盛り込むことが必要。「相当程度」とは、上記医療機能の維持のため不足する医師を補完する程度を指す。



医師・看護師派遣等に係る地方財政措置【R4拡充】

- 限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するため、基幹病院等からの医療従事者の確保が困難である過疎地域等の公立病院・診療所に対する医師・看護師等の派遣に係る経費に対して特別交付税を措置。
- 医療従事者の働き方改革にも対応するため、令和4年度から、看護師、薬剤師、技師等の医療従事者の派遣、公立診療所への派遣を追加するとともに、医師・看護師等を派遣する医療機関に対する措置を拡充。

※ 赤字下線はR4拡充部分

派遣する医療機関

○対象医療機関

公立病院、一般行政病院又は公立診療所からの要請を受けて、医師、看護師等を派遣する医療機関

※ 大学附属医療機関、国及び国関係機関が開設する医療機関を除く

○対象経費

下記の経費への繰出金又は助成金に対して特別交付税措置

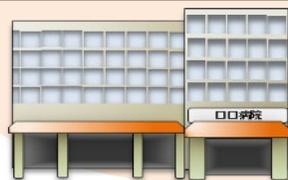
- ・ 派遣期間中に支出する医師、看護師等の職員給与費相当額
- ・ 派遣により看護師等が不足する期間に新たに雇用する非常勤看護師等の人件費

○算定方法

基準額（単価×派遣日数）と

一般会計繰出額×0.8（R3年度までは0.6）のどちらか少ない額

基幹病院等



医師・看護師等を派遣
※ 同一自治体間の派遣
は対象外

派遣を受け入れる医療機関

○対象医療機関

公立病院、一般行政病院又は公立診療所

※ 派遣元の医療機関の種類は問わない

○対象経費

医師・看護師等の派遣を受けることにより生じる経費（旅費、派遣元医療機関への負担金）への繰出金に対して特別交付税措置

※ 報酬、賃金、手当等の労働の対価として支払った経費は対象外

通常の医師等の派遣に加え、下記の場合も対象とする。

- 研修参加により医師等が不足する期間の派遣受入れ経費
- 臨床研修医の地域医療研修の受入れに係る旅費

○算定方法

一般会計繰出額×0.6

医師・看護師等が不足している公立病院・診療所



経営条件の厳しい地域に所在する公立病院への財政措置の拡充【R4継続】

- 民間病院の立地が困難な経営条件の厳しい地域に所在する公立病院(不採算地区病院)は、今般のコロナ禍においても、地域唯一又は主要な病院として、平素の医療に加え、発熱外来の開設、PCR検査、行政部門と連携した住民の健康相談対応やワクチン接種の促進等に取り組んでいる。
- コロナ禍においても、病院機能を維持し、地域医療提供体制を確保するため、直近の不採算地区病院の実態を踏まえ、令和3年度に行った不採算地区病院への特別交付税の基準額引上げ(30%)を令和4年度も継続することとする。

【不採算地区病院設置自治体】



不採算地区病院の運営に要する経費に係る一般会計繰出金

【不採算地区病院】



$$\text{特別交付税措置額} = \text{一般会計繰出金} \times 0.8$$

<病床数に応じた基準額あり>

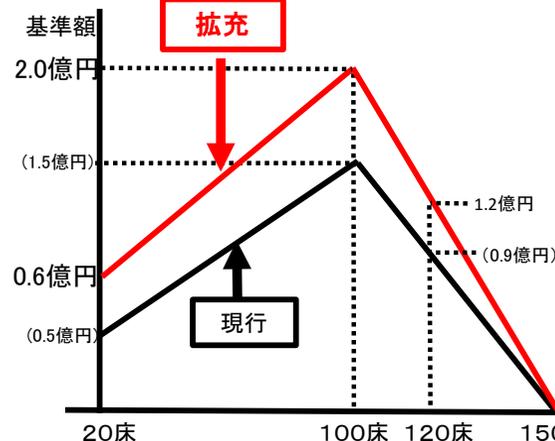
- (第1種) 当該病院から最寄りの病院までの移動距離が15km以上
- (第2種) 当該病院の半径5km以内の人口が10万人未満
※人口3万人以上の場合は基準額を逡減

不採算地区病院について想定されるコストアップ
に対応する観点から、基準額を**30%**引き上げ

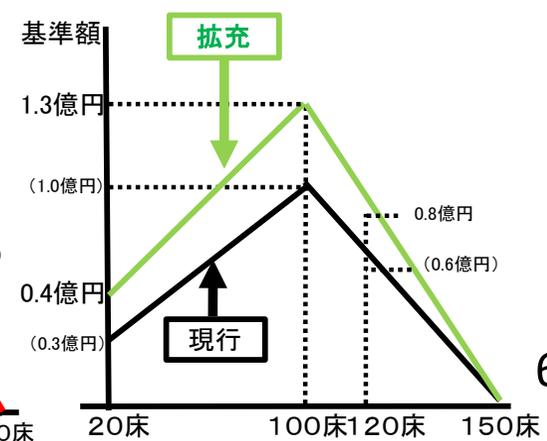
<厚生連、日赤等の公的病院等も同様の措置を講じる>

※都道府県が地域医療構想等との整合性を確認した経営強化プランの策定が要件(令和5年度までは策定作業への着手で可)

1種の算定イメージ



2種の算定イメージ



公立病院の新設・建替等に対する地方交付税措置の対象となる建築単価について

○ 公立病院の新設・建替等に対する地方交付税措置の対象となる建築単価の上限を、最近の建設費の状況等を踏まえ、36万円/㎡から40万円/㎡へ引上げることとし、令和3年度の病院事業債から適用(継続事業についても、令和3年度分の病院事業債から適用)。

(参考)

【公立病院】

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
件数(件)	38	43	38	29	14	19	26	19	22	17
平均建築単価(千円/㎡)	307	326	353	472	491	406	436	444	480	475

【公的病院】 ※日赤、済生会、厚生連、国立病院機構

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
件数(件)	24	26	25	10	8	17	4	6	4	9
平均建築単価(千円/㎡)	214	259	321	358	415	364	405	396	401	406

13%増

【公立病院を除く民間病院等】 ※1

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
平均建築単価(千円/㎡)	208	220	239	275	301	346	347	365	392	370

35%増

○公共工事設計労務単価 ※2

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
公共工事設計労務単価の伸び率(全国)	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%

22%増

○建築費指数 ※3

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
建築費指数【H23年度基準】	100	102	106	115	118	115	117	121	124	125

9%増

※1 出典:「2020年度福祉・医療施設の建設費について」(2021.7.8 独立行政法人福祉医療機構)

※2 出典:「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価について」(2021.2.19 国土交通省)

※3 建物を建築する際の工事価格の変動を明らかにすることを目的として、一般財団法人建設物価調査会が算出する建築工事に関する一種の物価指数(毎年4月に前年度平均を公表)

5(3). 民間活用等

民間活用等の事例

指定管理者制度

【水道事業】

- 広島県呉市「水道施設の維持管理業務への指定管理者制度導入」

【下水道事業】

- 茨城県「下水道施設における指定管理者制度導入」

【病院事業】

- 愛知県名古屋市「市立病院への指定管理者制度導入」

【その他の事業】

- 千葉県茂原市「駐車場管理への指定管理者制度導入」【駐車場整備事業】
- 福岡県北九州市「港湾整備事業への指定管理者制度の導入」【港湾整備事業】

包括的民間委託

【下水道事業】

- 北海道岩内町・共和町「下水処理センターの包括的民間委託」
- 岩手県釜石市「下水道事業の包括的民間委託」
- 三重県伊勢市「下水道事業の包括的民間委託」
- 滋賀県大津市「下水道事業の包括的民間委託」
- 長崎県時津町「上下水道料金徴収等業務包括委託」
- 千葉県柏市「柏市公共下水道管路施設包括的予防保全型維持管理業務委託」

地方独立行政法人

- 山形県「山形県・酒田市病院機構（日本海総合病院）」
- 三重県桑名市「桑名市総合医療センター」
- 長崎県佐世保市「佐世保市立総合病院」

PPP・PFI

【水道事業】

- 千葉県「BTO方式を活用した浄水場排水処理事業」
- 愛媛県今治市「DBM方式による（仮称）高橋浄水場整備等事業」

【下水道事業】

- 大阪府富田林市「下水道管渠長寿命化PFI事業」
- 高知県須崎市「下水道事業へのコンセッション方式導入」

【電気事業】

- 鳥取県「水力発電所へのコンセッション導入」

【ガス事業】

- 滋賀県大津市「ガス事業へのコンセッション方式導入」

ICT/IoTの利活用

【水道事業】

- 大阪府堺市「スマートフォンアプリの導入」
- 愛知県豊田市「AI水道劣化予測診断ツール導入」

【下水道事業】

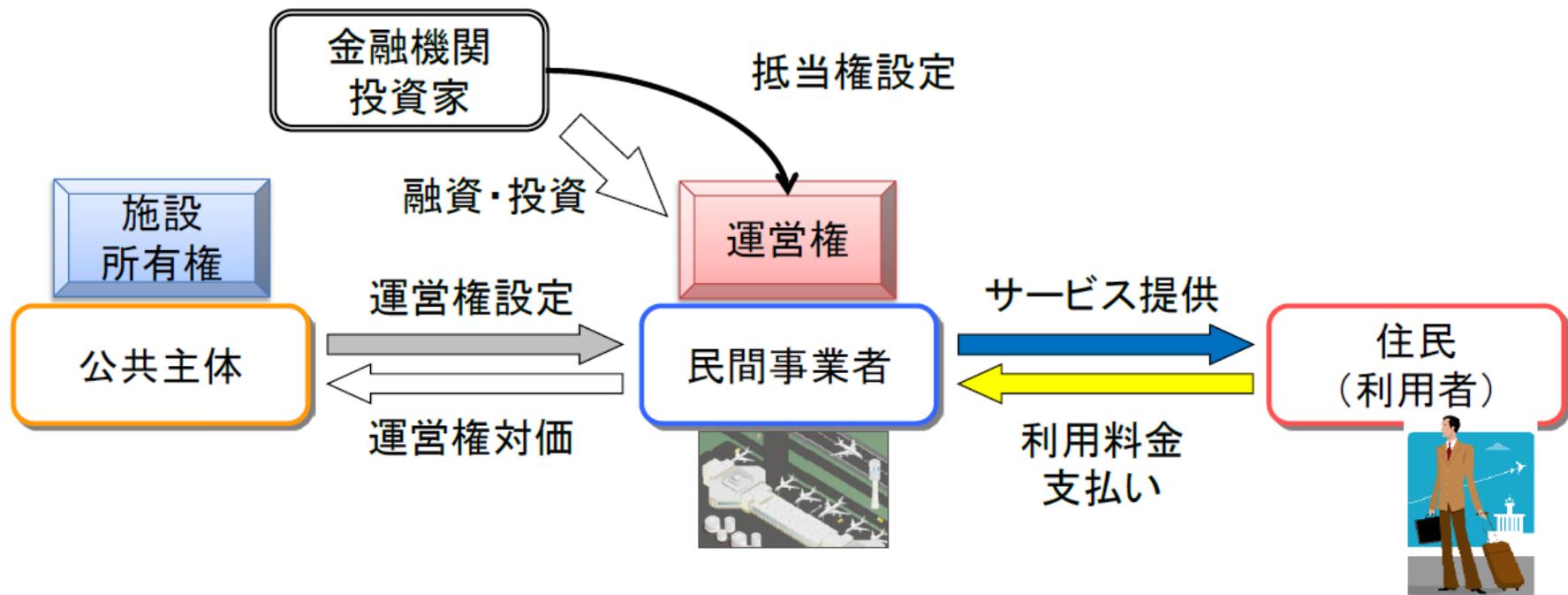
- 宮城県仙台市「下水道リスク評価システム導入」
- 千葉県千葉市「下水道施設の調査へのドローン導入」
- 東京都「下水道台帳情報システムの活用」

【電気事業】

- 徳島県「インフラ点検ロボット活用」

公共施設等運営権(コンセッション方式)とは

- ・利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式。
(平成23年PFI法改正により導入)
- ・公的主体が所有する公共施設等について、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供。



浜松市におけるコンセッション(PFI)導入について ①

下水道

浜松市

<事業概要>

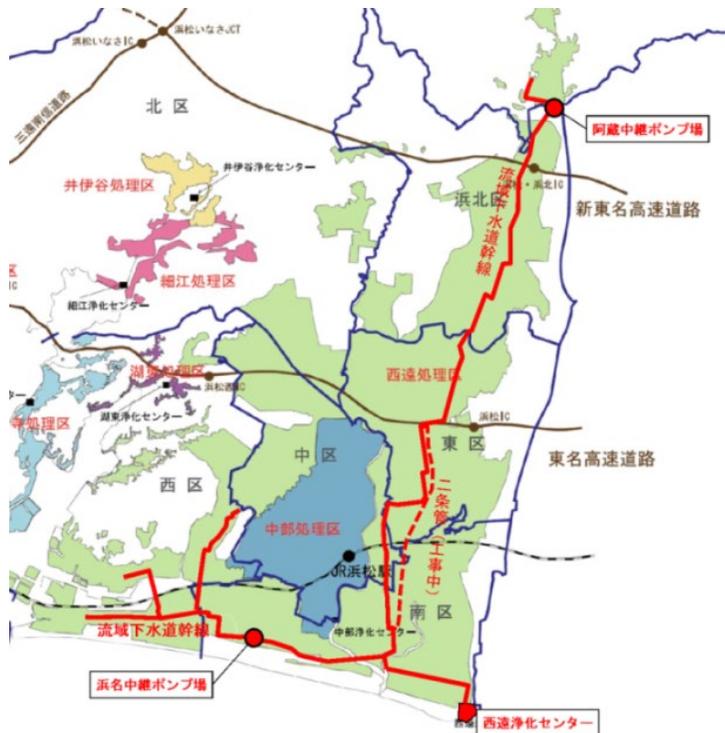
浜松市内最大処理区である西遠処理区において、
処理場・ポンプ場に運営権を設定し、民間事業者が**20年間**にわたり、
 対象施設の**維持管理と機械電気設備の改築更新等**を実施。

<運営権者>

代表企業: ヴェオリア・ジャパン株式会社
 構成員: ヴェオリア・ジェネッツ株式会社、JFEエンジニアリング株式会社
 オリックス株式会社、東急建設株式会社、須山建設株式会社



- ・効率的な維持管理や改築
- ・VFM 14.4%(優先交渉権者提案時)
- ・運営権対価: 25億円



平成26年度	事業スキームの検討、公募書類の作成、資産調査など	国土交通省にて 財政的支援及び 技術的助言を実施
平成27年6月	実施方針(素案)の公表	
平成27年12月	実施方針(案) 要求水準書(案)の公表	
平成28年2月	下水道条例の改正 実施方針の公表 特定事業の選定・公表	包括的民間委託
平成28年4月～	西遠流域下水道移管	
平成28年5月	募集要項等の公表	
平成29年3月	優先交渉権者の選定	
平成29年4月	基本協定の締結	
平成29年10月	運営権設定・実施契約の締結	
平成30年4月	コンセッション事業開始	

運営権者

【対象施設】
処理場・2ポンプ場
(改築は土木・建築は除く)

経営
利用料金(10/10)

維持管理
利用料金(10/10)

改築
市負担分(9/10)
利用料金(1/10)

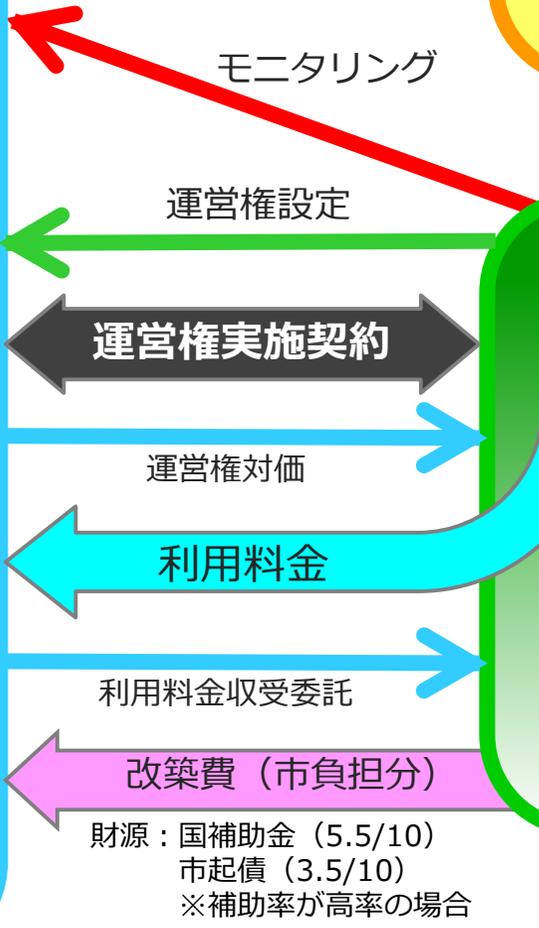
運営権者
任意事業
(独立採算)

西遠処理区
使用者

使用料

浜松市

【対象施設】
管路
処理場・2ポンプ場の
土木・建築



財源: 国補助金(5.5/10)
市起債(3.5/10)
※補助率が高率の場合

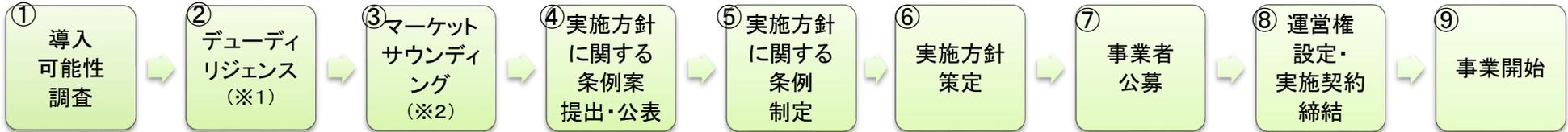
改築費国補助金
(5.5/10) ※補助率が高率の場合

国

●運営権者が支払った改築費1/10のうち事業期間終了以降に係る減価償却費相当額は、事業期間終了時に市が支払う

公営企業におけるコンセッション導入の検討・準備の状況

コンセッション事業開始までの主な手続



※1 デューデリジェンス(資産評価)

:コンセッション事業の導入前に、対象施設等について、資産、法務、財務等の状況に係る調査を実施すること

※2 マーケットサウンディング(民間投資意向調査)

:コンセッション事業の制度設計に反映させることを目的として、民間事業者等に対してヒアリングを実施すること

公営企業における主なコンセッション導入の状況 【出典】内閣府資料及び自治体のHPより

【水道】団体名	検討・進捗状況	【下水道】団体名	検討・進捗状況
宮城県	⑨ 事業開始(令和4年4月～)	静岡県浜松市	⑨ 事業開始(平成30年4月～)
静岡県伊豆の国市	③ マーケットサウンディングを実施	高知県須崎市	⑨ 事業開始(令和2年4月～)
宮城県村田町	② デューデリジェンスを実施	宮城県	⑨ 事業開始(令和4年4月～)
北海道ニセコ町	① 導入可能性調査を実施	神奈川県三浦市	⑦ 事業者公募(令和5年4月～予定)
北海道木古内町	① 導入可能性調査を実施	山口県宇部市	③ マーケットサウンディングを実施
滋賀県近江八幡市	① 導入可能性調査を実施	宮城県村田町	② デューデリジェンスを実施
福岡県大牟田市	① 導入可能性調査を実施	石川県小松市	① 導入可能性調査を実施
【工水】団体名	検討・進捗状況	大分県大分市	① 導入可能性調査を実施
熊本県	⑨ 事業開始(令和3年4月～)	福岡県大牟田市	① 導入可能性調査を実施
宮城県	⑨ 事業開始(令和4年4月～)	【ガス】団体名	検討・進捗状況
大阪市	⑨ 事業開始(令和4年4月～)	滋賀県大津市	⑨ 事業開始(平成31年4月～)
【電気】団体名	検討・進捗状況	鳥取県	⑨ 事業一部開始(令和2年9月～)

官民連携の推進に係る水道法の改正について

背景

- 水道事業は、原則として市町村が経営するものとされている。(第6条)
- 一方で、水道の基盤の強化の一つの手法として、PFIや業務委託等、様々な形の官民連携に一層取り組みやすい環境を整えることも必要。
- 現行制度においても、PFI法に基づき、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定することは可能。
- ただし、施設の運営権を民間事業者を設定するためには、地方公共団体が水道事業の認可を返上した上で、民間事業者が新たに認可を受けることが必要。
- 地方公共団体から、不測のリスク発生時には地方公共団体が責任を負えるよう、水道事業の認可を残したまま、運営権の設定を可能として欲しいとの要望。



改正概要

平成30年12月6日成立
平成30年12月12日公布

- 最低限の生活を保障するための水道の経営について、市町村が経営するという原則は変わらない。
- 一方で、水道の基盤の強化のために官民連携を行うことは有効であり、多様な官民連携の選択肢をさらに広げるという観点から、地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、水道施設の運営権を民間事業者を設定できる方式を創設。(第24条の4)
- 具体的には、地方公共団体はPFI法に基づく議会承認等の手続を経るとともに、水道法に基づき、厚生労働大臣の許可を受けることにより、民間事業者に施設の運営権を設定。

- ※ 運営権が設定された民間事業者(運営権者)による事業の実施について、PFI法に基づき、
 - ・ 運営権者は、設定された運営権の範囲で水道施設を運営。利用料金も自ら收受。
 - ・ 地方公共団体は、運営権者が設定する水道施設の利用料金の範囲等を事前に条例で定める。
 - ・ 地方公共団体は、運営権者の監視・監督を行う。

5(4). 公営企業の脱炭素化の取組

公共施設の脱炭素化の取組等の推進

- 令和3年10月に改定された地球温暖化対策計画において、地方団体は国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて率優先的な取組を実施することとされたことを踏まえ、脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、「公共施設等適正管理推進事業費」の対象事業に新たに「脱炭素化事業」を追加
- 公営企業の脱炭素化の取組についても、地方財政措置を創設

1. 公共施設等適正管理推進事業費における「脱炭素化事業」の追加

【対象事業】

地球温暖化対策計画において、地方団体が率先的に取り組むこととされている以下の地方単独事業

- ① 太陽光発電の導入
- ② 建築物におけるZEBの実現
- ③ 省エネルギー改修の実施
- ④ LED照明の導入

※「ZEBの実現」、「省エネルギー改修」は、それぞれZEB基準、省エネ基準に適合させるための改修が対象

【事業期間】 令和4年度～令和7年度 【事業費】 1,000億円

【地方財政措置】

公共施設等適正管理推進事業債
(充当率：90% 交付税措置率：財政力に応じて30%～50%)



<ZEB(Net Zero Energy Building)とは>
一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物

2. 公営企業の脱炭素化

【対象事業】

公共施設等適正管理推進事業費（脱炭素化事業）と同様

【事業期間】

令和4年度～令和7年度

【地方財政措置】

地方負担額の1/2について、一般会計負担（繰出）とし、財政力に応じて当該負担の30～50%について交付税措置

公営企業債(脱炭素化事業)について

○ 地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)を踏まえ、公営企業施設等について脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、以下のとおり、地方財政措置を講ずる。

【対象事業】

項目	対象事業
① 太陽光発電の導入	<ul style="list-style-type: none"> 公営企業施設等に設置される太陽光発電施設・設備、太陽光発電による電力を蓄電するための蓄電池施設・設備 ※ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度等の適用を受け、売電を主たる目的とする太陽光発電施設・設備については対象外
② 建築物におけるZEBの実現	<ul style="list-style-type: none"> 公営企業施設等をZEBの省エネ基準に適合させるための改修
③ 省エネルギー改修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 公営企業施設等を建築物省エネ法の建築物エネルギー消費性能基準(省エネ基準)に適合させるための改修 水道施設等における省エネルギー・高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化等の省エネルギー設備の導入 など(改修前と比較し、二酸化炭素排出量を15%以上削減できる改修に限る)
④ LED照明の導入	<ul style="list-style-type: none"> 公営企業施設等へのLED照明の導入

※ 上記に係る地方単独事業・補助事業を対象

【事業期間】

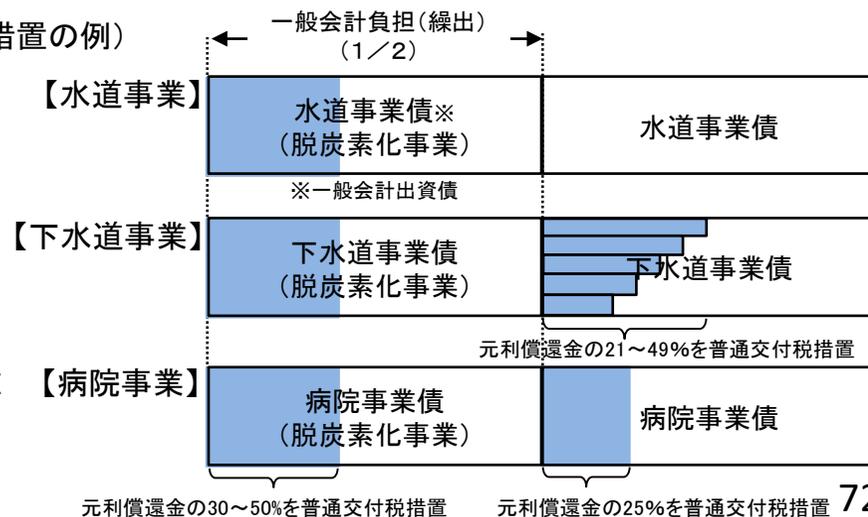
令和4年度～令和7年度

【地方財政措置】

地方負担額の1/2に事業債(脱炭素化事業)を充当した上で、元利償還金の全額を一般会計からの繰出しの対象とし、当該元利償還金の30%(財政力に応じて30～50%)について普通交付税措置(残余(地方負担額の1/2)については、通常の事業債を充当)

※事業債(脱炭素化事業)に係る資金については、公的資金を優先的に配分

(地方財政措置の例)



6. 見える化の推進

- 公営企業会計の適用拡大
- 「経営比較分析表」の策定・公表

公営企業における更なる経営改革の推進

公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ
 - 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
 - 民間活用の推進等に伴い職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
 - 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念
- さらに厳しい経営環境

更なる経営改革の推進

経営戦略の策定・改定

- 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- 中長期の人口減少の推計等を踏まえた、ストックマネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、投資・財政計画を策定
- 各公営企業において、令和7年度までに改定を行う

投資試算

財源試算

(計画期間内に収支ギャップを解消する)

投資・財政計画(基本10年以上)の策定

広域化等・
民間活用

人材確保、
組織体制の整備

新技術、ICTの
活用

相互に反映

抜本的な改革の検討

- 公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討

①事業そのものの必要性・
公営で行う必要性 (※1)

事業廃止

②事業としての持続可能性

民営化・民間譲渡

③経営形態
(事業規模・範囲・担い手)

広域化等 (※2)

民間活用

(※1): 水道事業及び下水道事業については、公営で行う必要性が高く、地方公共団体の事業主体としての位置づけが法定されていることから、②・③を議論し、広域化等及び民間活用を検討

(※2): 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化などを含む概念

公営企業の「見える化」

- 複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
 - 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
 - 広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組にも寄与
- 経営指標の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営の現状及び課題を分析

公営企業会計の適用拡大

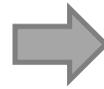
経営比較分析表の作成・公表

地方公営企業法適用の意義

公営企業とは: 住民生活に身近な社会資本の整備及びサービスの提供を行う主体

公営企業を取り巻く状況の変化と改革の必要性

- 著しい人口減少等による料金収入の減少
- 施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大
- 国・地方を通じた厳しい財政状況



将来にわたって持続可能な経営を確保するために、「経営の見える化」による経営基盤の強化が必要

地方公営企業法財務規定等の適用

目的

- 経営状況(損益情報・ストック情報等)の的確な把握等
⇒ 経営効率化、経営改革の推進
⇒ より適切な説明責任

公営企業会計の適用

- 発生主義・複式簿記の採用
- 経営成績(毎年度の利益・損失等フロー情報)・財政状態(資産・負債等ストック情報)の早期把握

予算・資産の弾力的運用

- 業務量の増加に応じた収入の支出への充当
- 資産の運用に係る特例(議会の議決不要)

期待される効果

将来にわたり持続可能な経営基盤の確保のために必要な情報の把握

➤ 持続可能なストックマネジメント等の推進

➤ 適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能に

➤ 広域化、民間活用等の抜本改革の推進

➤ 企業間での経営状況の比較

➤ 分かりやすい財務情報に基づく
住民や議会によるガバナンスの向上

➤ 職員の経営マインドの育成

公営企業会計の適用拡大のロードマップ

H27.1月 総務大臣通知等により要請

H31.1月 総務大臣通知等により要請

H27

H28

H29

H30

R元

R2

R3

R4

R5

R6

<集中取組期間>

<拡大集中取組期間>

○ 簡易水道・下水道(公共・流域)
<人口3万人以上>

移行

(移行完了)

新ロードマップ

○ 簡易水道・下水道(公共)
<人口3万人未満>

できる限り移行

移行

※ ただし、既に廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な市区町村については、この限りでない

○ 下水道(集排・浄化槽)

団体の実情に応じて移行

できる限り移行

○ その他の事業

公営企業として継続的に経営を行っていく以上、原則として公営企業会計への移行が求められる。特に、資産規模が大きく、多額の更新投資を要する事業については、積極的に移行を検討

ロードマップ

公営企業会計適用の取組状況(R3.4.1時点)

- ロードマップに基づき令和元年度までに公営企業会計を適用する人口3万人以上の簡易水道事業と公共下水道事業及び流域下水道事業は、全事業が「適用済及び適用取組中」となっている。
- 新ロードマップに基づき令和5年度までに公営企業会計を適用する人口3万人未満の簡易水道事業は87.8%、下水道事業は90.6%、人口3万人以上のその他下水道事業は87.0%が「適用済及び適用取組中」となっている。

下記の取組状況調査結果は、総務省HPIにおいて公表。(URL:https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kaikei.html)

○ ロードマップに基づき令和元年度までに公営企業会計を適用する事業

(単位 事業)

	人口3万人以上			
	簡易水道事業		公共下水道事業及び流域下水道事業	
	R2.4.1時点	R3.4.1時点	R2.4.1時点	R3.4.1時点
① 適用済及び適用に取組中	311 (98.4%)	318 (100%)	1,155 (100%)	1,155 (100%)
② 検討中	5 (1.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
③ 検討未着手	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	316 (100%)	318 (100%)	1,155 (100%)	1,155 (100%)

○ 新ロードマップに基づき令和5年度までに公営企業会計を適用する事業

(単位 事業)

	人口3万人未満				人口3万人以上	
	簡易水道事業		下水道事業		その他下水道事業	
	R2.4.1時点	R3.4.1時点	R2.4.1時点	R3.4.1時点	R2.4.1時点	R3.4.1時点
① 適用済及び適用に取組中	406 (68.0%)	523 (87.8%)	1,101 (68.0%)	1,465 (90.6%)	598 (79.1%)	651 (87.0%)
② 検討中	163 (27.3%)	67 (11.2%)	475 (29.4%)	138 (8.5%)	121 (16.0%)	85 (11.4%)
③ 検討未着手	28 (4.7%)	6 (1.0%)	42 (2.6%)	14 (0.9%)	37 (4.9%)	12 (1.6%)
合計	597 (100%)	596 (100%)	1,618 (100%)	1,617 (100%)	756 (100%)	748 (100%)

取組の更なる推進に向けて、簡易水道事業における高料金対策及び下水道事業における高資本費対策に係る地方財政措置について、

- ・人口3万人以上の地方公共団体は、令和3年度から公営企業会計の適用を要件化
- ・人口3万人未満の地方公共団体は、新ロードマップの要請期限である令和6年度から公営企業会計の適用を要件に加えることとしている。

(参考)新経済・財政再生計画 改革工程表2021

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程 (取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【収支(改善)、繰出金(抑制)】</p>	<p>○経営戦略の見直し率【2025年度までの見直し率100%】</p> <p>○収支赤字事業数【2017年度決算(938事業)より減少】</p>	<p>3. 公営企業の業務効率化とデジタル化の徹底、抜本的な改革等の推進</p> <p>a. 経営戦略に沿って収入、支出、管理者の情報の「見える化」を推進するとともに、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用など抜本的な改革等を推進。《総務省》</p> <p>b. 経営戦略が策定済の事業について、内容を充実する観点から、一定期間ごとの見直しを推進。《総務省》</p> <p>c. 9分野の経営比較分析表について、抜本的な改革の検討にも資するよう、必要に応じ指標の検証を行うこと等により、その充実を図るとともに、一覧して容易に閲覧できる形で公表するなど、各地方公共団体における活用を推進。《総務省》</p> <p>d. 水道、下水道などの公営企業についてICT等デジタル技術を活用した管理を推進。《総務省、関係府省庁》</p> <p>e. 経営戦略の改定や公営企業会計の適用、公立病院の経営強化などについて、地方公共団体に対するアドバイザー派遣による支援制度の充実を図り、公営企業の経営改革を更に推進。《総務省》</p>			
	<p>○重点事業における公営企業会計の適用事業数(人口3万人未満)【2024年度予算から対象事業の100%】</p> <p>○その他の事業における公営企業会計の適用事業数【増加】</p>	<p>4. 公営企業会計の適用促進</p> <p>a. <u>重点事業(下水道、簡易水道事業)について、ロードマップに基づき、人口3万人未満の地方公共団体においても、公営企業会計の適用を一層促進。《総務省》</u></p> <p>b. <u>その他の事業(港湾整備、市場、と畜場、観光施設等)について、実情や費用対効果を踏まえつつ、公営企業会計を適用すべき対象範囲や目標等の工程を明確化し、公営企業会計の適用に向けた取組を促進。《総務省》</u></p>			

公営企業会計適用による経営上の効果①(原価算定)

○給水原価の適切な把握により、適正な使用料の設定と経営健全化につなげることができた。

概要・背景

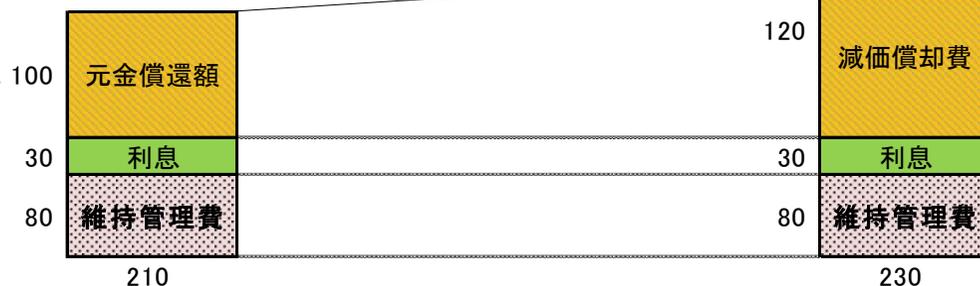
- 簡易水道事業において、公営企業会計適用前は企業債元金償還額を「減価償却費」とみなして原価に反映させ、料金を算定していたが、適用後は「減価償却費」を正確に把握することが可能となり、より精緻な料金算定が可能となった。

事例

【企業会計適用前の給水原価】

【企業会計適用後の給水原価】

元金償還額を「減価償却額」とみなす
 ↓
 ○償還期間に限り原価に反映
 ○起債額の多寡で原価への反映額異なる等



「減価償却額」を把握可能
 ↓
 ○より精度の高い原価の期間配分が可能(適正な期間、コストを原価に反映)
 ○起債額に関わらず、資産の経済的価値とその減耗分を原価に反映可能等

特有の事情として、自己資金を活用し、起債発行額を抑制したため、簡易水道事業会計の支出額(原価)は少なく済んでいた。

収支を概ね均衡させるため、原価にあわせて使用料水準を抑制。

公営企業会計適用により、減価償却費等のコストを精緻な水準で把握することが可能となったため、精緻なコスト情報を基に、より適切な使用料改定を行うことが可能となった。

(注1) 論点を単純化するため、建設時の国庫補助金や維持管理費等への一般会計繰入金はゼロとしている。

(注2) 投資の合理化、経費節減などの経営努力はすでに行っているものとする。

効果

- 公営企業会計の適用を行い、費用のより適正な期間配分が可能となったため、期間費用を使用料で負担いただくという、明確な根拠を持った説明を行うことができ、適正な水準への使用料改定に向けて動き出すことが可能となった。
- 原価を反映した料金算定が行われなかったことにより、経営が悪化していたが、健全化に取り組むことが可能となった。

公営企業会計適用による経営上の効果②(整備手法見直し)

○適切なコスト計算が実施可能となり、より効率的な整備手法の選択につなげることができた。

概要・背景

- 公営企業会計適用前は正確なコストの算定が困難であったが、適用後に減価償却費を含むコストを算定すると、人家がまばらな市街化調整区域において、公共下水道の整備を推進することで、汚水処理原価が大幅に上昇することが判明した。
- 3年前に平均20%程度の下水道使用料の値上げを行ったばかりであり、さらなる大幅値上げは避けたい事情があった。

事例

- 公営企業会計を適用して、減価償却費等を含む適正な損益計算を行った結果、正確なコストが把握可能となった。そこで、他の選択肢がないか検討したところ、市町村設置型浄化槽は安いコストで整備可能ことが判明した。
- 公共下水道のまま整備を進めた場合と市町村設置型浄化槽で進めた場合の汚水処理原価の比較は以下のとおり。

公共下水道のまま整備を進めた場合	市町村設置型浄化槽で進めた場合
251.3円⇒ <u>283.8円</u>	251.3円⇒ <u>258.1円</u>

(注)公共下水道は50年、浄化槽は30年を耐用年数とした減価償却費をコスト計算に含めた。

効果

- より効率的な整備手法を選択することで、住民負担の大幅増加を回避することにつながった。
- 公共下水道に比して浄化槽の耐用年数は短いものの、将来の人口減少に伴う世帯数や処理水量の減少を考慮すれば、耐用年数の長い投資よりも、耐用年数の短い投資のほうが、環境変化に弾力的に対応しやすくなる。
- 市町村設置型浄化槽等の推進にPFI方式を活用することで、概ね1ヶ月以内に設置完了となるため、供用開始まで5~10年を要する公共下水道よりも早期に適正な汚水処理の実現につながった。

公営企業会計の適用拡大に係る支援方策

1. 人的支援制度

- 総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じて公営企業会計の適用に係るアドバイザーを派遣する「経営・財務マネジメント強化事業」を創設(令和3年度～)

2. マニュアル・先進事例集

- 公営企業会計の適用に係る具体的な業務について取りまとめたマニュアルや、先行団体の事例を掲載した先進事例集、団体からの質問を取りまとめた質疑応答集を作成・公表(H31年3月)。
- 利便性向上のため、各種マニュアル等を一元化した上で、地方公共団体における取組の進捗や各団体との質疑応答を踏まえ、先進事例集や質疑応答集を充実。

3. 都道府県による市町村の支援

- 都道府県による市町村を対象とした公営企業会計の適用推進のための研修等のほか、都道府県と市町村が参加する体制を構築したうえで、個別相談会や、専門人材の養成及び各市町村への派遣を実施。
- 都道府県がこれらの取組に要する経費について、交付税措置。

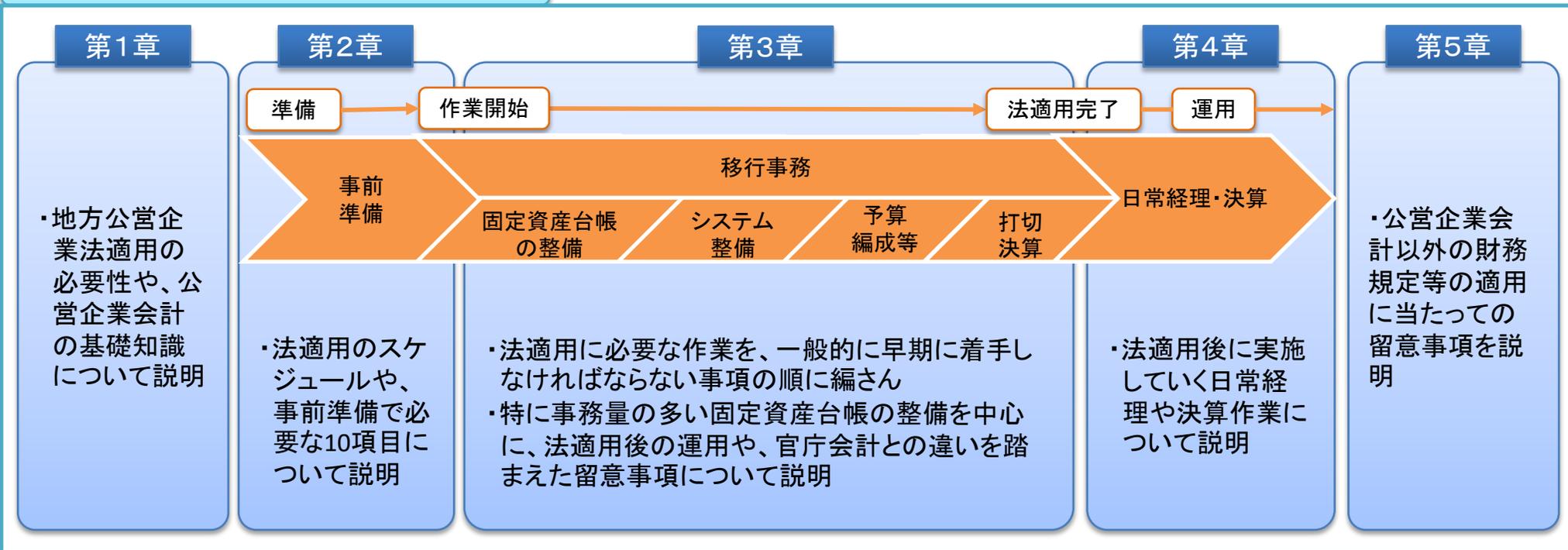
4. 地方財政措置

- 公営企業会計の適用に要する経費に充当するための公営企業債(公営企業会計適用債)を措置し、その元利償還金に対して交付税措置(交付税措置率:簡易水道 55%、下水道 21%~49%)。

地方公営企業法の適用に関するマニュアル(平成31年3月改訂版)について

- 公営企業会計の適用に当たって必要となる事務を時系列順に明確化するとともに、事例集や質疑応答集を充実させることで、十分な知見を有していない団体の円滑な取組に資するよう配慮

第1編 地方公営企業法適用の手引



第2編 参考資料

公営企業会計の適用の更なる推進を要請した通知のほか、公営企業会計の適用にあたって必要となる予算・決算の様式や勘定科目(例)を記載

第3編 先行事例集

小規模団体及び、簡易水道・下水道事業以外の事業の参考となるよう、平成27年1月に公表した先行事例集以後に法適用した事例を追録

第4編 質疑応答集

人口3万人以上の団体における取組の中で多かった質問等を追録するとともに、財政措置等に関する質疑応答については、現在の措置に沿った記述に更新

公営企業会計の法適用化に係る新たな支援措置（令和4年度～）

自治体から指摘される課題

会計適用後のランニングコスト(専門家への相談料、システム管理費)

対応策

1. 会計適用の運用経費について、公営企業会計適用債(簡易水道事業については、交付税措置率を50%から55%に引上げ)の対象とする期間を導入後3年間(改正前1年間)に拡充。
2. 全国の地方団体から情報を収集し、会計適用後の実務に係る典型的なQ&A集及びチェックリストを作成し、専門家への相談なしに実務が可能となるようにする。
3. 各都道府県ごとに、複数の財務諸表の作成等の経験者をアドバイザーに登録し、小規模自治体の問い合わせに対応。

公営企業会計の適用拡大に係る地方財政措置

概要

公営企業会計適用に要する経費について、地方債（公営企業会計適用債）を充当した場合に、その元利償還金の一部を一般会計からの繰出しの対象とし、当該繰出しについて地方交付税措置

対象経費

地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費（基礎調査・基本計画等策定経費、資産評価・資産台帳作成経費、財務会計システム導入経費並びに**財務規定等を適用した日の属する年度から当該年度の翌々年度までの間における会計処理及び財務諸表の作成に要する経費等**をいう。ただし、財務規定等の適用に係る事務に従事する職員の給料等は原則として含まれない。）

※ **財務規定等を適用した1年目から3年目まで**における決算書類の作成等に係る外部委託費も対象となる。

	～N-1年度	N年度 (適用初年度)	N+1年度	N+2年度	N+3年度～
改正前 (R2年度～)	基礎調査・基本計画等策定経費 資産評価・資産台帳作成経費 財務会計システム導入経費	会計処理及び 財務諸表の作成 に要する経費			
改正後 (R4年度～)	基礎調査・基本計画等策定経費 資産評価・資産台帳作成経費 財務会計システム導入経費	会計処理及び 財務諸表の作成 に要する経費			

地方財政措置

公営企業会計へ移行
(令和6年4月1日まで)

- 簡易水道事業 : 元利償還金の**55%**に繰出し、元利償還金の**55%**に普通交付税措置
- 下水道事業 : 元利償還金の一部に繰出し、元利償還金の21～49%に普通交付税措置
- 上記以外の事業 : 元利償還金の50%に繰出し、繰出額の50%に特別交付税措置
(都道府県・指定都市については財政力補正あり)

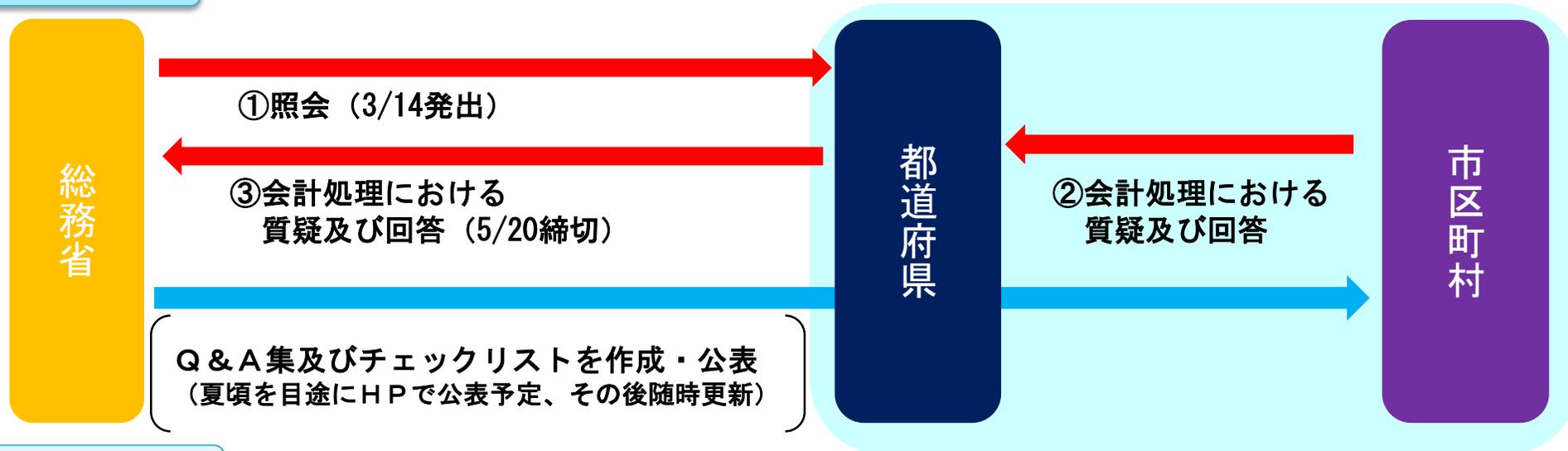
対象期間

令和5年度まで ※R6.4.1に適用した団体は、R6年度からR8年度までの会計処理及び財務諸表の作成に要する経費も対象

Q & A集及びチェックリストの作成

地方団体の事務負担及び費用負担の軽減を図るため、地方団体から会計処理における質疑及び回答等を収集し、総務省において公認会計士等の専門家による精査を行った上で、Q & A集及びチェックリストを夏頃を目途に作成・公表。

体制のイメージ



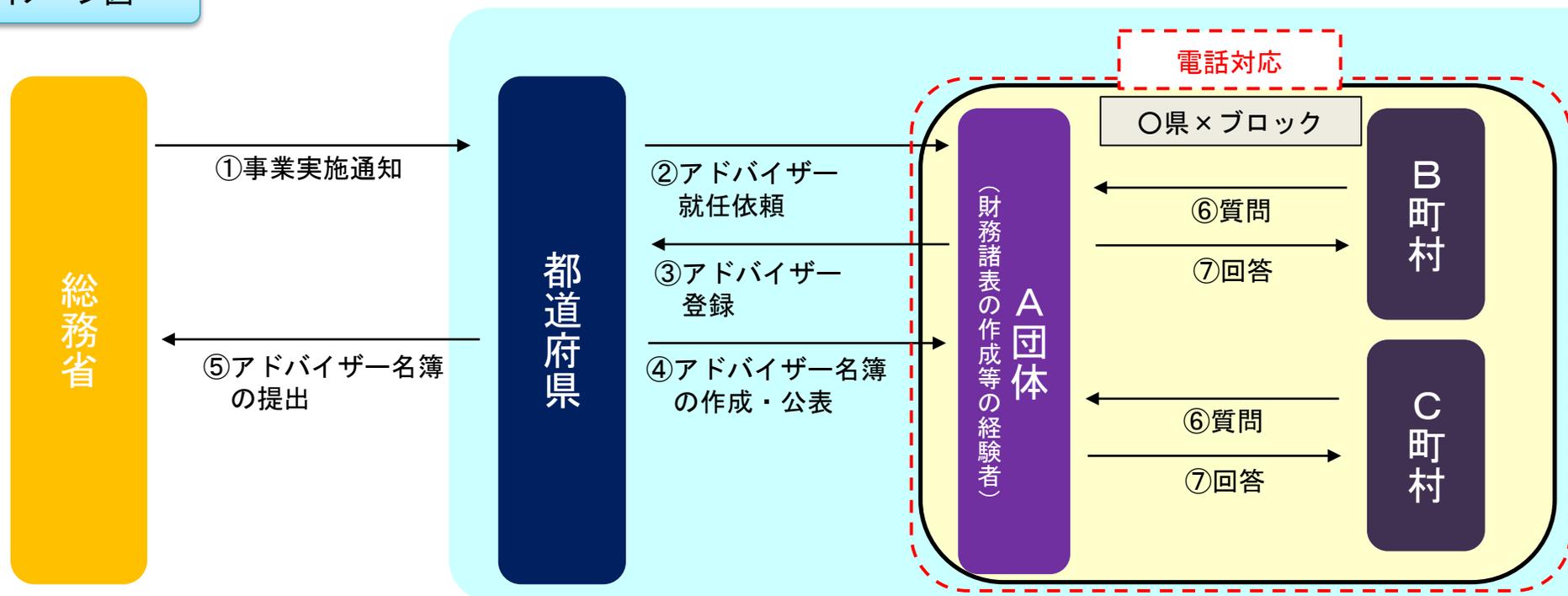
掲載項目(例)

	項目(例)
Q & A集	<ul style="list-style-type: none"> ● 「貸倒引当金」及び「減価償却費」等の計算方法 ● 「繰延収益(長期前受金)」について、元金償還金に対する繰入割合における収益額算出方法
チェックリスト	<ul style="list-style-type: none"> □ 貸借対照表の「現金預金」残高とキャッシュ・フロー計算書の「資金期末残高」が一致しているか。 □ 貸借対照表の「利益剰余金」の増加額と損益計算書の「当年度純利益」の額は一致しているか。

公営企業会計の適用に係る電話相談体制の構築

公営企業会計の適用の推進を図るため、財務諸表の作成等の経験者をアドバイザーに登録し、小規模自治体からの財務諸表の作成等に関する質問・相談を各都道府県のブロック毎に電話にて対応する体制を構築。

イメージ図



留意点

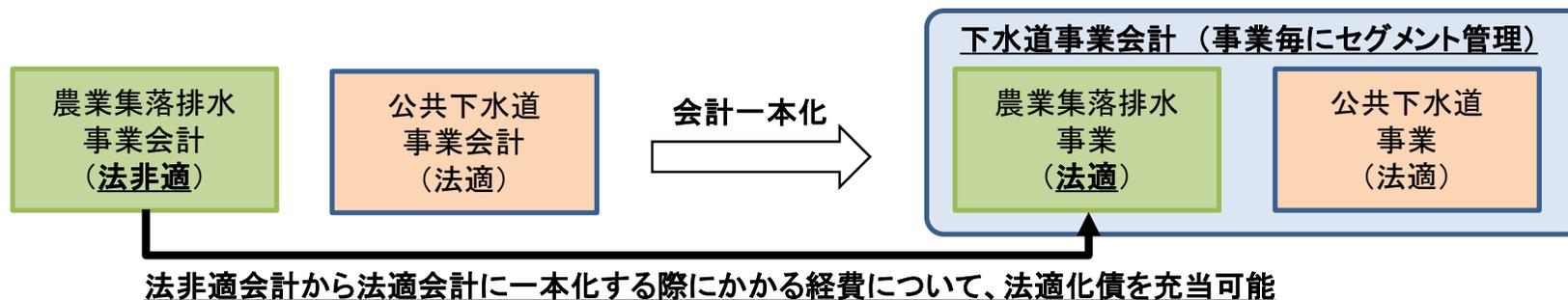
- 都道府県、指定都市、中核市、特例市、県庁所在市、その他市町における財務諸表の作成等の経験者については、積極的にアドバイザーに就任していただき、1都道府県において少なくとも10名以上はアドバイザー登録されるようお願いします。
- 特定のアドバイザーに質問が集中しないよう、各都道府県のブロック毎に担当アドバイザーを登録するようお願いします。
- 「公営企業会計適用債」等を活用する際の要件とすること等について、今後、検討を行う予定です。

会計一本化に係る留意事項①

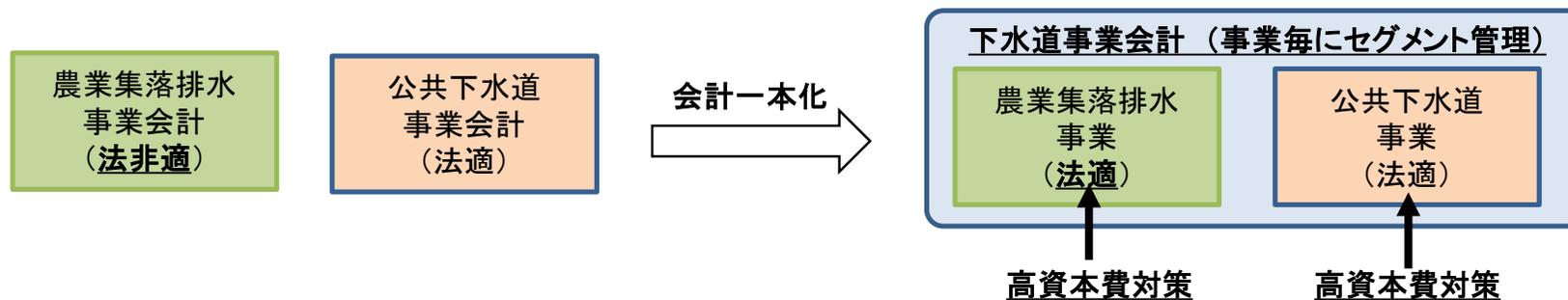
- 公営企業会計の適用(法適化)及び広域化計画の策定について、国からの要請に基づき、地方団体において期限までの実施に向けて取り組んでいるものと承知している。

これらの法適化及び広域化に併せて、可能な限り会計を一本化することにより、会計処理にかかる委託費や人件費等の節減が図られることから、以下の点に留意した上で、積極的に取り組まれない。

- (1) 農業集落排水(法非適)と公共下水道(法適)の会計一本化、簡水(法非適)と上水(法適)の会計一本化の際、固定資産台帳の整備、システム改修委託費等の法適化に要する経費について、法適化債が充当できること(接続統合の有無を問わない)



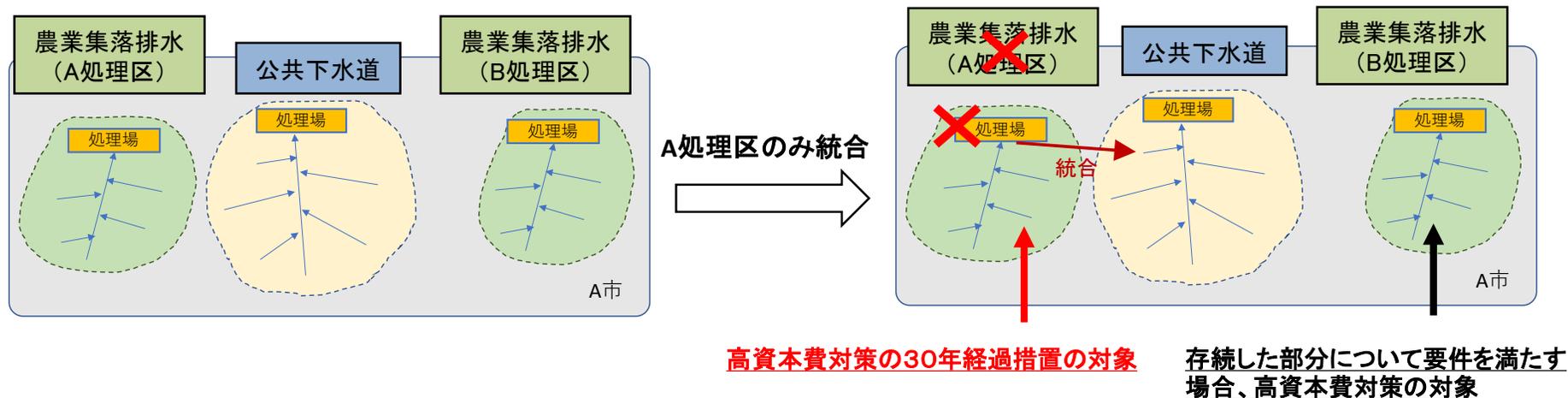
- (2) 農業集落排水と公共下水道の会計一本化(接続統合なし、事業毎にセグメント管理)の場合でも、法律に基づく事業単位は引き続き別であるため、高資本費対策は引き続き事業毎(農業集落排水と公共下水道別々)に講じられること



※ 高資本費対策は、事業毎に要件を満たすか否か判断され、事業毎に講じられる

会計一本化に係る留意事項②

- (3) 農業集落排水(A処理区)を公共下水道へ統合し、農業集落排水(B処理区)を存続する場合、農業集落排水(A処理区)部分の高資本費対策は30年経過措置(今回拡充)の対象となること



- (4) 全農業集落排水事業の約6割程度は既に公共下水道事業会計等と会計が一本化されてセグメント管理となっていること、法適化する際にあわせて会計一本化を実施した自治体の事例も複数あること

- (5) 簡水の法適化の際に、会計処理に係る委託費や人件費等の節減が図られることから、上水会計に統合している事例が令和2年度のみで20件あること

- (6) ①農業集落排水の公共下水道への統合の場合に農業集落排水部分の高資本費対策を供用開始30年まで適用する経過措置を講じる予定であること、②社会資本整備総合交付金等について、農業集落排水を公共下水道に統合する際の交付対象を拡充する概算要求がされていること、③全国的に広域化計画の中に農業集落排水の統合を相当程度盛り込む予定で取組まれていること

「経営比較分析表」を活用した公営企業の全面的な「見える化」の推進

「経営比較分析表」による見える化の徹底

○各公営企業が必要な住民サービスを安定的に継続していくため、これまで以上に経営指標を活用して、現状・課題等を的確に把握するとともに、議会・住民等にわかりやすく説明する必要があることから、「経営比較分析表」の策定及び公表を要請。
(平成27年11月30日付け公営企業三課室長通知)

- ・複数の経営指標を組み合わせた分析
- ・経年比較や他の地方公共団体等との比較

- ・自らの経営の現状、課題を客観的に把握
- ・現状・課題が議会・住民にも「見える化」

- ・抜本的な改革(廃止、民営化・民間譲渡、広域化)の検討
- ・「経営戦略」の策定・改定

を強力に後押し

健全性、効率性が一目でわかる経営指標の採用

○経営指標

- ① **経営の健全性**… 経常収支比率、累積欠損金比率、流動比率等
- ② **経営の効率性**… 料金回収率、給水原価、乗車効率等
- ③ **老朽化の状況**… 有形固定資産減価償却率、管路更新率等

見える化のコンテンツ

- ・各公営企業の基本データ(普及率、給水人口等)
- ・経営の健全性・効率性・老朽化の状況を示す指標の**経年変化・類似団体比較**を示したグラフ・表
- ・各公営企業による**分析コメント**
- ・毎年度2月を目途に、各指標・コメント等を更新

対象事業の推移



誰もが比較検討しやすいイメージで公表

経営比較分析表

A県 B市				人口(人)		
業種名	業種名	事業名	類似団体区分	人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
法適用	水道事業	末端給水事業	A1	777.77	888.88	999.99
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1人当たり給水人口(人)	現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
33.33	44.44	55.55	666.66	1,010.10	1,111.11	1,212.12

1. 経営の健全性・効率性

① 経常収支比率(%)

年度	H21	H22	H23	H24	H25
値	110.7	114.3	113.6	112.7	111.4

② 給水原価(円)

年度	H21	H22	H23	H24	H25
値	174.4	172.8	171.9	174.1	176.9

2. 老朽化の状況

① 有形固定資産減価償却率(%)

年度	H21	H22	H23	H24	H25
値	47.0	48.1	48.9	46.9	47.7

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】平成26年度全国平均

分析欄
1. 経営の健全性・効率性について
2. 老朽化の状況について

全体総括

7. 人的支援

地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
- しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体もあるところ

➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣**

事業概要

(1) アドバイザーを派遣する支援分野

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
 - ・ 経営戦略の改定・経営改善
 - ・ 公立病院経営強化プランの策定及び経営強化の取組
 - ・ 上下水道の広域化等
 - ・ 第三セクターの経営健全化
- 公営企業会計の適用
- 地方公会計の整備・活用
- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行(公共施設マネジメント)

(2) 支援の方法 個別市区町村に継続的に派遣(各都道府県の市区町村担当課と連携して事業を実施) 都道府県に派遣

課題対応アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
市区町村・公営企業が直面する課題に対して、当該課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイスを必要とする場合に団体の要請に応じて派遣	上記の支援分野の実施に当たり、知識・ノウハウが不足するために達成が困難な市区町村・公営企業に、技術的・専門的な支援を行うために派遣	都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため支援分野の研修を行う場合に派遣

※アドバイザーの派遣経費(謝金、旅費)は、地方公共団体金融機構が負担

(3) 事業規模

- 約3億円(約500団体・公営企業への派遣を想定)

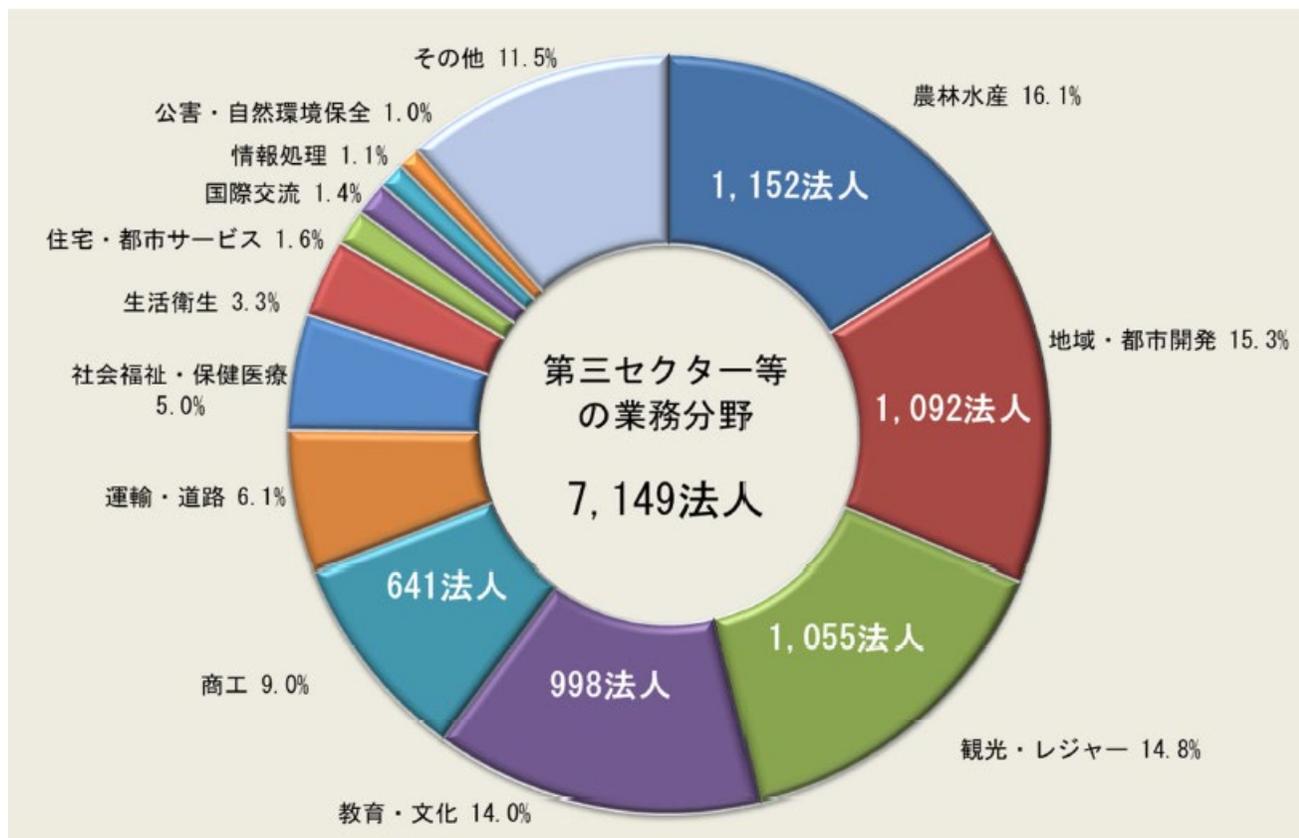
8. 第三セクター等の経営改革

第三セクター等について

＜第三セクター等の数＞

区分	法人数
第三セクター	6,461
社団法人・財団法人	3,106
公益社団・財団法人	2,014
一般社団・財団法人	1,089
特例民法法人	3
会社法法人	3,355
株式会社	3,123
その他会社法法人	232
地方三公社	688
地方住宅供給公社	37
地方道路公社	30
土地開発公社	621
合計	7,149

＜第三セクター等の業務分野＞



(令和3年3月31日時点)

第三セクター等の改革の流れ

平成11年度～平成20年度

「第三セクターに関する指針」

●「第三セクターに関する指針」

(平成11年5月 自治省大臣官房総務審議官通知) (平成21年6月廃止)

- 徹底した行政改革が求められていることを背景に、第三セクターの設立や運営の指導監督、経営悪化時の対応等に当たっての留意事項を、指針として示す。
- 平成15年12月に改定。第三セクターの存続が危ぶまれる場合、法的整理を含めた抜本的な対応の必要性を指摘。

●「第三セクター等の改革について」(平成20年6月 総務省自治財政局長通知)

- 健全化法の全面施行を控え、第三セクター等の存廃も含めた改革を集中的に進めることを要請。
- 平成20年度中に「経営検討委員会」を設置して経営評価と抜本的な改革の検討を行うこと、また、平成21年度中に経営改革の方針を定めた「改革プラン」を策定することを要請。

	平成14年度	平成20年度	増減率
○第三セクター等の数	10,111 法人	8,685 法人	▲14.1%
・うち経常赤字法人	3,204 法人	2,783 法人	▲13.1%
・うち債務超過法人	505 法人	409 法人	▲19.0%
○損失補償・債務保証額	10兆3,850 億円	7兆4,784 億円	▲28.0%

※1：平成15年度及び平成21年度に実施した「第三セクター等の状況に関する調査」(公営企業課)による。(比較可能な平成15年度調査と比較。)

※2：「経常赤字法人数」「債務超過法人数」には、地方公共団体の出資比率が25%未満であって、かつ地方公共団体からの財政的援助を受けていない法人は対象外。

平成21年度～平成25年度

「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」

●第三セクター等改革推進債の創設(平成21年度～平成25年度)

※その後、経過措置として平成28年度まで延長。

●「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」

(平成21年6月 総務省自治財政局長通知) (平成26年8月廃止)

- 全ての第三セクター等を対象として、平成21年度から平成25年度までの間に、第三セクター等改革推進債を活用し、存廃も含めた抜本的改革への集中的かつ積極的な取組を要請。

	平成20年度	平成25年度	増減率
○第三セクター等の数	8,685 法人	7,634 法人	▲12.1%
・うち経常赤字法人	2,783 法人	2,544 法人	▲8.6%
・うち債務超過法人	409 法人	282 法人	▲31.1%
○損失補償・債務保証額	7兆4,784 億円	4兆784 億円	▲45.5%

※1：平成21年度及び平成26年度に実施した「第三セクター等の状況に関する調査」による。

※2：「経常赤字法人数」「債務超過法人数」には、地方公共団体の出資比率が25%未満であって、かつ地方公共団体からの財政的援助を受けていない法人は対象外。

【第三セクター等改革推進債の許可額】(平成21年度～平成28年度までの累計)

179件・9,393億円(第三セクター 39件・2,126億円、地方公社 140件・7,267億円)

(参考：公営企業 35件・1,434億円)

平成26年度～

「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」

●「第三セクター等の経営健全化の推進等について」(平成26年8月 総務大臣通知)

●「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」

(平成26年8月 総務省自治財政局長通知)

- 平成25年度までの抜本改革の推進は一区切りとしつつ、財政規律の強化を不断に図っていくことが重要であることから、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を策定し、第三セクター等の効率化・経営健全化に係る引き続きの取組と、地域の元気を創造するための第三セクター等の活用の両立を要請。

	平成25年度	令和2年度	増減率
○第三セクター等の数	7,634 法人	7,149 法人	▲6.4%
・うち経常赤字法人	2,544 法人	2,416 法人	▲5.0%
・うち債務超過法人	282 法人	263 法人	▲6.7%
○損失補償・債務保証額	4兆784 億円	2兆4,285 億円	▲40.5%

※1：平成26年度及び令和元年度に実施した「第三セクター等の状況に関する調査」による。ただし、「損失補償・債務保証額」の平成30年度の数値及び増減率は、令和2年度に実施した「第三セクター等について地方公共団体が有する財政的リスク状況調査(令和元年度決算)」による。

※2：「経常赤字法人数」「債務超過法人数」には、地方公共団体の出資比率が25%未満であって、かつ地方公共団体からの財政的援助を受けていない法人は対象外。

平成27年度

- 「経済・財政再生計画改革工程表」(平成27年12月)：第三セクター等の財政的リスクを調査・公表することとされる。

⇒「リスク状況調査」開始：第1回(平成26年度決算分。平成28年2月。6月公表)

平成29年度

- 「経済財政諮問会議」(平成29年11月民間議員資料、12月大臣プレゼン)
- 「経済・財政再生計画改革工程表2017改定版」(平成29年12月)：経営健全化方針の策定・公表を推進することとされる。

●「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」

(平成30年2月 総務省公営企業課長通知)

- 財政的リスクの高い第三セクター等と関係のある地方公共団体に対し、平成30年度中に「経営健全化方針」を策定するよう要請。

平成30年度

- 「新経済・財政再生計画改革工程表2018」(平成30年12月)：

「経営健全化方針」の策定・公表率のKPIを設定(平成30年度までに100%)

⇒策定率：100%(平成29年度決算分。令和3年12月経済財政諮問会議公表)

●「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について」

(令和元年7月 総務省公営企業課長通知)

- 経営健全化方針を未策定の団体に対しては速やかな策定を、策定済みの団体に対しては着実な取組の実施とその公表を要請。また、平成30年度以降の決算を踏まえ、経営健全化方針の策定と取組の実施に取り組みよう要請。

⇒毎年度、取組状況や主な取組内容を公表

第三セクター等の経営健全化の推進について

第三セクター等の経営改革の推進

【第三セクター等の経営健全化等に関する指針】

- 第三セクター等は、経営が著しく悪化した場合、自治体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。そのため、平成21年の地方公共団体の財政の健全化に関する法律の全面施行以来、第三セクター等の抜本的改革を推進し、経営健全化に一定の成果。
- 引き続き、各自治体において、関係を有する第三セクター等について経営健全化に取り組むこととしている。
(平成26年8月5日付け総財公第101号総務大臣通知)

【第三セクター等の経営健全化方針】

- 特に、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する各自治体に対しては、平成30年度末までに経営健全化方針を策定・公表するよう要請（平成30年2月通知。策定率：100%）
- さらに、令和元年7月の通知において、次のとおり要請。
 - ・ 経営健全化方針を未策定の自治体においては、早期の策定
 - ・ 経営健全化方針を策定した自治体については、経営健全化方針に基づく取組の着実な実施と、その取組状況の公表
 - ・ 法人の平成30年度以降の決算で新たに経営健全化方針の策定要件に該当した法人に関しては、同様に、経営健全化方針の策定と、それに基づく取組の実施や取組状況の公表を要請（取組状況及び主な取組内容を総務省HPで公表）

経営健全化方針の策定要件に該当

次のいずれかに該当する場合

- ・ 一の自治体の出資割合が25%以上で、債務超過の法人
- ・ 一の自治体の出資割合が25%以上で、時価評価した際に債務超過になる法人
- ・ 損失補償又は債務保証の対象となっている、保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、自治体の標準財政規模の10%以上である法人
- ・ 損失補償、債務保証及び短期貸付額の合計額の、標準財政規模に対する割合が、自治体の実質赤字の早期健全化基準（道府県は3.75%、東京都は5.55%、市町村は11.25%～15%）に達している法人



※毎年度、経営健全化方針の策定状況や取組の公表状況を調査し、公表。

第三セクター等について地方公共団体が有する財政的リスクの状況

- 第三セクター等は、地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。
 - 第三セクター等について地方公共団体が有するこのような財政的リスクの状況の「見える化」を推進するため、**地方公共団体が一定の関与をしている第三セクター等について、その財務状況や地方公共団体の財政的支援の状況について毎年度調査し、結果を公表（②6決算～）**
 - **財政的リスクの高い法人と関係を有する地方公共団体は、経営健全化方針を策定**することを要請（H30.2.20公営企業課長通知、R1.7.23公営企業課長通知）
- ※ 第三セクター等：第三セクター（地方公共団体が出資又は出先を行っている社団法人及び財団法人並びに会社法法人）及び地方3公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社）

調査結果（令和3年3月31日時点）

- **調査対象：R②1,126法人（R①1,112法人、+14法人）（次の①、②の重複を除く。）**
 - ① 地方公共団体が損失補償・債務保証、貸付（短期・長期）を行っている法人：+1法人（R① 1,001法人 → R② 1,002法人）
 - ② 債務超過法人であって、当該地方公共団体の出資割合が25%以上の法人：+24法人（R① 224法人 → R② 248法人）
- **調査結果：**
 - 地方公共団体が一定の関与をしている第三セクター等は、前回調査から増加（+14法人）。
 - 財政的リスクの高い法人と関係を有する地方公共団体（経営健全化方針の要策定団体）についても、前回調査から増加（+31団体）。

区分	I 債務超過法人	II (1) 時価評価した場合に債務超過となる法人	II (2) 土地開発公社において債務保証等の対象となっている保有期間5年以上の土地の簿価総額が、当該団体の標準財政規模の10%以上	III 当該団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付金の額の割合が、実質赤字比率の早期健全化基準以上	計（法人数） I～IIIの重複を除く。	計（団体数）
今回調査（R②）	248	8	17	47	302	326
前回調査（R①）	222	8	25	45	275	295
増減	+26	±0	▲8	+2	+27	+31

- 要策定団体（326団体）のうち、R②において新たに対象となった地方公共団体：81団体（76法人）（参考）要策定団体から外れた団体：50団体（49法人）
- 要策定団体（326団体）のうち、経営健全化方針が未策定の地方公共団体：15団体（14法人）（R②において新たに対象となった81団体を除く。）

（経営健全化方針に基づく取組状況）

- 平成29年度決算において経営健全化方針を策定することとなった279団体については、改革工程表においてその後の改善状況が成果指標として設定されており、策定要件に該当した年度（平成29年度決算）と比べ、令和2年度決算における経営健全化方針の策定要件に係る数値が改善している地方公共団体は185団体（令和元年度決算時の調査（令和2年3月31日時点）より+11団体）となっている。

9. 新型コロナウイルス感染症対策に関する取組

新型コロナウイルス感染症に係る公営企業の特別減収対策企業債の延長について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に伴う利用者の減少等により、公営企業において大幅な収入減が発生していることから、交通、病院など住民生活に不可欠な公営企業の資金繰りを円滑にするため、令和2年度に資金手当措置として「特別減収対策企業債」の制度を創設。

新型コロナウイルス感染症の影響により令和4年度も公営企業の減収が発生する恐れがあることから、同感染症に伴う減収による資金不足について、令和4年度も引き続き「特別減収対策企業債」の制度を継続。

<措置の内容>

- 新型コロナウイルス感染症により資金不足額が発生又は拡大する公営企業は、当該不足額について資金手当に係る企業債が発行できる(特別減収対策企業債)。
- 発行済の特別減収対策企業債の償還利子の1/2の額を一般会計から繰出し。
なお、当該繰出しには特別交付税措置(措置率0.8)を講じる。
- 償還年限は原則15年以内

